

第百九十六回国会

参議院農林水産委員会会議録第二十二号

平成三十年六月十二日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月七日

辞任

井原 巧君

補欠選任

平野 達男君

六月八日

辞任

青木 愛君

補欠選任

森 ゆうこ君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

岩井 茂樹君

中泉 松司君

舞立 昇治君

田名部匡代君

紙 智子君

磯崎 陽輔君

上月 良祐君

進藤金日子君

野村 哲郎君

平野 達男君

藤木 眞也君

山田 俊男君

谷合 正明君

横山 信一君

徳永 エリ君

舟山 康江君

小川 勝也君

川田 龍平君

儀間 光男君

森 ゆうこ君

国務大臣

農林水産大臣

齋藤 健君

内閣官房副長官

内閣官房副長官

野上浩太郎君

副大臣

内閣府副大臣

田中 良生君

文部科学副大臣

丹羽 秀樹君

農林水産副大臣

谷合 正明君

大臣政務官

農林水産大臣政務官

上月 良祐君

事務局側

常任委員会専門員

大川 昭隆君

政府参考人

内閣府規制改革推進室次長

窪田 修君

文部科学大臣官房審議官

瀧本 寛君

農林水産省消費・安全局長

池田 一樹君

農林水産省食料産業局長

井上 宏司君

参考人

市場流通ビジョンを考える会代表幹事

磯村 信夫君

東北地区水産物卸組合連合会事務局長

菅原 邦昭君

広島大学名誉教授

三國 英實君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岩井茂樹君) たいまいから農林水産委

員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、井原巧君及び青木愛君が委員を辞任され、その補欠として平野達男君及び森ゆうこ君が選任されました。

○委員長(岩井茂樹君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事會協議のとおり、内閣府規制改革推進室次長窪田修君外三名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(岩井茂樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩井茂樹君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に参考人として市場流通ビジョンを考える会代表幹事磯村信夫君、東北地区水産物卸組合連合会事務局長菅原邦昭君及び広島大学名誉教授三國英實君の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○委員長(岩井茂樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岩井茂樹君) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。齋藤農林

水産大臣。

○国務大臣(齋藤健君) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

食品流通におきましては、加工食品や外食の需要が拡大するとともに、通信販売、産地直売等の流通の多様化が進んでおります。こうした状況の変化に対応して、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るためには、卸売市場につきまして、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、食品流通全体につきまして、物流コストの削減や品質、衛生管理の強化などの流通の合理化と、その取引の適正化を図ることが必要であります。

このため、公正な取引環境の確保と卸売市場を含む食品流通の合理化とを一体的に促進する観点から、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明申し上げます。

まず、卸売市場法の一部改正であります。

第一に、目的規定において、卸売市場が食品等の流通において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場の認定に関する措置等を講ずることを定めることとしております。

第二に、農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、農林水産大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱の禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、基本方針等に即して中央卸

売市場又は地方卸売市場として認定することとしております。

第四に、国は、食品等の流通の合理化に取り組む中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、その施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができることとしております。

次に、食品流通構造改善促進法の一部改正であります。

第一に、目的規定において、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化及び取引の適正化を図るための措置を講ずることを定めることとしております。

第二に、農林水産大臣は、食品等の流通の合理化を図る事業を実施しようとする者が講ずべき食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めることとしております。

第三に、農林水産大臣は、基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができることとしております。

第四に、農林水産大臣は、食品等の取引の適正化を図るため、食品等の取引の状況等に関する調査を行い、当該調査の結果に基づき、指導、助言等の措置を講ずるとともに、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知することとしております。

第五に、これらの改正に伴い、法律の題名を食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律に改めることとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決い

ただきますようお願い申し上げます。

○委員長(岩井茂樹君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○田名部匡代君 おはようございます。国民民主党・新緑風会の田名部匡代です。よろしくお願ひいたします。

今回の改正案でありますけれども、現場の関係者の方からは、衆議院の審議時間は短かった、参議院しつかり議論してほしい、頑張ってくれといううような激励をいただいているところでありまして、何とかその期待に応えていきたいと思っております。

本会議場でも述べましたけれども、現場を全く無視した官邸農政が次々といろいろ規制改革推進会議に丸投げして、いろんな提案が上がつてくる。今回、一部の規制は残りまして、元々の規制改革推進会議の提案よりは規制は残った、そういう意味では自民党の皆さんの頑張りもあつたのかなというふうに思いますけれども、それらを踏まえて、幾つか農水省に確認をさせていただきたいと思ひます。

卸売市場の実態についてであります。受託拒否の禁止に關係することですけれども、このルールがあることで、鮮度、大きさの面が著しく劣つたり、環境影響や倫理等の面で不適切な生産、出荷がなされ、一律に受託することが生産者の不適切な活動を助長しないとも限らない、こういうことが本場にあるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 受託拒否の禁止に關しましては、現行法の下でも受託拒否の原則禁止ということになっておりまして、有害なもの等については例外として受託拒否ができるということになっておりますので、現在でも御指摘のようなものについては市場に入ってくることはないといひますか、受託拒否ができるというふうに認識をしております。

○田名部匡代君 受託拒否ができないから、農業

者としては何でもいから出すということが常態化してしまう可能性がある。この受託拒否のルールのあることで、そういう何でもいから出すんだと、農家の方々がそう考えて、それが常態化しているんじゃないか、してしまふんじゃないか。どうでしょう。

○政府参考人(井上宏司君) 生産者の所得向上の観点からは有利な条件の出荷先を選ぶということと自身は重要なことだと思ひますけれども、卸売市場に關しましては、この中央卸売市場について受託拒否の禁止があることによつて、生産者にとつて安心して出せる先があるということには意義があるというふうに考えまして、今回御提案をされているような法案の内容になっているものでございひます。

○田名部匡代君 今や市場性を考えない農業者が再生産される可能性のある制度になっている。まあ、これ今の卸売市場法のことについてですね。もつと市場のこと、顧客のこと、消費者のことを考える農業者が育つような制度にする必要があると思ひておりまして、そのためには、流通業者が受託拒否の禁止という条件にとらわれるのではなく、もつと生産者に対して物を言えて、ある場合は拒否ができる、そういった状況をつくる必要があるのだらうと思ふと、こういう御意見に対してはどういう感想でしょう。

○政府参考人(井上宏司君) 規制改革会議の提言はあるわけでございひますけれども、私どもとしましては、こうした提言に加えまして、食品流通の現場の実態、声を十分に踏まえながら検討、調整を行つてきた結果、昨年十二月の活力創造プランにおいて決定したような内容になっているのでございまして、政府としての決定としては昨年十二月の活力創造プランに定められているような内容であり、またそれに沿つて今回御提案申し上げているような法案の内容でございひます。

○田名部匡代君 今私が確認させていただいたのは、全て規制改革推進会議の方々の議事録から発言を取り上げたものであります。

卸売市場については、平成二十六年から農水省は五年ごとの基本方針の策定のために関係者による検討会を続けてこられたと思ひます。私は、別に農水省を擁護するわけじゃないですけど、やっぱり農水省というのは、これまでいろいろな制度の歴史であるとか意義であるとか、そうした関係者、生産現場、消費者、広い視点でいろんなことを議論されて物を決めてきたと思ひてゐるんですね。そういうところを飛び越えて、現場のことが分かつてゐるのか分かつてゐないのか分からない人たちが突然いろんな提案をしてくるんですね。今回、ちよつとこの法改正、卸売市場を改正しようという議論になつたその発端は何でしょう

○政府参考人(窪田修君) 規制改革推進会議と卸売市場制度の見直しとの關係でございひますが、卸売市場制度の見直しにつきましては、平成二十七年十一月の総合的なTPP関連政策大綱の中で、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立というテーマで検討することが決定され、その後、平成二十八年の一月に農林水産省・地域の活力創造本部において、当時の産業競争力会議と規制改革会議が検討を進めた上で、平成二十八年の秋を目途に農林水産省・地域の活力創造プランの改訂をもつて取りま

とめを行うことに始まりまして、その後、後継会議である未来投資会議と規制改革推進会議において検討が継続されたという経緯でございひます。

○田名部匡代君 私の手元にある自民党山田俊男先生のこれブログ、拝見いたしました。いろいろ勉強させていただいておりますが、いろいろ農水省が真摯な検討を行つて報告書を取りまとめたいたと、ところが、報告書を取りまとめた後、匿名の個人からホットラインを通じて規制改革推進会議に卸売市場の企業化に向け民間企業を開設主体にすべきという意見が届き、それを受けて始まつたんじゃないかというふうなことが書かれておりますが、ちよつと事実關係について教えてくださ

○政府参考人(窪田修君) 平成二十七年六月に中央卸売市場の開設主体に民間企業なることを認めるべきとの提案が規制改革のホットラインに出され、これに対して、当時農水省から対応不可との回答をいただいております。ただ、これはあくまで個別の提案に回答いただいたものでありまして、その後、規制改革推進会議といたしましてこの提案についてそれ以上の議論を行ったという記録はございません。

○田名部匡代君 何か、これまでの種子法もそうですし、競争力とかもそうですけど、農協改革もおっしゃったようにPPPがどうのこうのと説明されてしまったけれども、今みたいな情報をお聞きすると、利害関係者からのメールも少しもせんよ。自分の商売のためにこうしてほしいなと思ったことがメールで届いたら、ああ、何かそうだね、それいいねなんていう、そんなもじかしたらいいかげんところからスタートしているんじゃないかなと勘ぐるようなこともありますけれども、本間に、じゃ、必要な議論として分かった方が議論しているのかなというところも全くこれは私は疑問なんですね。

卸売市場法については、規制改革推進会議で何回関係者からヒアリングをされたのか、どういう方々からヒアリングされたのか、ちょっと教えてください。

○政府参考人(窪田修君) 卸売市場改革につきましては、平成二十八年の二月から六月にかけて検討をいたしております。その際には、いろいろな農事組合法人の方やあるいは農協の方々からヒアリングを実施しております。平成二十八年中には五回行っております。また、その後、平成二十八年の秋に意見を取りまとめておりますが、その後、平成二十九年になりまして、平成二十九年の十月以降、三回議論をしております。その中で卸や仲卸の方々からもヒアリングを実施しております。

○田名部匡代君 先ほども申し上げましたけれども

も、担当する農林水産省で真摯な議論をしているわけですよ、検討しているわけですよ。それを、中身も分からない、各団体からは一回ずつしか聞いていないでしようし、その議論は十分な時間なのかよく分かりませんが、そういう議論の中でばつと何かいいかげんな提案をしてくるのはやめていた方がいいんですよ。

この議論したメンバーの議事録見ますと、民間の、これいいのかな、アマゾンフレッシュが余りにもすばらしく便利で、私はこれなくしては生きていけなくなりました。何しろ買物する時間がない、プロックリー一個、仕事が終わってから食べたいなと思うとき、夜中だったり、おいしいお刺身まで持ってきてくれたりとか、夜中の十二時まで持ってきて、朝は八時から持ってきてくれるのですよ。これ、すごいことだと思つたんです。それに気が付いて使っている農家の方々も多いということ、間違いないこれに巻き取られていくと思うのです。逆に、今からその発想で、何がこれを応援できるのか、何が足かせになっているのか、そういう観点で見直せたらいいのではないかなと思つた。で、それずつという議論をしていて、ほかの委員から、先ほどの発言の委員があつた外資系のプラットホームの話ですけど、早速スマホで見てみましたけれど、安いのをいっぱい売つていて驚きました。結構いいものが売っているんですよという会話も議事録に残っているんです。

まあプロックリー一個夜中に届けるのに、それがどれだけのコスト掛かっているのか、安く売っているということとはどこかにしわ寄せがあるんじゃないかと。トラック運転手が不足しているというような中で、確かに便利ですよ、私もいろいろ重たいものを、お水を届けてもらつたりとかありますけれども、まあ便利を求めればどこまでも便利が良くて、ただ、やつぱり、それによつて働き方であるとか生産者の利益とか、そういうところに影響があつてはならないというふうに思ひますし、もつと言え、これ一部の地域、利用でき

る人つてどれだけかということなんです。高齢者の方々もいらつしやる。私の地元青森なんか考へたつて、まあ夜中の十二時にプロックリー一個届けてくれるのかといつたら、それが特に中山間の地域だつたら、どれだけコスト掛けてプロックリーが届くのかという、いろいろ思うところがありまして、やつぱり、規制改革推進会議の方々の一部の目先の視点だけで物事を判断しては私は間違ふと思うんですよ。

それらをトータル的に考えるのがやつぱり政治の役目だと思つていて、ここにおられる皆さんは、それぞれの現場、それぞれの地域、青森と、また九州、東京、みんな事情が違うわけですよ。そのみんな事情が違う中の現場をしつかりと受け止めてここに来ていて、それを代表して、ここでその声を届けながら議論をする、それが政治の役目だし、卸売市場の問題、この法改正だけれども、そのことだけじゃないわけですよ。地域どうするの、生産者はどうなのか、食の安全、安定供給どうなっていくのか、幅広くいろんな視点で結論を出していくのが政治であると考えたときに、ちよつと私は、規制改革、与党の皆さんにも頑張つていただきたい。まあ今回は頑張つたかも知れないですけど、頑張つていただきたいし、私の信頼する農水省の皆さん、ほかから言われなきやでないと、必要な改革なら率先してやつてくたさいよ。やらなくてもいいときは、しつかりとこれは必要なんだと言つていただきたいんですよ。何ですか、もうすつかり官邸農政に。まあ何とも、本間に応援しているんですよ。

まあ愚痴ついても質問に入れないので、質問に入らせていただきたいというふうに思いますけれども。

今回の提案した法案の趣旨に食品流通の合理化ということがあるんですが、現行法のどこが合理的ではないのか、そして法改正がなされればどう合理化されるのか、教えてください。

○政府参考人(井上宏司君) 近年、食品流通の現

場におきましては、積み降ろす際の荷役や待ち時間が多くトラックドライバーの負担になつていという物流の問題。また、いまだに伝票が手書きであつたり受発注が電話やファクスで行われるといったことで取引情報の電子化が遅れているといったような問題。また、卸売市場におきましては低温卸売場の整備率が二割に満たずコールドチェーンが確保されていないといった問題、加工食品や外食での原材料需要や海外マーケットへの輸出などに十分応え切れていないといったような課題があるというふうに考えております。

こうした課題は集荷から販売までのサプライチェーン全体で取り組むべき課題であると考えておりますけれども、現行法の食品流通構造改善法は、何といひますか、サプライチェーンを通じてどういふよりは業態ごとに区分をして支援対象となる事業類型というのを整理をしております。今回、今申し上げましたような流通が抱えている課題にに応じた支援対象事業を並べて、これに対する支援措置を行うという改正案を御提案しているものでございます。

○田名部匡代君 今、電子化だとか輸出だとかコールドチェーン化、これまでもそういう課題があつた。何で一つ一つそれを解決するための提案をしなかつたのか。何でこれが進んでこなかつたのかという分析をされたのか。いきなりこんな法改正をするんじゃないのか、じゃ、電子化を進めるために予算が足りないのか、何か違う対策が足りないのか、そういうことを検討したんですか。

○政府参考人(井上宏司君) これまでも食品流通構造改善促進法の下で、例えば市場関係業者の経営改善に向けた取組等の支援を行つてきているところがございますけれども、今申し上げましたようにサプライチェーンを通じて行うような取組についてはこれまで十分進んでこなかつたということに加えて、むしろ物流の問題でありますとか、品質・衛生管理の高度化への要請というのは高まつている。こういう現状認識を踏まえまして、こうした取組がより進むように、今回、支援対象

の事業類型の見直し等を内容とする法案にさせていた、だいたいとこのところでございます。

これに関連する支援に必要な金融面の予算措置でありますとか等につきましては、これはしっかりと準備をさせていただきたいというふうに考えております。

○田名部匡代君 何か、何度御説明聞いても私は別の話で、この法改正ではなくて、今言ったような輸出と高度衛生管理、コールドチェーン、電子化、これが進んでいかなかったことはなぜかということと分析をして、それをしっかりと進む体制をつくるだけの話で、何でもこんな法改正と絡めてくるのかちよつとよく分からないんですが。

本会議でも伺いました認定制のことについて、認可と認定の違いは一体何なんだと。現場からもよく分からない、分かりにくいという声も上がっていますけれども、これ、認定制になったことで、私の勘ぐりかもしれませんが、国の関与の度合いは薄れる、将来的には、もう国の関与もなくなつて予算も削つていかれてしまうのではないかと、いうふうには懸念しているんです。利益を出すとかいうこと以外の卸売市場の果たしてきた役割というものがあつて、その担つてきた役割、食料の安定供給、そして価格形成、そして品質保持、こういったものを、社会インフラとしての役割を私はしっかりと守つていくべきだというふうに思っているんですね。

この法改正によつてどういう将来像を描いておられるのか、今後、今まで果たしてきた卸売市場の役割というものを、いずれも国の関与もやめて民間企業にお任せをしてやつていただくという方向性なのか、それについてちよつと教えてください。

○政府参考人(井上宏司君) 卸売市場の役割につきましては、これまでも重要な機能を果たしてまいりましたし、今後とも食品流通の核として堅持すべきものというふうに考えておりますし、また、その趣旨は、今回の卸売市場法改正案の目的規定の中に新たに盛り込まさせていただいている

ところでございます。

他方で、卸売市場につきましては、外食、加工品需要等が増えている食品の消費に関する状況の変化等の中で、これまで国が一律に規制を行つてきた取引、ルール等につきまして、卸売市場の実態に即して柔軟に設定できることが卸売市場の活性化にも役立つと思つておりますし、また、これまで、規制という考え方で、許可認可の下に卸売市場を置いてきたわけでございますけれども、その公正な取引の場として果たす役割に鑑み、それを振興するという考え方の下に、今回認定制という仕組みを御提案しているものでございます。

○田名部匡代君 皆さんの今日お手元にお配りした資料ですけれども、ちよつとこの数字について伺いたんですが、生鮮品等という、最後、左側の国内消費者の手前の生鮮品等というのは、これは卸売市場で取り扱うものということによろしいんでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) ただいま御指摘いただきましたのは、資料の左側の方の生鮮品等、十二・五兆円というところかと思ひますけれども、あつ、済みません、二枚目の方ではそういうことかと思ひますけれども、この生鮮品等は、平成二十三年の産業連関表を基に農林水産省で推計したものでありまして、平成二十三年に国内で飲食費として支出されたもののうち生鮮品等に支出された額でございます。この中には卸売市場を経由した生鮮品も含まれますけれども、直売所やネット通販などの卸売市場を経由しない生鮮品も含まれているものでございます。

○田名部匡代君 なるほど、この上の市場外経由のところもここに全部含まれているということ。こめんなさい、大して何が問題だということ。じゃなくて、この資料を見たときに、外食産業と、下の国内消費者に回るところが生鮮品等として加工品、外食産業は何か別の、卸売を通過していないような最初図に見えたので、もうちよつと何か、外食産業なんというのは特に卸売市場を経由して外食産業に回っているものが多いと思つたの

で、最近政府の出してくる資料は何となく意図的なものが多いものですから、何かまたここには隠された事実があるんじゃないかと思ひましたが、大丈夫ですね。はい、うなずいておられるので、ここは進めていきたいと思ひます。

青果物について、卸売市場を経由する国産の青果物の割合というのは非常に高いと思うんですが、けれども、まさにこういう資料もそうですが、社会的役割というのを矮小化して伝えてはならないというふうにも思つていて、是非やっぱり、国民の皆さんにも卸売市場の果たしている役割の重要性というものが伝わるようにしていただきたいというふうに思ひます。

取引のルールが市場ごとに設定できる仕組みになるわけですが、何でも申し上げていっているとおり、市場があるから適正な価格形成が行われていると私は考えておまして、そうじゃなければ、本来の適正価格よりも高い値段を付けたら、買ったたきがあつたりということになつてくるのではないかと、そういうことが考えられるのではないかと、いうふうにも思ふんですが、このルールの設定をするに当たつて関係者の意見を聞くというふうになつていますが、そのプロセスというのはどんなふうに行われるんでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 今回の改正案におきましては、卸売市場が公正な取引の場として遵守すべき共通のルール、例えば中央卸売市場における受託拒否の禁止でありましたり、差別的取扱の禁止であるとか、こういったものを除く取引ルールにつきましては卸売市場ごとにそれぞれ定められるということにしているわけでございますけれども、その際も、何でも定めていいということではなく、その市場ごとに定める取引ルールが差別的取扱に当たるといふようなルールになつていないかといったような内容面に加えて、そのルールの策定の手続が市場の取引関係者の意見を十分聞いて定められているかということを確認をした上で認定を行うこととしてございます。

○田名部匡代君 その特定の事業者が優遇されて

いないというのはどういうふうに判断するんですか。

○政府参考人(井上宏司君) これにつきましては様々な手続、というのは、卸売市場ごとに適正なやり方というのはあるかと思ひます。現在でも、市場に関連する委員会、協議会というものを設置することができるといふ規定が現行卸売市場法にあるわけでございますけれども、それでも、卸売市場によつてはそういう委員会や協議会をつくつていないところもありますし、またほとんど開催をされていないといったような実態もございまして、どのような形で意見を聞くかというのは一律に国が規制をする予定はございませんけれども、いずれにしましても、取引関係者の特定の方々にだけ偏つていないような形で十分に意見が言える機会が与えられ、公平に開設者が最終的には決定をされているかどうかというのを確認をさせていただきたいと考えております。

○田名部匡代君 関係者の意見というのがどの範囲なのかちよつと分かりませんが、何となく、任せつくりじゃなくて、そこはしっかりと国も責任を持つていただきたいというふうに思ふんです。

特定の事業者が優遇をされているかどうか誰が判断するのか、そして話を聞くプロセスはどんなふうに行うのか、そこには反対意見があつたて話はあるかもしれない、でも反対意見があつたて話はないんですと言へばそれでいいのかということになるわけですから、そのプロセスをどんなふうにしていくのか。きちんと話を聞くということをして、そして話を聞いた上で同意が得られたものに関しましては、じゃ、こういうルールでいきたいと思います、今申し上げたように、みんなが反対かもしれない、多くが反対かもしれない、それを強引に進めるかもしれないというようなことあるかもしれないわけですから、そこは、一定のどういう仕組みにするのかというのは考える必要があるんじゃないですか。どうですか。

○政府参考人(井上宏司君) 市場において取引ルールを設定する際のプロセスでございませうけれども、生産者、卸売業者等市場関係者、出荷者、小売業者等の実需者を含めた取引参加者から幅広く可能な限り意向を酌み取って、最終的には開設者が判断いただくわけでございませうけれども、国も認定に当たりましては、開設者が取引参加者の意見をどのように聞いたのかといったことを証明する書類も提出させる等によりまして、しっかりと確認をしてまいりたいと考えております。

○田名部匡代君 ありがとうございます。

ちなみに、今後は外国の企業も参入をしてくる可能性ということも考えられるわけでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 現在でも地方卸売市場については民設が約九割となっておりまして、参画ができるわけではございますし、また今後は中央卸売市場についても民設が認められますので、実際そのような卸売市場を開設したいというところが出てきた場合に、かつ、認定申請があった場合には、差別的な取扱いを行わないとかいったような要件を満たすということであれば、そういうものは出てき得るということかと思えます。

○田名部匡代君 それは海外なのか国内なのかというのは余り関係ないかもしれないけれど、本会議でも申し上げました、やっぱり大資本の企業が参入してくることで、そこが強力な権限を持ってそれを濫用するのではないかと。ルールが一部、さっきの話のとおり、それぞれの事態に応じてルールを決められる仕組みになるわけですから、そういう中で、今国内の農業にも大手の企業が参入している、生産から販売まで大企業が支配することによって、小規模な家族経営でやっている農家の皆さんが排除されたり、また不利益を被ることがあるのではないかとこのことを心配しているんです。やっぱりそこは私はきちんと国が見ていく必要があると思うし、家族経営、何度か何度も委員会でも言っているけど、大規模だとか集約だとかいうことだけじゃなくて、家族経営でこつこつといいものを一生懸命作って出している

人たちの立場が守られるようにしていかなければならないと思っているんです。

この卸売市場はそれらの役割も果たしてきたわけですよ。高齢者の方々は、今ネット販売だとか市場を通さない販売もいろんな選択肢があつていいて、そういういろんな選択肢を利用できる人もいるけれども、自分で販売するなんていう労力もない、なかなかそういうことはできない、でも一生懸命いいものを作ればしっかりと卸売市場で預かってくれて、そしてすぐにそれが現金として入ってくる、安心してそれを売ることができるといふことだし、更に言うと、この現場では需給調整をしつかり果たして、そして全国にどこにでも同じように、価格もそう差がない中で、どこでもいろんな食べ物が食べられるということを果たしてきたんですね。

だから、私が言いたいのは、海外だろうが国内だろうが大規模な大資本の企業が支配をして、そうやってずっと地域を守ってきた生産者が切り捨てられたり排除されたりするようなことがないようにならんとするのが私は国の大事な役目なのではないかと。それを、さっき言ったように認定に変えて、何となく関与を少しづつ薄めて、あとは任せますなということになってはならないといふふうに思っているんです。どうですか。大臣、どうですか。

○国務大臣(齋藤健君) 基本的には、今、田名部委員がおっしゃったことはよく私も同感のところが多いわけでありまして、一つ、今ほとんど流通がなくなっている傾向にありますので、放っておけばこれからますます流通の多様化というのは進んでいくであろうと。そういう中で、卸売市場を活性化をさせて、それに対して魅力をより高めていくということも一方で必要になってくるだろうと。

そういう意味では、規制緩和をしながら、しかし一方で不公正な取引というものは厳しく取り締まりながら、そして市場に対しての支援もしつ

かりしていくという方向で、こういう流れに対抗していきたいという趣旨でありますので、御理解いただきたいと思います。

○田名部匡代君 いや、その活性化をしたいというのは間違っていないと思いますし、活性化になればいいけれども、逆のことが起こってくるのではないかなと心配しているんです。

何でその、じゃ、一律規制を、今までの規制を緩和するという方向で見直さなかったのか、何でそれを全て自由にしちゃったのか、それぞれに任せるようなことにしたのか。緩和でも良かったわけですよ。今の一定の規律を守ってもらいながら少し見直すことが必要があるんであれば、じゃ、もうちょっと見直ししようという議論なら分かるけれども、元々は、全部要らないと、取っ払えというところから始まっていたわけじゃないですか、規制改革推進会議は。

もう本当に乱暴で、いずれやっぱそういう方向に持っていくかというところから始まっているんじゃないかと思うわけですよ。今は自民党の皆さんが頑張ってくださったと言っているんじゃないか。ちよつと頑張り足りない、まあ少しね、少し頑張ったけれども、でも、本来、規制改革推進会議の目的はそうなわけですよ。全部規制を取っ払って、自由に、企業が参入して自分たちの利益になるようなことをやりたいということに行くんじゃありませんか。

でも、私たちが考えなければならぬのは、生産現場のことであるとか、さっき言った家族経営でも一生懸命やっている人をどうするのかということであつて、なぜ丁寧な議論をしなければならぬのか、何でそんな一気自由化、自由化に選べるような仕組みにしちゃったのか、これについてはどうですか。

○国務大臣(齋藤健君) 規制改革会議につきましては、私も申し上げているように、私自身も思うところがたくさんありまして、大臣になる前、二年間副大臣、その前二年間農林、自民党の部会長ということで、まさに一番もまれる局面に

あつたものでありますから、いろいろ思いはありますが、ただ、そういう意見を封じることができないわけでありまして、我々としては、いいところは取り入れるし、聞き流すところは聞き流すということで前進ができるように努力をしてきたつもりでありますので、農水省も自民党の皆さんもそういう方向で努力をしてきたということは少しは理解してほしいなと思います。

○田名部匡代君 その大臣の思うところの思うところが何なのかをはっきりお聞きしたいわけですが、でも、じゃ、それを一律の規制緩和じゃなくて取っ払って自由にして、それでそのことでどれだけ取引に変化が起こるというふうに想定されているのか、どれだけのものが市場経由になつていくと考えているのか、そういうことまでお考えになつてこの仕組みをつくっていますか。

○政府参考人(井上宏司君) 現在は、卸売市場の取引規制が厳しくなっているために、実際には卸売市場で取引をされている業者の方におかれても、別会社をつくって、市場の外で例えば第三者販売をしたり直荷引きをしたりといったことがございます。

今回、各市場ごとに関係者で協議の上ということではございますけれども、もしその結果として例えば商物分離をこういう場合には認めようじゃないかといったようなルールが設定された場合には、生鮮品の荷自体は産地から小売店等に直送をすることが可能となつて、鮮度が保たれた生鮮品を消費者は手に入れることができまして、生産者にとつても物流コストを削減できるといったことがございます。

その際も、これはあくまで市場の取引ということになりますので、商流としては卸売市場の業者の方が関与をいたしますし、また、第三者販売等につきましても様々なメリットがあるわけでございますけれども、これについても、現在、市場外で行われているものについては価格も公表をされませんし、また、生産者にとつては早期の代金決済の対象にもならないということになりますけれ

行、
下
月
三
日
不
能
之
三
（
台
月
〇

の國を以て爲る所を、
の言に、石に於て

いふ餘り下場といふのには存在するわけでもない

すけれども、今申し上げましたように、認定制と許認可制の違いは何かという中で許認可制の考え方を御説明しますとともに、今回の認定制度におきましては従来のような小規模なものを掘削りをするという対象外にするということをしておりませんので、先ほど申し上げましたような五月二十四日の答弁をさせていただいたものでございます。

○川田龍平君 この法文が現実に非常に矛盾をしているということ、国会答弁も大変これいかにげんではないかと、虚偽ではないかと。一体この政権というのは、やっぱり、どれだけ皆さんの状況で現場の声を全く無視した政策を、国会も軽視してですね、これ続けるつもりなのかという思いで、もう本当にあきれて本当に物が言えません。この法案には明確にこれ反対をいたしますが、しかし、卸売市場の現状に問題なしとは言いつもりありませんので、この法案についての質問を続けます。論点がたくさんあるので簡潔な答弁をお願いいたします。

今後の卸売市場の活性化策としては、全国公設地方卸売市場協議会は、給食センターの併設であったり、食育教室、障害者作業所や保育所、一般対象の市場の飯食堂の誘致などを提案してはいますが、今回の法改正によって中央卸売市場においてもこの目的外使用ができることになると承知していますが、協議会の提案にあるようなこの中央卸売市場の多機能化について、その実現可能性についての見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏司君) 御指摘のございましたような活性化策につきましては、卸売市場としての運営が健全に行われることを前提に、現行の卸売市場法でも、また改正後の卸売市場法でも実施が可能です。また、それぞれの卸売市場が活性化策を検討される中で様々な創意工夫を生かした取組が行われることを期待しているものでございます。

○川田龍平君 実現可能性ということでも聞きたかったんですけれども、今回この法改正に懸念し

ていることとして、災害時それから不作のときに公設卸売市場が果たしてきた役割、機能が失われるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○副大臣(谷合正明君) 卸売市場は、日々の生鮮食品等の流通を担うだけでなく、委員御指摘のとおり、災害時の緊急事態の場合には生鮮食品等を安定的に供給するという社会的機能を有していると認識しております。

卸売市場がこのような機能を発揮する重要性等を示す観点から、卸売市場に関する基本方針のそのほか卸売市場に関する重要事項として、災害等の緊急事態における卸売市場の役割を記載することを今想定しております。

こうした機能は、卸売市場が産地から生鮮品を集荷しているからこそ発揮できると考えておりまして、本法案で卸売市場ごとの実態に即して取引ルールを柔軟に設定できることにすることによりまして、例えば第三者販売を取り入れることとする場合には、これまでやむを得ず市場外取引としていた加工業務用原料の取引を市場取引に取り戻すことができるほか、直荷引きを取り入れることとする場合には、小ロットの有機野菜等も市場取引に取り込むことができるなど、集荷力を高めることが可能となると考えておりまして、法改正によりまして、災害時又は不作時の役割や機能が失われることなく、むしろ強化されることも期待できると考えております。

○川田龍平君 今回の法改正により、民営化された中央卸売市場が認定を要しないと判断すれば、国の整備費予算は少ななくて済むことになりまして、今回の法改正で、農水省は生鮮食品の価格形成の環境整備における国の果たすべき役割を縮小しようとしているのではないのでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 公正な取引の場として価格形成も含めて機能を発揮する卸売市場につきましては、改正案におきましても、農林水産大臣等が認定を行うことにしておりますし、また、

認定を受けた卸売市場に対しては、施設整備に対する助成を行うこととしておりまして、民設の中央卸売市場が認定を要らないというふうな判断する、そういうふうな持つていくことによつて国の支援を少なくしよう、そういった意図は全くございません。

○川田龍平君 認定制への移行について伺います。認定制度にすることによつて自由度が高い市場になり、これまで義務化してきたルールを自由に決められるようになります。

例えば、第三者販売の禁止というルールはいなくなってしまうのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 第三者販売等のいわゆる共通のルール以外の取引ルールにつきましては、これを定めるかどうか、また、どう定めるかにつきましては、地域や品目の実情を考慮して、各卸売市場において、共通の取引ルールに反しないこと、取引参加者の意見を聞くこと、また、取引ルールの内容と設定した理由を公表することを要件として行うことになっておりまして、各卸売市場の実態に合わせて判断がなされるということでございます。

ちなみに、全てが第三者販売といったようなことになりまして、それは卸売市場ではなくなるというふうなことを考えております。

○川田龍平君 これ、認定要件さえ満たせば、近隣に異なる開設者による認定卸売市場が併存することがあり得るのではないのでしょうか。

一方で、営業的に不利な地域から公正な取引の場である卸売市場が撤退してしまい、生産物の出荷先の確保又は食料の安定供給の面で支障が生じた場合、国はどのような措置を講じるつもりなのでしょうか。

○副大臣(谷合正明君) 認定要件さえ満たせばという話なんですけれども、改正後の卸売市場法の認定基準におきましては、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要な要件といたしまして、今後、農

林水産省令で卸売市場の運営に必要な資金の確保が見込まれることを定めることを想定しております。したがって、近隣に同種の品目を取り扱う同様の卸売市場が存在することにより適正に取引が確保し難いような場合には、これはもう当然慎重に審査することとしております。

また、卸売市場の撤退への対応につきましては、取扱金額の減少等を背景に卸売市場数が減少傾向に推移している中で、卸売市場が食品流通の核として今後ともその機能を発揮することができるようになることが重要でありまして、この法案では、公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場を農林水産大臣等が認定し、各卸売市場が取引ルールを柔軟に設定できるようにすることにより、創意工夫の発揮を促進し、また、認定を受けた卸売市場に対しては、施設整備への助成等を行うことによりまして、卸売市場の活性化を図り、将来にわたり食料の安定供給を担い得る食品流通構造の構築を図ることとしております。

○川田龍平君 ちよつとよく分からなかったんですけれども、この生産物の出荷先の確保又は食料の安定供給の面で支障が生じた場合に国はどういう措置をこれ講ずるつもりなんですか。

○政府参考人(井上宏司君) 繰り返しになりますけれども、卸売市場が市場外流通の増大、多様化の中で厳しい状況にある中で、公正な取引の場として今後とも機能できるように認定制の下で施設整備への助成等も行いながら支援を行つてまいるのでございますけれども、今後は、今回の改正案で新たに設けたものとして、認定卸売市場の運営状況について毎年報告を求めることとしておりますし、健全な運営を確保するために農林水産大臣が指導、助言を行うこととしておりまして、卸売市場が健全に運営されるように認定後においてもしっかりとフォローしてまいりたいというふうなことを考えております。

○川田龍平君 その指導、助言というのはどういった内容ですか。

○政府参考人(井上宏司君) これは、個々具体的

なケースに即して判断する必要があると思ひますけれども、例えば市場の運営をより健全なものにするために何か国から助言を行うものがあるか、あるいは場合によっては、従来ありましたのは、個々の卸売市場は取引数量が非常に減つて存続が難しいときに近隣のどこかの市場と再編をして食品供給を継続していくような市場として機能するようにしてきたようなこともございまして、まああくまで仮定の話でございますけれども、そういったことも考えられるかと思ひます。

○川田龍平君 これ、衆議院では尼崎の例とか出ていましたけれども、具体的にはどうしているんですかね。もう仮定じゃないと思ひますよ。

○委員長(岩井茂樹君) 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩井茂樹君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(井上宏司君) 尼崎の市場につきましては、これ地方卸売市場でございますので、兵庫県において対応が取られるものと考えております。

○川田龍平君 国としてはほとんどこれちゃんと想定してないと思ひますね。

実態上物流センターにすぎない民営の卸売市場を認定及び国庫補助の対象とすることのないように、認定に当たってはどのような観点からこれ卸売市場としての機能を果たしているかと審査をするのでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 卸売市場の認定に当たりましては、申請書及び業務規程の内容が農林水産大臣が定める基本方針、この中には施設や業務運営についての方針等が定められるわけでございますけれども、それに照らして適切であるか、また、差別的取扱の禁止、取引条件、結果の公表等の共通の取引ルールが業務規程に定められているか、また、その他のルールが定められている場合には、共通の取引ルールに反しない、取引参加者の意見を聞いている等の要件に適合しているかといったことに加えまして、開設者が卸売業者

等が市場のルールをしつかりと守つて運営をするように指導、助言、報告、検査、是正の求め等を行うこととなつておられるかといったことを要件として審査することになっておられます。こうした要件を満たさないものについては認定もいたしませんし、そうしたセンター等の施設整備については国が助成を行うことは考えておりません。

○川田龍平君 次に、この生産者の要望が強い受託拒否の禁止について伺ひます。

規制改革会議の提言では一律に適用すべきではないと思ひますが、将来的にはこれ受託拒否の禁止も不要になると考えているのでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 受託拒否の禁止につきましては、地方卸売市場に対しては法律上規制をしてございせんけれども、中央卸売市場につきましては、鮮度が劣化しやすい生鮮食品等の生産者に対して安定的な出荷先を保障するという点において高い公共性を有する措置と考えております。政府部内で調整の上、昨年十二月の農林水産部・地域の活力創造プランにおいて、中央卸売市場については共通の取引ルールとして維持したものでございまして、今回の法改正におきましても、受託拒否の禁止については存置をするというようにしていただいております。

○川田龍平君 この改正案に不安を感じている特に仲卸業者の声というのは各所で聞いています。大臣はこれ将来の仲卸業者にどのような役割を期待しているのでしょうか。日本には仲卸業者を要らないとお考えでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 仲卸業者の皆さんについては、私、消費者の立場に立つて生鮮品等を評価をして、私の地元にもありましたけど、食品の小分け、加工、包装等のほか、代金回収等とかがあるいは欠品、事故等のクレームへの対応など、私はきめ細かなサービスを提供していただいていると思つておられます。卸売市場における取引において重要な役割を担つていただいていると考えています。

業者と、それから消費者、実需者の立場に立つ仲卸業者等が対峙することによりまして、適正に物が評価をされて、そして公正な取引に基づいて需給が反映された形で価格が形成をされていくというところになつておられると思ひます。そういう意味では、ほかにいろいろな取引もあろうかと思ひますが、そういう取引においても指標価格のな意味合いを持つようなものとして認識をしていくところでございます。

○川田龍平君 卸売業者と仲卸業者、この対峙構造というのが、個体ごとに異なる生鮮食品の価値を正しく評価する目利きを生み出して、適正な価格形成を支えているという日本型について、これは衆議院で、大臣は答弁の中で、市場外での大手小売業者主導の価格形成について、短期的には高値があるかもしれないが長続きしないと、これ肯定的に答弁をされています。こういう日本型価格形成については、この仕組みというのは時代遅れで不要ということを言っているんじゃないかと思ひますが、これ大臣、どういう認識か、もう一度お答えください。

○国務大臣(齋藤健君) 認識は先ほどの申し上げたとおりなんです。先ほどの私の答弁は、その質問で、日本の卸売市場において適正な評価が行われなければ低価格のものに対して高い価格が付くんじゃないかと、そういう指摘がありました。質で、私は、極めて例外的かもしれないが、質の割に高い価格で取引がなされるということは、まあ全くないというわけではない、瞬間的にはそういうことはあるかもしれないが、そんなものは長続きするものではありませんよという趣旨でお答えをさせていただいたわけでありまして、これは、裏を返せば、価格は品質にちゃんと見合ったものに収れんをされていくという意味で申し上げたということでございます。

○川田龍平君 仲卸の利益率が非常に低いという実態と、築地市場などの仲卸業者数が減り続けている実情についても、これ大臣の見解を伺ひたいと思ひます。

改正案は、このような仲卸の現状にどのような良い効果があるとお考えなのでしょうか。改正案によつて仲卸の営業利益率は上がると考えているのでしょうか。

○国務大臣(齋藤健君) 大事な御質問だと思ひますが、中央卸売市場での仲卸業者の利益率につきましては、平成二十七年で青果と花卉が〇・五％程度、水産と食肉が〇・一％程度となつておりまして、飲食料品卸売業全体は〇・七％です。で、それに比べると低い状況にあると思ひます。一中央卸売市場当たりの仲卸業者の数につきましては、昭和五十五年度に七十三業者でありましたが、平成二十七年には五十一業者に減少しているというのが実態であります。

こうした実態を踏まえまして、卸売市場がしっかりとその機能を果たしていただくためには、仲卸業者を始めとする市場の関係者の皆様が創意工夫を生かして卸売市場を活性化をしていくということがこれまで以上に重要になつてきているんだらうと思ひますので、本法案では、各卸売市場ごとの実態に合せて、仲卸業者を始めとする取引参加者の意見を聞いた上で、変化に対応した取引ルールというものを設定をしていくように措置をしていくところであります。

また、仲卸業者による品質・衛生管理の高度化ですとか、それから国内外の需要の対応、これ重要になつてまいりますので、こういう取組に對し受ければ、日本政策金融公庫の低利融資等により支援がこの仲卸業者に対しても行われるということになつていくわけでありまして、このような措置によりまして、販路開拓ですとか付加価値の向上等により仲卸業者の皆さんの事業が活性化をしていくということを期待をしているところでございます。

○川田龍平君 これまで義務化してきたルールを卸売市場ごとに自由に決められるようになることについて伺ひます。

卸売業者や仲卸業者が子会社を活用して市場外

取引を行っている実態について、法改正によつてどの程度の取引量、商品量が市場外流通から卸売市場に戻ると見込んでいられるでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 御指摘のように、現在別会社を設立して市場外で取引を行っている者について、本法案の下で第三者販売を認めるルールを例えば設定した場合には卸売業者から直接加工食品等の原材料供給を行うこと、こういったことについても市場の取引として行えることとなります。

ただ、こうしたルール設定は各市場ごとに判断して行うということになっておりますので、国が予断を持って、それによつてどの程度市場に取引量が増えるかということの申し上げることは困難でございますけれども、卸売市場における取引が拡大するものとして考えておりますし、また、そのようになった場合には取引結果の公表等が義務付けられる対象となりますので、価格形成の透明性が高まりますとともに、生産者にとっては早期の代金決済が得られるといったメリットもあるものと考えております。

○川田龍平君 その他の取引ルールを定める際、この意見を聞く取引参加者の範囲はどこまでなのでしょうか。仲卸業者と取引のある小売店も含まれるべきではないでしょうか。

○大臣政務官(上月良祐君) 意見を聞く対象となります取引参加者につきましては、改正卸売市場法の第四条第四項第二号において、卸売市場において売買取引を行う者と定義をされております。

具体的には、卸売業者、そして仲卸業者など、それから卸売市場に出荷する生産者、そして卸売業者や仲卸業者から購入する小売業者等を指しておりますので、仲卸業者から販売を受けます小売店につきましてもこの取引参加者に含んでおります。

○川田龍平君 この商物一致のルールを定めるかどうかは関係者で話し合つて決めることですが、利害関係の異なる関係者で合意できるのでしょうか。声の大きな人の結論に引きずられるん

ではないかと考えますが、声の大きい特定の事業者への優遇になつていないのか、大臣又は知事はどのような判断基準で判断をするのでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 卸売市場ごとに実態に合わせて取引ルールを定める場合におきましては、開設者が行う取引参加者の意見聴取について幅広い取引参加者に公平かつ十分に意見を述べる機会を設けることが必要と考えております。

具体的には、差別的取扱いの禁止等の共通ルールに反しないことを規定をし、特定の事業者の優遇になつていないということを原則といたしまして、生産者、卸売業者、仲卸業者等の市場関係者、小売業者等の取引参加者から取引ルールごとに可能な限り幅広く意向を酌み取つて、最終的には開設者が判断をするともに、農林水産省といたしましては、その卸売市場の認定に当たりまして、開設者が取引参加者の意見を聞いたことを証明する書類を提出をさせまして、それをしっかりとチェックをし、意見聴取が適切に行われたかを審査することとしております。

○川田龍平君 この取引参加者の意見を聞いたと認めるということですが、この取引参加者の間で反対者が残つていても、その手続を踏めばこれ意見を聞いたという認定要件満たされてしまつて、現行法にある中央卸売市場開設運営協議会や市場取引委員会の規定が改正案ではなくなつてしまつています。これらの場合は、これまで実態としては合議体としての機能をしてきたのではないのでしょうか。今後は、このような実態として合議体として機能し得る場の設置は任意となり、単に開設者による個別の意見聴取のみで構わないというものは問題ではないのでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) ただいま御指摘のございました中央卸売市場開設運営協議会あるいは市場取引委員会、これは現行法の下でもそれを置くことができますとされているものでございまして、置かどどうかは任意でございまして。ただし、こうしたものが置かれている場合に、関係者が参画をして意見調整の場として機能している面はご

ざいます。

他方で、先ほども御答弁申し上げましたけれども、中央卸売市場によつては設置をされていない例がそもそもございまして、また、直近一年間で一度も開催をされていないといったような活動が不活発な事例もございまして。

このため、今回の法案におきましては具体的な検討、調整の組織まで一律に特定することはしておりませんけれども、先ほども申し上げましたように、いずれにしても、関係者の意見を酌み取つて適切に決定がされているかどうかということについては書面等をもつてしっかりと確認をしてまいりたいと考えております。

○川田龍平君 まだまだ質問があるんですけども、最後に生産者の立場からお尋ねします。

改正案は、これ青果、水産、食肉、花卉の生産者にとつてそれぞれどのようなメリットがあるのでしょうか。大臣、お答えください。

○国務大臣(齋藤健君) 本法案では、各卸売市場が、取引実態に合わせて、仲卸業者、卸売業者を始めとする取引参加者の意見を聞いた上で取引ルールを設定すると、これ累次御説明しているところでありまして、これによりまして、例えば青果物につきましては、仲卸業者の直荷引きによりまして産地から小口でも有機野菜等のこだわり農産物を直接仕入れるということが可能となりますので、有機野菜の生産者等の販路が拡大する可能性が出てきます。また、水産物では、豊漁等の場合に卸売業者が自ら買い付けて加工業者や小売業者等に販売をすることが可能になりますので、漁業等から見ると、出荷した水産物を全て売り切るということができるようになります。それから、食肉では、現在でも約九割が競り取引ですので取引ルールの柔軟化は限定的かもしれませんが、食肉では、卸売市場における食品流通の合理化の取組として品質衛生管理機能が強化されて、食肉の輸出が拡大する可能性が広がるのか、それから、花卉につきましても、市場取引でありながら物流は直送するということが可能となりま

すので、日もちのする花を求める消費者ニーズに添いつつ、生産者の物流コストが削減をされると、そういうことができるようになるわけであり

ます。

このほか、青果とか水産物では、第三者販売が可能となれば、市場経由で卸売業者から加工業者への直接販売というものができるようになりますので、生産者にとりましては、そういう意味では、早期の代金回収を確保した上で、消費者ニーズに添えた加工業務用食品への原料供給という意味での販路が拡大する可能性があるということでありまして、こうした各品目の実態に合わせた具体的な取組の成果が出てくれば、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応というものがより一層進んでいくのではないかと考えております。

○川田龍平君 終わります。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。まず初めに、この間の行政と国会の関係について言いたいと思います。

私たち、農林水産委員会、審議に当たつては、与党に三つのことを提案してまいりました。その一つは加計学園の疑惑を解明するために関係者を参考人として農水委員会と呼ぶということと、二つ目はTTPPの集中審査をするべきであると、三つ目はTTPPの連合審査を行うと。与党からは、このどれに対してもまだ回答されておられません。一方、会期末が近づいたら法案審査を行うということで、結局、都合の悪いことは審議を拒否するし、法案だけは審議すると。これはおかしいと思ふんですね。

TTPPについては、今日、外交防衛委員会でTTPP11協定案が採決されることが決まっております。TTPPは農林水産委員会が最も大きな影響を受けるわけです。国会決議を守つたかどうか、これが大きな焦点になるわけです。日豪EPA協定のときには、外交防衛委員会とこれ連合審査を、採決される前にやつたんですよ。野村先生がそれをセツトしてくれたと思ふんです

けれども、やったんですよ。

政府は、国会決議を守ったかどうか、これ何度聞かれても、それは国会において判断いただくというふうに言われたんです。で、決議を上げたのは、ほかのどこでもない、この農水委員会なんです。衆参で。ここで決議上げたんですよ。重要五品目守られるのかと。守られなかったら撤退若しくは再協議と言っていたんですよ。それがどうなのかということをやっぱり審議しなきゃいけないんですよ。もしなければ回答が出てこないわけです。(発言する者あり)

○委員長(岩井茂樹君) 静粛に。

○紙智子君 で、与党は、T P Pが外交防衛委員会採択される前に審議することを何で拒否するのかというふうに思います。これでは、政府だって説明責任が果たせなくなるんじゃないでしょうか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(齋藤健君) 私どもとしては、このT P P 11の協定、関連法案、あるいはその他の法案につきましても、慎重に御審議をさせていただいた上で迅速に可決していただけるよう政府として努力をするということに尽きるわけでありまして、国会の運営について私の方からちよつとコメントすることは差し控えていただきたいというふうに思っております。

○紙智子君 加計学園問題もそうですけれども、与党が政府の説明する機会を奪っているんじゃないかというふうに思いますし、この行政と国会の関係がどんどん崩れつつあるんじゃないかというふうに言わざるを得ません。本当にこれは国民も受け入れられないというふうに思います。

法案に入ります。卸売市場法についてですけれども、この改正案は卸売市場法の目的を大きく変えるものだと思います。

現行法で二つ柱があります。一つは、卸売市場の整備を計画的に促進するための措置、それから二つ目は、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めること。この二つの柱を据えることによって生鮮食料

品の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図ることが目的になっているんですけれども、なぜこの二つを柱に据えたんでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) まず、卸売市場の整備を計画ということでございますけれども、昭和五十九年以降、中央卸売市場の新設がないといったように、既に全国的に卸売市場が整備をされておりました。国や都道府県が主導をして新たな卸売市場の計画的な整備を行っていくという状況はないことを踏まえまして、今回の改正におきましては、卸売市場の整備を計画的に推進するための措置については、その仕組みを廃止することとしたものでございます。

また、現行の卸売市場法におきましては、卸売業者の売惜しみ、買占めによる価格のつり上げ等を防止する観点から、卸売市場の開設について、農林水産大臣等による許可制とするとともに、卸売業者についても大臣が直接許可をするという仕組みを取ってきたわけでございますけれども、現在では、買手と売手の情報格差がなくなり、売惜しみ等による価格のつり上げがしにくい環境になっていること、また、市場外を含めて流通の多様化が進んでいると、こういった状況にありますので、こうした中で、今回の法案におきましては、卸売市場の開設や取引等について、国が一律に細々と規制を課すという仕組みから、公正な取引の場としての必要な要件を満たす卸売市場を認定をした上で、その他の取引ルールについては市場ごとに実態に応じて柔軟に設定できる仕組みにしたものでございまして、こうした改正内容に即して目的規定においてもその内容を見直したところでございます。

○紙智子君 ちよつと今の、今回の改正と、それからこれまでのやつとごちゃごちゃにして言っているのですごく分かりづらい回答だったんですけど、要は、昭和四十年代以来、価格がつり上げられるような状況があったということがあって、その消費市場の整備と、卸と仲卸の取引規制を作るということによって価格形成を行うためにこの二つの柱

を据えたんだと思うんですよ。

ところが、今回、改正案では、目的の中から卸売市場の計画性と規制という言葉がなくなっているんですね。なくなるわけです。それで、卸売市場を公の管理に移したのは、まあ言わば、問屋による米の買占めとか価格のつり上げに反発をした大正時代の米騒動がきっかけだったということですよ。その後、幾つか改正を経た上で、計画性ということと取引規制と、この二つを柱に据えて現在の卸売市場法ができたんだと思うんです。

一方、実情に応じてあるいは規制緩和措置として、市場外流通が増えたり、あるいは開設区域外への搬出量が増えているなど、新しい課題もあると。今回の改正案は、じゃ、それに応えるのかということ、市場関係者は何と言っているかということ、市場法が抱える課題を解決する目的での改正ではないというふうに言っているんですね。

何で、じゃ、改正するのということになると、今回の改正案の出发点というのが、T P P 関連政策の一つの中に入っていて、農業者の所得向上を図るという農業競争力強化プログラム、この中に入っていて、これがきっかけなわけですよ。そういうふうになっているのに、農業者の所得向上というのは目的に入っていないんですけれども、これは何でなんですか。

○政府参考人(井上宏司君) 今回の改正の目的といたしましては生産者の所得向上ということがあるわけですが、委員御指摘のとおり、今回の改正案の中で生産者の所得向上という語句は直接出てまいりませんけれども、改正卸売市場法的一条で、生産者が適正な価格で円滑に出荷することができるようになることを意味する生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化ということの規定しておりますこと、また、改正食品流通構造改善促進法におきましては、第一条に農林漁業の成長発展ということの規定しております。

また、目的規定以外の食品流通構造改善促進法の改正の中では、新たな需要の開拓等に対する支援

措置等を盛り込んでおりますし、また、卸売市場法におきましても、その他の取引ルールとして、生産者等のニーズにも合ったような取引というのが卸売市場で柔軟にできるようにするといったように、内容としては生産者の所得向上につながることを盛り込んでいるところでございます。

○紙智子君 内容としてはと言ってますけど、全然よく分からないんですよ。

それは全体として、じゃ、物流コストはどのぐらい下がるのかと、これ答えられますか。どのぐらい物流コスト、それで下がるんですか。

○政府参考人(井上宏司君) 具体的に幾らというのは、これから認定をしていく物流効率化等についての計画の内容によりますので、申し上げることはできませんけれども、物流の効率化あるいは情報通信技術の活用等による効率化によってコストの削減が一定程度期待できるものと考えております。

○紙智子君 農家の所得について一体どれだけ増えるのかと全く分からないんですよ。それで、物流コストは下がると言うけれども、具体的にその資料もないわけですよ。だから、全然、漠然としていて、全体としてはそういうふうにはなるんだと言っただけでも、中身が分からないわけですよ。ですから、自治体や市場関係者からもこれ不安の声が出ているわけですよ。意見がいつばい出されているわけですよ。

政府は、これまで卸売市場を基幹的インフラというふう位置付けてきたと思うんです。基幹的インフラといったら、産業や生活の土台を支える基盤というようなことだと思うんですけれども、今回、卸売市場を基幹的インフラという位置付けをやめて、単なる公正な取引の場に変えるということになるんでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) これは昨年十二月の活力創造プランの中でも明記をしておりますように、卸売市場は今後とも食品流通の核として堅持する、そうした考え方の下に、今回この目的規定におきましても、この卸売市場が果たしている役

割を新たに規定いたしますとともに、こうしたインフラとして今後とも機能するように必要な規制は残しますとともに、柔軟なルール設定等により活性化を図るということにしているものでございます。

○紙智子 やっぱり、基幹的インフラ残すと言うけれども実際には消えて、公正な取引の場を言うけれどもそこところは具体的にどういうふうな形で担保されるのかとよく分からないわけですよ。やっぱり、卸売市場の位置付けを大きく変えるものだと、今回の法案、公的位置付けが後退することになりかねないというふうに思います。

次に、この改正案は認可制を認定制に変えるものになっていくわけですね。認定制に移行することで認定を受けない卸売市場をつくるのが可能になるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 認定を受けない卸売市場、すなわち認定要件になっておりますような差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止、代金決済方法の策定、公表、売買取引条件や結果の公表といったルールが義務付けられない市場というのは出てき得るということでございますが、国といったしましては、こうしたルールを遵守する卸売市場を振興するために、名称の使用制限、あるいはこうした認定を行った市場にのみ施設整備への国の助成を行うということでその振興を図るということにさせていただきます。

○紙智子 つまり、可能になるということですよ。もう一回。

○政府参考人(井上宏司君) さようでございます。○紙智子 可能だということですよ。現行法では国や都道府県の許可がなければ卸売と名のことができないと、一方、認定制に移行すると許可がなくても卸売と名のことができる。

例えば、北海道で今、札幌市中央卸売市場があるわけですから、札幌、例えばですよ、大通卸売市場という名称の卸売市場をつくるということとは可能なんじゃないですか。

○政府参考人(井上宏司君) 認定を受けずに、また中央卸売市場又は地方卸売市場、あるいはこれに紛らわしい名称を使わないものを設けることは可能でございます。

○紙智子 そうですね。だから、第十八条で紛らわしい名称は使えないことになっているんだけれども、認定を受けた卸売市場と紛らわしくないものが可能となったら、卸売市場と認定を受けていない卸売市場がこれ共存することになるんですよ。その場合、認定を受けない卸売市場は誰が指導監督することになるんじゃないでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) これは卸売市場には該当しませんけれども、現在、食品流通については様々な多様な流通がございます。特定の出荷者だけから仕入れて幅広く売するような場合であったり、あるいは広く集荷をしつつ特定の事業者に売するようなもの等がございます。これらについては取引規制というのはございまして、こうしたものと同様の扱いに今お話のありました認定を受けていない卸売市場はなるわけでございますけれども、今回の流通構造改善促進法の改正案におきまして、卸売市場の外の食品流通も含めて公正な取引が行われないように、調査の規定、また問題がある場合には公正取引委員会に通知するといったこの対象にはいずれの食品の取引もなってくるということでございます。

○紙智子 認定を受けない卸売市場というのは取引規制はないわけですよ。例えば高速道路のインターの周辺につくったとすると、これ、物流拠点としても荷を効率的に運ぶことができるようになります。そうすると、認定を受けた卸売市場が影響を受けるんじゃないんでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 認定を受けない卸売市場につきましても、社会的な信用が一定程度あると考えられます。中央卸売市場あるいは地方卸売市場という名称を名のれないということがありますとともに、その施設整備について助成が得られないということにはございます。こういったことも

含めまして、出荷者においてそれぞれの市場の取引条件も見ながら有利な出荷ルートを選んでいかれるということになるんじゃないかと思えます。

○紙智子 今お聞きしたのは、認定を受けた卸売市場にこういうところまでできた影響を受けるんじゃないかと聞いたんですけど、どういう影響を受けるかというのは検討されたんでしょうか。

○政府参考人(井上宏司君) 卸売市場という形態を取っていないものも含めて、大規模な物流センターを設けて販売をするようなケースであったり、また民間の実需者向けの卸を行っているような店舗というものも出てきております。ある意味、卸売市場はそうしたところと既に競争しているという中で、卸売市場については、取引について国が一律の様々な規制をしている。こういったものを今回柔軟化するることによって、卸売市場においても、生産者や消費者のニーズにより合った形で業務運営ができる環境を整備するというところでございます。

○紙智子 答えられていないんですよ。どうい影響を受けるのか調べたんですか、検討したんですか。聞いていたわけですよ。

それで、認定を受けない卸売市場はできるのに、その与える影響も検討していないで、それです。卸売市場法の枠組みに風穴を空ける重大な問題だということに思いますよ。

それから、中央卸売市場の卸売業者への規制についてなんですよ。中央卸売市場における卸業者への規制というのは現在どうなっているのか、また改正後どう変わるのか、お答えください。

○政府参考人(井上宏司君) 現行の卸売市場法におきましては、卸売業者の売値し、買占めによる価格のつり上げ等を防ぐ観点から、農林水産大臣等の許可を受けなければ卸売市場の開設が認められず、農林水産大臣等の許可を受けなければ卸売業者の営業も認められないということになっ

ておりますけれども、今回の改正案におきましては、流通が多様化をする中で、また、売値し等による価格のつり上げがしにくい環境になっている中で、卸売市場のみ許可あるいは業者の許可を受けなければ行えないという理由もなくなっているというふうな考えられますので、農林水産大臣等の許可を受けずとも卸売市場の開設はできることとしながら、公正な取引の場としての要件を満たす卸売市場を認定をして、それを振興する。

また、卸売業者につきましても、農林水産大臣等の許可を受けずとも営業できることとしたしますけれども、卸売業者も含めて開設者がまず監督をし、また国としてもこの開設者が市場の健全な運営を確保できているかどうかというのを監督をする仕組みにしているものでございます。

○紙智子 最後に一問聞きます。現在、卸売業者への指導件数に対する業務改善命令は七件で、うち一件は卸売業務の一時停止命令です。今はこれ、国が卸売業者を直接監督をして処罰できるんですよ。認定制になったら国は直接指導監督できなくなるんじゃないやありませんか。

○政府参考人(井上宏司君) 改正後におきましても、開設者が業者を監督をいたしますとともに、卸売市場において健全、公平な運営がなされていないければ、国から開設者に対して監督命令の発出等を行うものでございます。

○紙智子 もう時間になりましたけれども、開設者が監督するつてそもそもおかしい話で、ちよつとやっぱりこれは本当におかしいと思うんですよ。あと残りはい次回に回したいと思えます。

終わります。

○磯間光男君 日本維新の会の磯間でございまして、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法案について質問をさせていただきます。

真つ先に聞きたいのは、農林水産大臣はこの法律を作るに当たり、いわゆる基本方針を策定していかなければならない。その基本方針にのっとり市場法が運営されていくわけでございますが、それ見ますと、中央卸売市場、これについては受託、受取の禁止が明記されているんですね。法三十六条二項です。ところが、地方卸売市場においては受託の拒否の明記がされていない。今のやり取りを聞いてみると除外されているんですが、私が思うには、そうだった場合、中央卸売市場と地方卸売市場の製品の質やあるいは構成する品ぞろえやあるいは価格の決定等々がいろいろあると思うんですが、これを設けなかった、この条項を外した理由、効果は一体何でしょうか。狙いはね。

○大臣政務官(上月良祐君) 御指摘のように、現行の卸売市場法では、中央卸売市場には受託拒否の禁止が課されており、一方、地方卸売市場には課されておりません。地方卸売市場は千以上ありまして、中央卸売市場と比して小規模であったり限られた地域の流通拠点として機能を果たしているといったものも多々ございます。出荷者から販売の委託の申込みのあった生鮮食料品などにつきましては必ずしも十分に販路を確保することができないといったことも想定されますので、一律に受託拒否の禁止を課すとすれば地方卸売市場にとつては過大な負担となるおそれがありますので、今もそういうふうな扱いになっております。

このような地方卸売市場の状況には変化がないと考えておりますことから、本法案におきましても地方卸売市場については受託拒否の禁止を一律に課することはないというふうにしておるところであります。

○儀間光男君 明記されていない地方卸売市場、その中で実際明記してまだやっているところとそうでない市場があると思うんですね。その数、割合、あるいは実際に受託拒否した地方卸売市場はないのかどうか、その辺の状況を把握しているのならお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(井上宏司君) 千以上ございます地

方卸売市場の中でこれを監督する都道府県において卸売市場条例を定めてございますけれども、その条例の中で受託拒否の禁止を、これ地方卸売市場については国との関係では任意でございませけれども、この条例の中で、東京都、石川県及び福岡県の三都県において受託拒否の禁止の規定を設けております。また、このほかに、条例では規定がないものではございますけれども、例えば水戸市公設地方卸売市場でありますとか熊本地方卸売市場などの、これらは中央卸売市場と同等の大きさを有する地方卸売市場でございませけれども、こういう市場においてその業務規程において受託拒否の禁止を規定している例がございませ。

○儀間光男君 このルールがいいとか悪いとかを聞こうと思つていないんです。中央と地方に不公平感が出たら困ると思うんですね。田舎の卸売は製品のそんな良くないものでも何でもいいやというようなことではないかと思うんですね。また、生産農家も、あるいは水産もそうですが、そういう作物を作つて出そうなんてことは考えていないと思うんですね。

だから、そこで、中央と地方の卸売、まあ地域あるいは地方、ですから、地域の需要等もあつて、全部の何でも受けなきゃならないという事情等もあるとは思ひますが、余りそれが極端になつてしまつと、全国で地方と中央に閉塞感という不公平感がまたそこで生まれてくるんじゃないかというふうなことが等が思われて、それで聞いたんですが、実際拒否に遭つた、ルール違反で拒否に遭つたというところは確認されていませんか。

○政府参考人(井上宏司君) 先ほど申し上げましたように、都道府県の卸売市場条例あるいは各市場の業務規程において受託拒否の禁止規定を設けている場合において受託拒否というのが行われた例があるということとは聞いたことがございません。

また、こうした規定がない場合においても、地方の卸売市場の関係者からお話を聞きますと、出荷者は卸売業者にとつても大事な顧客であり、商

品が安定的に集荷できなければ事業を継続できないことから、有害な物品等を除いて、実際には受託拒否はし難いといったようなことも聞いているところでございます。

○儀間光男君 どうぞそういう現象が出ないよう一ひとつお願いしたいと思ひます。

次にいきますが、卸売市場の物資等の經由率、農水産省が示す数字を見ますと、輸入野菜や加工野菜が相当かなり入つておりますが、卸売市場に、この程度というか、占有率というか、割合を掌握したら伺いたいと思ひます。

○政府参考人(井上宏司君) 卸売市場を經由した野菜あるいは果実の量における輸入野菜あるいは輸入の果実、この割合でございませけれども、平成二十六年年度につきまして、統計データ等に基づいて推計をしてみますと、輸入の野菜の割合は約三%、果実の割合は約二%となつております。

○儀間光男君 国内青果に限つてみると、八四%とおおむね越しておりますが、維持されているんですが、青果見ていると、二十六年、ちよつと下がつていませんか、占有率、八四・四%。今輸入が二%と言つたんですが、これ、実際はどうなんでしょうか。それだけ入つていんだから落ちていと思ひますが、いかがですか。

○委員長(岩井茂樹君) 速記止めてください。

〔速記中止〕

○委員長(岩井茂樹君) 速記を起こしてください。

○政府参考人(井上宏司君) 国産の青果物についての卸売市場の經由率の数字でございませけれども、これは徐々に下がつてきておりまして、例えば平成二十五年年度におきましては、青果における国産青果物の卸売市場の經由率は八五・八%であつたものが、平成二十六年年度におきましては八四・四%と、若干低下をしてございませ。

○儀間光男君 それじゃ、ついでに聞きたいと思うんですが、これの、輸入青果物の今占有率は出ましたけど、重量ベースとか価格ベースは確認できますか。

○政府参考人(井上宏司君) 統計データが数量ベースのものとなつてございまして、金額ベースの市場經由率は推計が困難でございませ。

○儀間光男君 困難なことではないと思ひますね。やる素養ができていない、環境ができていない。是非統計を充実させようと思ひます。予算と人手がない、あるいはいともがないと、こういうことだと思ひますが、願わくばその辺まできちつと押さえた方が次への政策展開ができると思ひます。

次に、卸売市場を通さない、市場外での取引価格、大体市場の取引価格がベースになつていくと思ひますが、市場外でもいろいろ取引があるわけですよ。そういうときの価格の決定のメカニズムというか、そういうのは掌握ですか。

○政府参考人(井上宏司君) 卸売市場を通さない市場外の取引といたしましては、生産者がインターネットや直売所において消費者に対して直接販売をする取引、また、生産者が量販店等の実需者に対して直接又は中間流通業者を介して販売する取引といったものがございませ。

これらの個別取引における価格につきましては農林水産省として把握をしているわけではございませんけれども、消費者への直接販売におきましては、生産者自らが商品の品質や小売店での販売価格なども参照しながら販売価格を設定している例が多いと承知しておりますし、量販店等との取引におきましては、生産者の希望価格も踏まへつて、卸売市場における卸売価格も参考にし取引価格を決める例が多いというふう聞いております。

○儀間光男君 実態はなかなか掌握しづらいと思ひますね。農家とレストランが直接やつたり、あるいは買手側がもうけの合うようにそらばんはじいて値を付けていくとかいうような状況であつて、常に弱い立場にあるのは生産者であるというようなこと等も含めて、この辺もしつかりと指導できる方法があればよいなというふうな思ひがい

たします。

さて、時間もそんなにありませんから進んでいきたいと思いますが、卸売業者、中売り業者の今経営が問われるわけですね。卸売業者の取扱数の減少や市場外取引の活発化により、市場関係者の経営状況は苦しさを増すばかりだと思ふんですね。卸売市場を事業的に形成していこうとするならば、この仲卸業者などの営業状態が健全でなければなかなか卸売市場の継続はできないというようなことから、経営の展望や、あるいは中長期的なサポート、財政面も含めて、この卸売業者、中売り業者への経営安定に向けての何か経営改善等の指導方法はあつてやっていると、必要があると見るのかどうかの見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(井上宏司君) 今回の法案におきましても、卸売市場法を改正しまして、卸売市場ことの実態に合わせて取引ルールを柔軟に設定できることとしておりますけれども、例えば、その中で仲卸業者が産地から直接集荷できるという取引ルールを設定した場合には、仲卸業者が小ロットでも有機農産物や地場野菜等を直接仕入れることが可能となり、品ぞろえの充実や販路開拓など販売力を強化することにつながるものと期待しております。また、農林水産大臣又は都道府県知事は、卸売業者や仲卸業者の業務を含めて、卸売市場において健全な業務運営が行われるよう開設者に対して指導監督を行うこととしております。

さらに、今回の改正案の中に含まれてございませけれども、食品流通構造改善促進法を改正いたしましたして、例えば、仲卸業者や卸売業者が品質・衛生管理の高度化や、加工、輸出といった国内外の需要への対応など流通の合理化に向けた取組を計画し、大臣の認定を受けた場合には、日本政策金融公庫の低利融資や食品等流通合理化促進機構の債務保証等により、こうした前向きな取組を支援することとしております。○儀間光男君 是非、卸売業者、仲卸業者、そして買参人の安定、そういう流通に関わるところが安定しないという、生産者も末端で消費する

我々もなかなか安定した日々の生活できないと思ふんですね。だから、そういう意味では、中央卸売市場あるいは地方の卸売市場の果たす役目というの、言い古されてはおりますが、大変重要なものだと思ふんですね。これをしっかりとやっていただきたい、こう思います。

それと、おとしだつたか、T P P の議論の中で生乳の議論をやつた記憶があります。そこにその中間事業者が存在するんですね。中間事業者の存在があるんですが、その中間業者と卸売業者、仲卸業者との関連はどういう状況にあるんですか。例えば、中間事業者というのは、生産者から直接中間業者が取つて、その次のところへ送り出すわけですよ。だから、集出荷して回るわけです。この辺との卸売市場あるいは卸売業者、仲卸、そういうもの等との関連、どういふ実態が浮き彫りになっているかをお答えいただきたいと思ひます。

○政府参考人(井上宏司君) 乳製品につきましては、基本的に乳製品のメーカーから卸されるということが多いものと承知をしております。卸売市場で取引されるものというのは限られていというふう認識をしております。

○儀間光男君 乳製品を議論した覚えがあるつて例えで言つたんであつて、この中間事業者というのは乳製品限定じゃないんですよ。全ての食品、食料品、全て扱うんですね。ですから、これ、卸売市場あるいは卸、仲卸、一般小売店、この辺の価格決定や品ぞろえ等々に大きく影響がすると思ふんですね。その辺の実態、どうなの、外食産業も含めて。

○政府参考人(井上宏司君) 外食産業の調達という点も例としてお話しございましたけれども、現在、一部では卸売市場からの調達をしてございませけれども、外食産業においては、中間の流通業者を介して自らが必要な品ぞろえを行つていくケースが多いというふう認識しております。○儀間光男君 これ、実際、さいたま市にありまして、M社と言つていますが、産地リレー、

情報共有、流通経費の削減、出荷量等の調整などなど、卸売業者とよく似たことをやってくれるんですよ。その存在とその商いを掌握する必要があるんですが、もう時間もありません、大臣、今のやり取りを聞いて、御感想をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(齋藤健君) この田名部委員の資料を使つちやいけないのかも知れませんが、国内で生産をしたものが卸売市場外を経由して消費者なり外食産業に供給されるというルートも確かに流通の多様化の中から出てきているわけでありすが、いずれにいたしましても、先ほども局長から答弁いたしましたけど、新しい法律の下でその流通実態を調査、監視をしながら、不適正なものがあれば既存の独禁法等に基づいて適正に対処していくという、そういうことで対応していくべき問題だろうというふう考えております。

○儀間光男君 是非実態を共有していただいて、これ規制しないというんじゃないに、こういう実態を、市場外での実態を掌握することが次なる飛躍になるということをお願いして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○森ゆうこ君 希望の会、森ゆうこです。ちよつと声がお聞き苦しい点をお許しいただきたいと思ひます。

まず、本法案につきまして、この法律案の策定に当たつて当事者の声をどのように聴取したか伺いたいと思ひます。

この農林水産委員会、今年視察に行きまして、この法案に関する意見聴取を行いました、非常に驚いたのは、私、今まで地方に視察に行くときに、与党の先生方が中心に、そこに参加をして現地の関係者として意見を述べる人たちがそろえられておりますから、多少提出予定の法案に対する御意見はあつたとしても、この法案に関して、市場開設者、卸売業者、仲卸、その方たち異口同音に、やはり寝耳に水と、全くこんなこと聞いてないよという、私もちよつとその御意見に驚い

たという経緯もございませ。

先ほど来御指摘がありますけれども、この当事者がメンバーに入っていない未来投資会議や規制改革推進会議の組織で検討されて提言されたものがベースになっていると。当事者抜きで政策立案されることの問題点について、農林水産省は、衆議院農林水産委員会指摘された際、自らも全国の卸売市場関係者、生産者、小売業者等から幅広く意見を聞いていというふう五月二十三日に答弁をしております。

前回の平成十六年時の改正では農林水産省内に有識者会議が設置されて、三年を掛けて公開の場で卸売市場の在り方が検討されました。今回はこのような組織が設置されております。このため、立法事実があるかどうか、そのこと自体が我々には検証のしようがないと。だから、先ほど来、メールとかで、そういうホットラインとか何かであつたからこまで来たんじゃないかと、そういう話も出てくるわけですね。だから、もしかしたら法律案を通すために都合のいいことだけを説明されているんじゃないか、そのような疑念を払拭できないわけでありませ。

昨年、農林水産省は、延べ約二千三百人から意見聴取をしたこととございませますが、その二千三百人というのはどういふ方たちでしょうか。市場開設者、卸売、仲卸、どういふ人たちがどのぐらいの割合で、そして、その中で卸売市場開設の許可可制の廃止という、今回の法律案の肝の部分です、これを要望した人は何人いたんでしょか、伺ひませ。

○政府参考人(井上宏司君) まず、昨年の春から全国各地を回りまして意見交換をした、その相手方としましては二千三百五人でございませ。この内訳としましては、卸売業者が七百十七、仲卸業者が六百六十五、売買参加者が百二十七、開設者が三百九十一、以上合計しますと、卸売市場の関係者が千九百人でございませ。これ以外に、小売業者、生産者団体等を含めまして、先ほど申し上げました二千三百五人、計百十八回の意見交換を

までの説明と全く真逆なんです、大臣。全然、今まで説明してきた、要するに、公共的使命、これがないと立場の弱い人たちがもう競争にさらされるだけで、価格の公平性とか市場の公平性というのをどこかが調整する機能、役割、これが中央卸売市場とかそういうところ果たしてきたわけでしょう。それで、民間企業が中央卸売市場の開設主体となることを認めるべきだという規制改革推進論者からの提言に対して、役割を担う必要があると言ってきたのに正反対の法律を出してきたというのは、もつときちゃんと説明してもらわないと理解できませんよ。

○国務大臣(齋藤健君) まず、平成二十七年六月のホットラインに対して私どもがそういう回答をしたということはそうなんですけれども、その後、経緯ということでもありますので少しお話ししますと、いろいろ積み重なってきております。

平成二十七年の十一月には総合的なT P P 関連政策大綱におきまして、その後の話です、攻めの農林水産業への転換対策ということで、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通、加工の業界構造の確立というものが検討項目の一つとして取り上げられてきたと。そして、それを機に改めて検討を開始することになりました、平成二十八年六月の日本再興戦略それから同年十一月の農業競争力強化プログラムを経て、最終的に平成二十九年十二月の農林水産業・地域の活力創造プランにおきまして、卸売市場を含めた食品流通構造の改革案として政府で決定したものであるということでもあります、そういう経緯が積み重なっているということでもあります。

ただ、一方で、卸売市場がきちんと公正な取引の場であってはいけないというその肝は外してはいけないということでありまして、そのところは今度の法案におきましても、種々、具体的にはこれまで御説明させていただいておりますけれども、しっかりと確保できる法体系で提案をさせていただいているということです。

○森ゆうこ君 いや、だからそれが、しっかりと

我々は納得できないのでこういう質問になつていくわけですよ。

じゃ、もつと端的に、いろいろとかそういう法体系になつていまずとかと、そういうふうな曖昧な言い方をせずに、これがあるから、私たちがこういうか、私は公正な取引確保の仕組みが全くの民間任せになつてしまつて、従来農水省が言ってきた、これまで説明してきた公的責任果たさなきゃいけない、この部分が放棄されているんじゃないかと。それが、そもそももう市場に任せると、全部そうなんですけど、この間。本当にそれでいいんですかと。今だけ、金だけ、自分だけという人たちが、それで、その人たちはもうかるかもしれないけど、本当にいいんですかと。

農水省は、従来、公的な責任が果たせるといふ観点の下、法律を持つてきたわけだから、もつとストリートな、なるほど、それならそうだよ、メリットはこうです、デメリットについてはこう対応しますということがなければ到底納得できません。答弁は次回お聞きしたいと思ひます。

せっかく、文科省、それから内閣府に来てもらっているんですけれども、いろいろ出てきておりますけれども、文科省が、例の愛媛県文書の中に出てくるアンケート形式の資料とか、そういうものについて回答いただいたんです。私もちよつと、今回これ資料にする間がなくて。この件について、どうもこの説明ではよく分かりませんので、要するに、こういう委員からの意見聴取を行い、このようなアンケート等を作つたということについては、それは事実だということによろしいですか、文科省は。

○副大臣(丹羽秀樹君) 委員がおっしゃるように、今回のアンケートという、アンケート形式の資料でございまして、これは有識者の皆様方に対して意見を紹介した内容でございまして。

○森ゆうこ君 ただ、ここに付いている添付メール、別紙二のメールには、愛媛県より提案のあったものである旨の記載があるが、愛媛県に確認を

行つたところ、当該文書が残つておらず、本県から提出した資料かどうか分からない旨の回答があつたというふうな書いてあるんですけど、こういう説明だと、これまでも何度も繰り返されてきたんですけど、こういうふうな、何だろうな、ところどころ、一番核心の部分は除いて報告、提出されると、いつまでたつてもこの問題の概要が分からないんですけど、全容が。

次回までに、こもろ少しきつと説明できるように、あるはずでしょう、ペーパーとかメールとか。そこを確認してきていただきたいと思ひます。

以上で質問を終わります。

○委員長(岩井茂樹君) 午後一時十五分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時十九分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(岩井茂樹君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、参考人として市場流通ビジョンを考える会代表幹事磯村信夫君、東北地区水産物卸組合連合会事務局長菅原邦昭君及び広島大学名誉教授三國英實君に御出席いただいております。

この際、参考人の皆様に一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御多忙のところ本委員会に御出席をいただきました。誠にありがとうございます。

ただいま議題となつております法律案につきまして、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

本日の議事の進め方について御説明いたします。まず、磯村参考人、菅原参考人、三國参考人の

順序で一人十五分程度で御意見を述べいただきます、その後、各委員の質疑にお答え願ひたいと存じます。

なお、意見の陳述、質疑及び答弁のいずれも着席のまま結構でございますが、御発言の際は、その都度、委員長の許可を得ることとなっておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、磯村参考人からお願ひいたします。

磯村参考人。 ○参考人(磯村信夫君) 本日は、参考人として発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。

市場流通ビジョンを考える会というのは、水産、青果、花卉の各協会、そして卸、仲卸八十八組織と個人の九名から成る会議です。市場流通ビジョンをどのように考えるかということで一緒に考えながら、それぞれの経営に役立てようというふうにしております。

そして、私自身は大田市場の花弁部で大田花きを経営しております。大田花きは日本で一番最初に機械競りを行ひまして、そして物流も、九九年からちよどヤマトの宅配便と同じようなシステムを入れ、また現在、競り、在宅競り共、大体二十四時間、出荷者及び買手は今幾らで売られているかどうかということをチェックできますし、また在宅競りにおきましては、全体の三分の一が自宅からそれぞれ具体的な競り場に応札するというような取引の仕方をしております。本日はよろしくどうぞお願ひいたします。

まず、市場についてであります、築地の市場移転の問題や国の農業競争力強化プログラムが話題になりました、我々卸売市場は一体全体どのようなにしたらいいかどうか、中間流通として存在意義は本当にどのような形でもつてあるのかどうかということを考えさせられました昨今でございまして、しかし、それぞれ、むしろ一般には市場流通、ミドルマンの理解が進んだというふうな考へております。

我々、勉強会の中では、ミドルマンとしては、

マーガレット・ホールの法則だとかロナルド・H・コースのコースの定理など、どうしても中間流通というのはトータル取引を経済的に有利にするために必要だということが言われておりますので、これはこれでもつてよしといたしますが、しかし、その中で、卸売市場、中間流通の中でも卸売市場は一体全体どのように特徴があり、またやっていけばいいかどうかということを考えておりました。そのやさきの卸売市場法の改正でございました。

我々が考えております卸売市場は、大正七年の米騒動の後、政府はまず最初にミドルマンをカットしようとして小売市場をつくりましたが、五年後、大正十二年、一九二三年に中央卸売市場法が成立をいたしまして、卸と仲卸、そして卸の手数料率の公定だとか、あるいは競りないし入札の取引だとか、国、自治体の整備あるいは管理運営方法を自治体が行うなど決められまして、現在に至り、また昭和四十六年に卸売市場法、新市場法になりますが、地方卸売市場まで含めた形で、この卸売中央市場法が骨子になりながらやっております。それがあたかも血肉のような形になって、そして現在では、世界の中でも、大規模な小売店、そしてちっちゃな零細の小売店まで利用できる世界で冠たる生鮮食料品のプラットフォームになっているというふうに思っております。

卸売市場は、商流と物流と情報と資金流、この四つをスピーディーに行っております。スピーディーな集分荷だとか価格形成だとか、それから代金決済、そして情報の受発信でありますけれども、これらに加えて、もっと大切なことというふうに思っておりますのが、必要とされる人々全員に開かれたシステム。先ほど申し上げましたとおり、日本にこれだけ量販店の寡占率の少ない国を、生鮮食料品におきましては寡占率が少ない、いろいろなところでもって中小も仕入れに何ら不安になることなく御自分の商いをするのができまして、結局は良いものが効率的に安くそれぞれの地域において供給できている、ここが多分卸

売市場の最も大切なところだろうというふうに思っております。

もちろん、価格形成やスピーディーな代金決済等がありますけれども、多様な品ぞろえや目利きによる価値、こういうようなものまで含めまして、まずオープンなシステム、ここにやっぱりポイントがあるというふうに思っております。

これはどんなことをしても守らなければならぬところでありまして、その意味では、今度の法改正でまさに生鮮食料品等というのが、花卉類が多いですが、生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしている、そしてそれを鑑み適切に措置等を講ずるというふうになされたことや、あるいは、農林大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的な取扱いの禁止、中央市場におきましては受託拒否の禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守して、そして適切かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、国は基本方針に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定することとしています。

このことにつきましては、認定の意味が少し私分らない点もありますが、まずは、認めていただいて、今までのどなたも利用できる、そして大も小も利用できる世界に冠たる卸売市場システムがそのまま続行されるということは、まず大変良かったと思えますし、賛成でございます。

そして、さらに、私も考えておりましたのが、行政がある意味ではみんな民営化されて、自分たちの、行政、その関わりを少なくさせるんではないかというふうに懸念をしております点も、予算の範囲内において、食流法でありますけれども、その範囲内のあるところを援助をしているというふうに書いていただいておりますし、また、とりわけバイイングパワーに、どうしても力関係に屈して不当販売等の局面がなきにしてもあらずでございますのに、食流法で食品流通価格の調査を行って、不当販売とも言えるものはスピーディーに、これは極力スピーディーをお願いした

いと思えますけれども、公正取引委員会に申し出るなど適正化を図るというふうに行っていることは大変評価できることだというふうに思っております。

ただ、不安の材料がないわけではありません。それは、卸売市場は今まで差別的取扱いの禁止、そして中央市場では受託拒否で分かれますとおり、売るに天候、作るに天候で、そして差別的なく、むしろ普通の商いというよりも、卸は商いよりも適正時価を出す取引所、このような形で全てを受け入れながらやっていく、そこに良さがありませんし、そして卸から買っているその需要、小売のニーズを反映しながら、ある意味では大局的にぶつかります仲卸は、結局はこちらの方は特定というふうになつたらいよいよどうか、差別的なところでそれぞれ格差を、区別を付けながらそれだけの需要にしっかりと合わせています。

この二つの差別的な取扱いのこの卸、これが少数であることについて、また多数の区別をしながら、差別的な意味では取扱いと言ったら語弊がありますが、需要に合わせているの仲卸、この二つがありまして初めて卸売市場が適切に評価できるのに、ややもすると問題化してしまつて、買取りでもって差益商売になつていくことが非常に懸念をされます。その意味で、認可というものの、そしてまた、民間に開設者がなつていく、民間業者もなれるということでありましてけれども、この今の卸売市場システムでの良き、この形、これが崩れてしまつと、どうも全体が、市の中にあります問屋と同じようになってしまつて、公的な意味が失われるんではないか。

したがって、問屋にならずに、卸は必ず、今申し上げました差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止、これはある意味では効率をできないかも知れませんが、効率的ではないかも知れませんが、とにかく差異をなくして公平に扱う、そして、そこから買つて、そこから特別なものを買つて、差別的にあるいは特定のものでもって販売する仲卸、このシステム、この取引に向けてのチェック

を是非ともお願いをしたいんです。

公設の方が開設者になつたときには、議会にかけたら、あるいはこの取引ルールにつきましても、ある意味でオープンにしたいやうに思いますから、そうは偏ることがないと思えますけれども、もしそうじゃない場合には、一定に開与していただかないと市場システムがやっぱり崩れる可能性があるというふうに思っております。それがまず一つ目です。

二つ目は、その開与の仕方でありまして、現在も、農林水産省が我々中央卸売市場のところにきちつと検閲をしてくれていまして、これは株式を公開している公開していない関係なしに、それぞれコンプライアンスをきちつと守り、万が一のときには、それは厳しい指摘を受けながらしております。仲卸さんも同様に開設者から、東京都の場合には東京都から指導を受けてよりフェアな取引ができるようにしておりますけれども、この辺の開与がややもすると薄くなつていくので、繰り返しのようですけれども、国や地方自治体はこの指導の体制を是非とも強くお願いをしたいところであります。

日本だけが少数の卸、そして仲卸がありまして、そして、今のシステムによつて大も小も卸売市場を利用できます。他方、仲卸だけの卸売市場、これは西洋やアジアがそうでありますけれども、これは、日本では卸売市場というふうには言えません。それぞれ不透明なものが大変多く、残念ながら、今度の市場法でもきちつと結果の公表まで含めまして、これができないようにはなっておりますけれども、そのチェックシステムが必要だというふうに思っております。

それから、最後に、多分、少子高齢化の中で地域が活性化をしていくためにはやはり農業は欠かせないものでありますし、花の場合にも、当然、例えば、今現在、秋田など本場に花の産地として頑張つておられます。そこに住まいする方たちは、衣食住プラス文化的な生活、そして手短かな自然、この五つがそろつて初めて幸せというもの

があるわけでありまして、生鮮食料品はお料理にし、そして季節を伝えたり、花の場合にはデザインをし、そして花そのもので自然を感じていただいたり、この五つをそろえながら、地域の伝統文化を守りながら貢献をしていきたいというふうに考えております。

そこで、今、開設区域がなくなりますが、場合によっては、少子化の中で、もう少し県をまたいででも卸売市場としてやっていかざるを得ないのではないかというふうに私どもは考えてございませう。地域の伝統文化、花飾りも当然違うんです。その文化ごとに卸売市場がありますと、ちよどお花屋さんというのは小料理屋さんと一緒に、文化としてデザインする、ちよど料理と同じようにデザインしたことによって評価されるので、どんなに小さなババママストアのお花屋さんでも必ず御地元からひいきされます。あるいは置き花でも、地元のスーパーマーケットがなければやっぱりその文化を守ることができません。そして、その素材を供給させていただくのが卸売市場でありまして、この卸売市場が文化ごとにきちと健全経営できるようにしたいんです。

そのためには、この開設区域、あるいはそれぞれ地方自治体の応援の仕方、いろいろな形があるうと思ひますけれども、その辺をもう一度よく考えたいだき、我々に助力をしていただきたいというふうに思う次第であります。

以上であります。

○委員長(岩井茂樹君) ありがとうございます。

次に、菅原参考人をお願いいたします。菅原参考人。

○参考人(菅原邦昭君) それでは、本日は、お呼びいただきまして誠にありがとうございます。私は、東北の卸売市場の仲卸業者を代表いたしまして、精いっぱい私たちの意見を述べさせていただきます。

まず初めに、今、磯村参考人がおっしゃったことに関連して、全く同意しながら一言申し上げま

すと、いまだに国会議員の先生の中で、卸売市場では大量に買うと高くなるというのはおかしいんじゃないかと、主に、量販店、今は多国籍で活躍されている量販店資本の皆さんはそういうふうに言いますが、これは全く初歩的な間違いです。

それでは、卸売市場の仕組みというのは、社会的な価値を示すことが最大の使命なわけなんです。不当な価格つり上げとかそういうものを防ぐという役割を持っております。これは証券取引所と全く同じなんです。ですから、質問します。その多国籍資本である量販店の社長さん、おたくの株を証券取引所で大量に買った安くしていただけるんですか。高くなりますよね。当然高くなるんですよ。それは、社会的な価格を形成するところが大量にそれを購入すれば高くなるのが当たり前です。

ところが、今から十年ほど前に、これを規制緩和で、それはおかしいと言ったら、大量に買った安くするのが世の中の常識だなどと、その辺の一般の売買と社会的な価格形成を使命とするところ、つまり証券取引所と同じ使命を、片方は抽象物を社会的価格形成をしている、こちらは現物をやっているんです。このことを、意図的なのか知らずになのか、混同している議論が今回の卸売市場法の見直しの根底にまだ脈々とあるということとをまずいつまで続けるんですかということとを私は強調したいと思ひます。そして、東北の思いを感情も含めましてまとめてきましたので、朗読させていただきます。

どなたも御承知のことと思ひますが、国民の圧倒的多数は地域経済を暮らしのかけがえのないやりどころとして生活しています。国家経済に依拠して生活の基盤を確立している人というのは、国家経済政策に直接あるいは間接に関わり、その恩恵を浴びることがそれなりにできる人々です。しかし、そういう人は国民の中から見ればほんの一握りです。そして、その地域経済に、そして国家経済に関わる両者間には、この二、三十年の間にとんでもない暮らしの差が生まれてきている

というのは、皆さん、いわゆる格差社会、現代的貧困の問題で、これはこれで議論されているところです。

今から四十年ほど前になりますが、規制緩和という言葉が大大的に政治世界で叫ばれるようになり、その後実際に実行されるに及び、その弊害は顕著になりました。これが一定程度国会でも論争のテーマにされたこともありましたが、ほとんどの場合不発でした。しかし、そこで語られたのは、主に野党の皆さんが語ったことについては、私は非常にうなずくべきものが幾つもあつたというふうに思ひます。

例えば、規制緩和とは、結局ルールのない経済社会につながるという意見も出ました。規制緩和を進めれば、弱肉強食の経済社会に行き着くという声も出ました。とどのつまりは、地域経済こそ規制緩和の最大のしわ寄せの被害者だという声も出ました。これは、今振り返ってみても、どこにこの意見の瑕疵があるでしょうか。私は、この意見は、現在の状況から振り返ってみれば、正当なものだったと評価した上で全ての議論を始める必要があるというふうに通じております。東北地区連の感情を含めて話していますので、誤解ないよう。

そして、今日、経済のグローバル化が大々的に喧伝され、国際競争に勝ち抜く分野として日常的に日本の農林水産業は繰り返し取り上げられて、農協、漁協批判、日本の農漁業、こういう人たちに任せておいたら世界の競争に負けまうよだとか、法人化で効率化を進めた方がいいよだとか、まあ勢いのいいスローガンめいた言葉がもう本当に飛び交っております。しかし、これらの威勢のよい論調、議論に共通している決定的な欠陥があります。それは何かというと、数字に基づく、数値に基づく比較とか又はリスクなどについての検証が全くなされていないというところは立ちを覚えるほどであります。今のちよつとした間は立ちの間にあります。

ます。地元の反対を押し切つて強行した宮城の水産復興特区、大震災のときの、漁業権の法人化の問題、これはスタートからもう随分たちました。

しかし、今日まで様々な問題が現地では起こつて、河北新報を始め地元紙を大いににぎわすどころか、県議会で与野党も問わず、私は、与野党の先生たち、県議会で非常にこの問題で憤りを持って奮闘している姿を見ましたし、直接話もしました。これがなぜ国会には伝わらないのか。なぜかという、きちんと政府や国会で追検証しているのでしょうか。特区です、これ、どこかで開いた特区です。全然、でも地元民には特区になつていません、損になつています。不正疑惑を地元紙に追及をされる事態が起きていることに、そして地域水産業に悪影響を与えていることに、制度をつくつて適用した政府は明確な検証をしていない。いないでしようかと書いたんですが、線を引つ張りまして、していません。裏付けを取る、結果や予測値をデータで検証する、こういうことを抜きに、勢いのいい言葉とか号令だけで地域経済の様々な分野にグローバル化を拡大するやり方というのは、地域経済を疲弊させ破壊するやり方です。このことに一日も早く気付いて、まだ息のあるうちに何とかすべきだと、私は心から東北を代表して訴えたいと思ひます。

そして、このようなグローバル化の進め方、これは、日本ばかりでなく世界中でも批判の声が上がっています。その内容は、これらのグローバル戦略というのは、自国の地域経済をお互いにみんなが崩壊させているんじゃないかと。トランプさんのアメリカもそうです。トランプさんは、一応取りあえず当面は反対とやっておりますけれども、まあその辺は今後よく見ていく必要があると思ひます。

そして、今申し上げたように、日本発、アメリカ発の多国籍資本の戦略を後押しするものとして私たちのこの卸売市場法改正案というものが出されている。この流れの中にあるんだということ、現場の人はみんな気付いているんです。で

も、卸売市場の業者というのは、みんな許可業者なんですよ。許可業者というのは、古い言葉で、もし不適切であれば後でお叱りも受けますが、お上に弱いんです。ところが、腹の中ではみんな反対なんです、困っているんです。このことは、是非私は声を大にして、農林水産委員会の中で訴えさせていたいただきたいのですが、そういう制度はございませんで残念だと思っております。

今回の改正案、これ、条文を見ますと、まず驚くのは、改正と言えるのかなと思うんですが、現行八十三条から成る条文のうち、公正公平な取引のためのルールの部分が全部、六十四条、八十三条分の六十四条、これが全文削除されているんですね。

そして、何よりも、卸売市場の社会的使命の、先ほど磯村参考人もおっしゃいましたが、最も重要な柱は第三者販売の禁止。簡単に言うと、これは、インチキな、何の基準もない売り方は駄目ですよということですよ。この第三者販売の禁止という原則までもが撤廃されているんです、事実上は。そして、大手資本などによる価格操作、誘導が可能な仕組みに改変されているわけです。

削除率約八〇％であると同時に、生鮮食品等、の社会的な建値、つまり、国民の食料安全保障の立場から、需要と供給の関係のみで価格を形成する、あらゆる場面での生鮮流通の取引価格の基準値を社会に示す、そのために、誰かの思惑とかは一切排除する、価格操作とか価格誘導などの不正な振舞いを禁じた条文が今の六十四条なんですよ。ここにこの改正案の正体見たりという状況になつていきますね。後でその件についてはまた述べたいと思います。穏当な言葉でいきます。

これでは、国民のまだ気付かないところで政府は国民の食料安全保障体制を撤廃する気だと言われても、どう抗弁するのではありませんか。政府は価格つり上げなども容認するつもりだと言われて、どう抗弁するのでしょいか。

現在の卸売市場法の基本骨格となつた大正時代

成立の卸売市場法は、一九一八年の米騒動が契機となつて作られたものです。皆さん、今年はそれからちょうど百周年なんです。象徴的な事件が今起こりつつあります、ここで、当時の法律を提案した政府側は、帝国議会において、要旨、次のように当時の状況を述べています。当時の帝国政府ですよ。そこは、どういう問題意識をやっているか。百年前、だから古いだろうなと思つたら大間違いです。要旨がきちんと調査した先生方によつて残っております。読みます。

悪徳な問屋は、農民が自分が食べるのに必死で農民同士の団結が極めて弱いのをいいことに、前渡金、前貸金ですね、青田刈りをてこに安値で買い取る。逆に、小売側に対しては、意図的に彼らの横のつながりを断ち切り、売惜しみ、在庫隠しなどをしては、極めて巧妙に価格のつり上げをなし、利益のため込みをし続けてきた。その欲はとどまるところを知らず、今回の騒動の直前には、一週間あるいは二、三か月の間に、米を始めとした生鮮品が三、四割どころか七割の値上げなどという事態を生むまでに至つていた。これ、帝国議会の中で政府側が中央卸売市場法案を出すときに語っている言葉なんです。

戦後一時期は聞きましたけれども、もうしばらく、こういうことを政府側の方がお話しするということが、皆さん御記憶あるでしょうか。余分な話はやめます。

そのため、人間の飽くなき欲は、これは、行政は放置しておくわけにはいかないということに対して、議会の中では、放置しておいていいんだ、そこまで縛るな、自由に任せろという声があつたようですが、政府は放置しない立場を採用したんです。なぜでしょうか。なぜなら、政府自身、一道三府三十七県以上に波及した米騒動なんですよ。最低でも、研究者のお二人の方が貴重な本を残されています。五百万人以上が関わつたんですよ。この米騒動に対しては、警察動員では足りませんでした。軍隊も出動しました。厳しい厳しい弾圧も行われました。そして、やつとやつとの思

いで鎮圧した苦い経験で、政府側はほとほと懲りていたんですね。そういう状況だったから、善意に任せるとかそんなことでは駄目だという立場を政府側は取つたということなんです。

しかし、どうでしょう、皆さん、当時の放置しておけというのはちよと今この卸売市場法の改正に流れをつくつた、あの有名な規制改革推進会議が、卸売市場法など時代遅れで、あんな古いもの今更でないんだと、社会の良識に任せておけばあんなもの要らないよ、何百年前の話しているんだみたいな話がありました。私は、それと通底しているのがあの規制改革推進会議の文章だと思ひます。これを証明しろと言われたら、いつでもお呼びください。証明してさしあげたいと思います。

そして、あの規制改革推進会議が言いたいのは、今は企業がコンプライアンスの時代なんだよと、ここに任せておけば世界に最たるコンプライアンスで原産も安全、だからいいんだという、そういう態度を取っているわけですね。あの文章はそう言っているもの、そのものなんですね。

しかし、このコンプライアンス、本当に頼りになるものなんですかということ、聞き飽きていらつしやるかもしれません、改めて、東北の声としてお聞きください。

国際社会で活動する企業が諸外国を巻き込んで起きているデータ偽装問題、そのトラブル、これがマスコミや新聞をにぎわしていない日があつたでしょうか。ある識者に言わせれば、これは外国の方ですが、これほど日本のコンプライアンスが話題になつた時代というのはここ十年ぐらいのことだねということ、外国人の有名な、あの人はジャーナリストですが、語っていますね。企業法人ばかりが学校法人でさえ、コンプライアンスの問題ですよ。様々な問題やら疑惑やらで年中世の中が騒然としているのは幻なんですか。

データ偽装、改ざん、資料隠しが蔓延している今こそ、私が言いたいのはここです。国民の食料安全保障を引き続き守るためのこれまでの卸売市場法の基本である公正で公平な価格形成機能とそのルールは削除するどころか一層磨き上げるべきものです。生鮮食品という人間生活に不可欠なもの、欲による不正な価格のつり上げは許さないという姿勢こそ、政治と行政の健全性を評価する際の重要な指標、リトマス試験紙だと私は訴えたいと思います。

市場の、人の欲を排除した価格形成の詳細な仕組みと制度を、時間だということなんで、今ここで詳しくお話しする時間はありませんが、簡単に申し上げます。

マーケティングという言葉で知られるミクロ経済学には、その基本に需要曲線、供給曲線という話が必要登場します。その需要と供給の二つの曲線の交わつたところが適正数量であり、適正価格だということ教えなんです。それを完全競争原理といひます。卸売市場では、競りを基幹とした仕組みで行い、そこでは、私たちの仲間、仲卸業者と買参人が、消費者目線に立つ目利きとして品質やその数量を見極めつつ、競い合いながら価格を決定する。簡単に申し上げればそういうことなんです。市場の仕組みというのは。

この情報は……

○委員長(岩井茂樹君) 菅原参考人、時間が過ぎておりますので、御意見をおまとめください。

○参考人(菅原邦昭君) はい、分かりました。生産側にも伝えられ、過剰生産が招く生産体制の経済的な危機も防ぐという食料生産の安全保障というふうにもなっております。

そして、最も重要なことは、誰にも公正な確保をすることで、資本の大小によらず、地域経済で誰もが経済活動に参入できる、参加できるという余地を残している。ところが、これが、価格形成機能が公正な価格形成の流れに行きますと、地域経済は資本の大小の原理を適用されて全く窒息状態になつてしまふことは、これは明らかなんです。

最後にします。今年、米騒動百年で、築地の女将さんが立ち上がつて、卸売市場法改正に反

対、築地の移転反対で立ち上がりました。百年前のあれも、富山の沖仲仕と魚屋さんの奥さんたちが立ち上がって、役所に整然とやっただけです。そして、男たちはどうだったかというと、ううん、いろいろ支障があるから言わないよと、ところが、自分たちが食えなくなったら暴動を起こしてしまっただけです。ところが、今、おかみさんたちはその教訓を踏まえて整然と今やっています。あのおかみさんたちの願いも含めまして、卸売市場法の改正は地域経済を窒息状態にさせてしまう法案であるということで、私は反対だということとを表明しまして、私の不十分ながら意見表明終わります。

以上です。

○委員長(岩井茂樹君) ありがとうございます。次に、三國参考人をお願いいたします。三國参考人。

○参考人(三國英貴君) 三國です。今日は、卸売市場法等の問題について発言する機会をつくっていただき、ありがとうございます。

私は、レジュメを用意しておりますので、これを読ませていただきます。

まず、我が国の卸売市場制度の展開とその独自の役割ということですが、

日本の卸売市場制度が成立した背景は、一九一八年に勃発した米騒動と関係しております。当時の食料流通は問屋資本が担っていました。

問屋資本による前記的な取引を放置できなくなり、政府がその流通に介入し、主食である米については一九二一年に米穀法、副食である生鮮食料品については一九二三年に中央卸売市場法が制定されました。市が施設を整備し、そこに多数存在した問屋を、荷受け会社、今でいう卸売業者と、仲買人、今でいう仲卸業者に整理統合して収容しました。

両者の間の取引は競り取引を原則とし、価格を公表し、流通の近代化を図りました。価格が公表されたことにより、消費地問屋と小売商、生産者

と産地問屋の間の取引の近代化も促進しました。競り取引は、鮮度が命である生鮮食料品を短時間のうちに大量に取引できる、そういうことを可能にしたわけです。

戦前の卸売市場の開設は、京都市が一九二七年に最初です。東京市は、ちょうどこの中央卸売市場法ができた年に関東大震災が起きているわけですね。その影響で非常に遅れまして、東京は一九三五年にできています。戦前の段階で、全国八都市に開設されております。しかし、日本が準戦時、戦時体制に進み、特に戦時体制では国家統制が強くなり、卸売市場もこの機能を失ってしまうわけです。

戦後の経済復興と高度成長の過程で、この中央卸売市場は、大都市だけでなく県庁所在地など中都市にも開設され、一九七二年には三十三都市、六十五市場にまで拡大したわけです。一九八五年になりますと、五十六都市、九十一市場にまで増大しております。

一九七一年に中央卸売市場法に代わって卸売市場法が制定されました。特質は二つあります。一つは、地方卸売市場も国の法規制の対象となり、中央卸売市場も地方卸売市場も整備方針をおよそ五年ごとに策定し、全国的な市場整備を図ったという事です。第二に、卸売市場における公正な取引を確保するために取引原則を規定しております。中央卸売市場については、特に、差別的取扱いの禁止、競り、入札原則、委託集荷原則、商物一致原則、三者販売禁止、それと直荷引き禁止等々の取引原則をここで確定しているわけです。

そして、今日、卸売市場は減少しつつあります。また、その市場での取扱量、市場経由率も減少しておりますけれども、これは先ほどお話しも入りましたように、日本が市場開放で生鮮食料品の輸入が増大して国内の生産が減少したということが基本的な大きな原因なんですけれども、そうはいっても、二〇一五年現在を見ますと、中央卸売市場は四十都市に六十四市場あり、地方卸売市場は千八百あるわけです。このうち公設市場が百

五十六あります。これらの市場は、国民への新鮮で安全な生鮮食料品等の、等と云っているのは、花とか漬物、塩干物なんかも含むから等になるんですけれども、安定的供給で重要な役割を果たしております。

第一に、生鮮食料品等の社会的需給の調整と、そこで公正な価格形成が行われるということが第一です。第二に、日本の場合、四面を海に囲まれ、北海道から沖縄まで非常に南北に長い国土があります。季節ごとに多種多様な生産が行われます。そして、それを担っているのはほとんどこの農漁民であるわけです。そして第三に、日本の特徴として、やはり消費者の生鮮食料品重視の食生活、食文化です。日本では、今、先ほども話ありましたが、大手スーパーの寡占度は確かに低いとも言えますけれども、大手スーパーといえども、日本のこの非常にきめ細かな生鮮食料品消費というこの消費性向というものを無視できないわけですね。ですから、やっぱり非常に生鮮食料品というものを店舗で重視せざるを得ないということとです。そして第四に、なぜ日本が独特な卸売市場制度があるのか、基本はやはり多数の供給主体と多数の需要主体があつて、この収集、中継、分散という、こういうシステムをつくっているということと、これが非常に機能しているということとです。そして、こうしたことを保障しているのが、卸売市場法で言う差別的取扱禁止の原則という法規制があるからです。

それで、今回の卸売市場法、この食品流通改善法の改正の問題点はどこにあるかということですが、私は三点を挙げておきます。

まず第一は、認可制から認定制による卸売市場の有する公的役割の後退ということとです。それ、この認可制と認定制というのは非常に意味が違ふということとをこれ注で書いておきましたので、後で御覧になってください。

それで、結局目的規定からやっぱ、とにかく卸売市場法何回か改定されましたけど、目的規定を改定したのは今回初めてなんですよね。

大事なのは、国とか地方自治体が責任を持ってやっていた卸売市場の開設なり整備、それともう一つ大事な卸売市場取引の原則、これに関わる規定が目的規定から削除されたということなんです。これが非常に大きなことだと思ひます。

それに加えて、認可制から認定制、要するに農林水産大臣が認定し都道府県知事が認定すれば卸売市場と認めるということなんですけれども、先ほども話がありましたように、なぜ八十四条が九条まで減ったかということなんです。これが、その意味するところは、この注のところに書いていただければ分かるんですけども、認可のところがだいたいと読ませていただきます。ある人の法律上の行為が公の機関、行政庁の同意を得なければ有効に成立しないと、そういう場合は、この同意を与えてその効果を完成させる行政行為とあるわけです。だから、ただこの取引原則決めたというだけでなくて、その原則がちゃんと守れているかどうか、行政はそれをちゃんとフォローしなきゃ駄目だぞということがこの認可という意味なんです。だから、こういうことを外しちゃったら、全く卸売市場法のそういう歯止めを掛けていた条項が全部削除されたという意味がよく分かります。

そういうことで、現行法では、中央卸売市場の開設は、人口二十万人以上の都市で、その開設は地方自治体に限られていましたけれども、今度の改正案では、施設の規模だけが条件になるわけです。で、それより、規模より大きいものは中央卸売市場、それ以下のものは地方卸売市場になるわけです。さらに、先ほど御発言ありましたけれども、民間大企業も中央卸売市場の開設者になれるということとです。で、民間大企業による市場開設の可能性が拡大したということです。

このように、施設規模以外に中央卸売市場と地方卸売市場の機能は差別がなくなりますから、一層市場再編というものは、今までも進んでいきますけど、これからどんどん進みます進んでいく

○参考人(菅原邦昭君) 済みません、委員長。もう一度、今、議員さんの質問のピンポイントで、

今ちよつと回答を聞いているうちに、あれ、どこをしゃべろうかなと私思つちやつたので、ピンポイントでちよつと言つていただければ、そのことにお答えしたいと思います。

どの部分をお答えしたらよろしいでしょうか。

○藤木眞也君 今回、法案の改正において、量販店のような大資本のところが地方卸売市場みたいな形の市場を開設することが可能になりましたよね。これが可能になったということで、結局、公的機関の機能を果たさないままこういう市場というのがどんどん増えてくるんじゃないかなという心配をしております。そこを市場の方から考えてどのように考えていらつしやるかということを教えていただければと思います。

○参考人(菅原邦昭君) じゃ、発言します。ありがとうございます。

先ほどちよつと私が時間で切れたところを御質問いただいたというところで受け止めさせていただきます。

先ほどの帝国議会の話にしました、やはり、人間の欲に裏付けされた良識などというものは行政の存否に関わるように、それをそこに任せてはいけないというのと全く同じで、今回の改正案の中で一番問題なのは、新たな条文を入れて、開設者の認定制ということを入れたわけですね。そして、これは民間の事業者にも譲り渡すことが可能だということですが、今、先生、量販店とおっしゃいましたが、たしか、自民党の方々の会合の中でも、業界からそういう意見が出たら、いや、量販店とかなんとかは審査のときに考えますよと言っているんですが、実際にこの条文の中で民間の人が開設者の立場で入り込む条件って何かというと、資力と能力となつていいますよ。資力と能力というのは突き詰めていきますと、最後は金のあるなしになつてしまします。つまり、金のある人なら良くて、開設者もやれる。

そして、問題なのは、抜本的に八〇%公正取引に関するものが全部削られていて、こういう中で、金のある人が開設者の地位にあつて、開設者

というのは何をやっていくかというところ、取引の公正、不正を国、県を代表して地方自治体が行っているわけですね、これが民間に行つたら、公正流通イコール国民の食料安全保障は保障されるということとは全くなくなつてしまふんです。もつと言え、公共だけじゃなくて、国とか県とか地方とかというものが国民の安全のどこに責任を持つのかということとを本当に疑つてしまふ。

という意味では、私は量販店が開設者になるということについては反対。そういうことはいろいろ検討しますからと言っているんだけれども、今議員さんから率直に、量販店がもし入つた場合には、うん、同意です、そういう危険は大きい流れになつていくというふうには私は思います。

○参考人(三國英實君) 私は三番目に話そうと思つたことは今の質問そのものなんですけれども、量販店が卸売市場を開設するかどうかということ、僕はそれよりもむしろ公設卸売市場を量販店の都合のいいように利用しようという方向の方がもっと強まつてそれが完成するのではないかと、この法改正で、そういうふうには認識しているわけですね。

なぜ量販店がそういう市場を自分で開設しないで卸売市場を利用してきたかというところ、都市の地の高いところと集配センターを造るというのは膨大な金がかかるわけですね。それをやるよりもむしろ公設市場を積極的に利用して取引を伸ばすという方向が、ずっともう七〇年代から続いているわけですね。

ただ、市場原則があるために思うようなことができないので、例えば競り開始前の先取り取引とか、あるいは産地の予約相対取引とか、その後、九九年には競り取引原則を廃止し、二〇〇四年には委託集荷原則も廃止しているわけですね。だから、現在ますますそういう方向で進んでいくんですけれども、やはりこの方向がますます完成させたいというのが今度の卸売市場法の改定じゃないかというふうには思います。

一言、直荷引きの話さつきしましたけど、要す

るに、今大手スーパー等は自分のところで例えばブリパッケージなんかしないんですね。全部仲卸に仕入れ担当させて、そこでトレー包装とかネット包装をやっています。だから、今度問題になつていいる豊洲市場なんか見ますと、一階のこの卸売場、小売売場は面積ほとんど築地と変わらないんです。ところが、この三階と四階に第三者販売のための荷さばき施設とか仲卸がそれこそスーパーに納品するための加工センターとか、そういうのが拡大に造られていいるんですよ。ですから、私はここでもちよつと言つたんだけれども、まさにこの今度の改正法というのを具現しているのが豊洲市場じゃないかというふうに思います。ですから、築地市場の持つている、今でも世界の市場ということだし、それと相場を立てる市場であるとか、仲卸が頑張つていいるとか、ほかにいろいろな文化価値、食文化の問題とかありますよね。そういうのがこの移転でその価値を失うのではないかと、このことで、私もこの築地市場の豊洲移転というのは反対。

単なる、だから、小池百合子さんもはっきり言つていいるんですね、物流センターにするんだというところは、移転のときに言つていいるんだ、移転というか去年の都議選に出るときですか。だから、物流センター的な機能は豊洲市場がこれから果たすと思うんですけれども、どこまでその日本の固有の優れた卸売市場制度がそこで発揮できるか非常に疑問に思つていいます。

○藤木眞也君 ありがとうございます。

御丁寧な御説明ありがとうございます。時間が相当短くなつてきましたので、もう一問お聞かせいただければと思います。

私は、市場に野菜がたくさん集まつて、そこでしっかりと流通を行つていた、よくいふところによって本来の価格形成というものができていくの、一番いいことなんだというふうに思つておられますけれども、なかなか、今回の改正でもう一つ心配をするのが、磯村参考人は東京の市場ですので、そう大きな影響はないのかもしれないけれども、私たち

のような地方に行けば、どうしても地方の財政力のない行政が携わつていいる市場があるかと思ひます。そういう財政難に苦しむ自治体が地方市場からの運営からの撤退をこの機会に行われるんじゃないかなという懸念もいたしますが、その辺、磯村参考人だけぐらいいでもう時間がなくなつていいるので、磯村参考人をお願いいたします。

○参考人(磯村信夫君) それは本当に懸念をしてございいます。ただし、民間でもきちつとできるやうにしなければならぬというふうにも思つております。そのときの条件として、お借りしている広大な面積のお家賃は、少なくとも公的なものとしてしていただきたい、こういうことです。

今、豊洲の市場の例も引かれて、市場として第三者販売というふうなお話もありましたが、時代とともに卸売市場に要求されておられます機能が変つてきていいます。仲卸さん、例えば実際の例で市場法の中で第三者販売している例を具体的に見ますと、仲卸さんが品目別の仲卸さんで、そのものについてはプロですけれども、要望があるのは例えば給食業者、給食業者でも学校とそれから養老院等のところは、仮にお魚でも骨があるなし、こういうような形で違つたり、いろいろ違つてきます。業態ごとの仲卸に変わらなければならぬ。そうすると、中でのプロセスというのが変わつてくる。これを卸売市場に要望しましたけれども、でも、品目別の仲卸のところは、残念ながら第三者販売の形で卸なり他のものがやらざるを得なかつたという実例があります。

なので、もう一回中をよく精査して、今度の卸売市場法でも中に出していく、そして時代とともに要望されていることが違ひますので、そこをどうで供給していけば決して利益が出ないというわけではないということとをまずお考えいただいて、そこで一緒に変わらなうながらこの卸売市場としての新しいありようを探つていく、そうするところだと思います。

○藤木眞也君 ありがとうございます。

農家の皆さん、また漁業関係の皆さんに、手取りにつながるような法律改正にお互い知恵を出し合いながら頑張つていきたいと思ひますので、今後とも御協力よろしく願ひします。

ありがとうございます。

○横山信一君 公明党の横山信一でございます。

本日は、三人の参考人の皆様方、大変にありがとうございます。

藤木委員と同じような視点でまずお聞きしたいのでありますけれども、やはり民間企業が中央市場の開設者になれるというところに皆さん共通で危惧を抱いておられるというところで、磯村参考人は特に開設区域の話をされましたけれども、そうした危惧を回避する意味でも、開設区域に代わる新たな仕組みというのを考えておられるようでありますけれども、その辺についてもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

○参考人(磯村信夫君) 飛行場にしても港湾にしても、その地域の社会的なインフラとして、それぞれ市町村だけではなくて県をまたいだ中もつてやつていく、これができているわけでありますので、現に、確かに開設区域というのは大切です。その税金でもつてしております。でも、東京の例では、いずれも県境のところは中央卸売市場があつて、もちろん東京都民が一番最初に、に対して供給をいたしておりますけれども、私ども大田市場は神奈川、あるいは豊洲は今度は千葉方面、埼玉方面、こういうふうなこの地域ではなるでしょうか。

なので、それぞれの役割が違いますから、ちょうど学校とか、あるいは美術館とかがそうですけれども、国立あるいは県立、市立それぞれあるように、この開設区域の、要するに御援助のお金の仕方というのが我々ちよつと分からないんですが、将来は、例えば北陸なんかを見てみますと、人口動態から何からするとなかなか難しい場合には、それぞれの拠点の卸売市場は金沢に一本つくつて、そしてプランチの形で例えば富山とかあるいは福井とか、そういうようなところ

して全体を供していくというような形ができないものかというふうには思ひつています。それだつたら、一どきに荷物引けますし、物流コストにも対抗できますし、文化的な背景もそのところであるので、地域の皆さん方も安心してすばらしい食材を優先的に供給される、要するに受益を受けられるということをやイメージをしてござい

ます。

○横山信一君 貴重な御意見、ありがとうございます。

次は三人の皆さんにお聞きをしたいのであります。やはり量販店による寡占化というのを心配をされているということも踏まえてなんですけれども、IOTが進み、そしてまた少子高齢化に伴つてネット販売が今大きくなつてきています。今後このネット販売の拡大は続いていくんだらうというふうには思ひます。そういう意味では、量販店も店舗を持たない販売形態と戦うということにこれからなつていくと。そういう意味では、量販店も今後何らかの変遷をしていくんだらうというふうにも思ひつております。同時に商物分離も進んでいくのかなというふうにも思ひます。

このような中で、中でも生鮮食料品については、やはりその産地や季節によつて品質が変わつてきますので、品物も変わりますし、いわゆるこのネット販売にはなかなか似合わない。消費者もそれは恐らく、まあ求める人は求めるでしょうけれども、皆一様に流行していくということにはなかなかならざらうというふうには私は思ひます。そういう意味では、生鮮食料品を扱う卸売市場の役割というのは依然として今後も重要だろつと考えるわけですが、他方、一般家庭にあつては、少子化が進む、それから女性の社会進出も進む、そういう意味では家庭の中での中食化、外食化というのもどんどん進んでいくと。

そういうふうな考えから、家庭での生鮮食料品の比重も下がつていくのかなというふうな考えのわけですが、こういう傾向の中で、今後の卸売市場というのをどう考えるかというのを三人の参考

人の皆様方にお聞きをしたいと思ひます。

○参考人(菅原邦昭君) お答えいたします。

まず、これから少子高齢化だつと、あと家庭もかなり共働きで忙しくなつてくるからということ、縮小していく傾向にあるんじゃないかということですね。

ただ、これは基本的には、今の御質問が包括されたやつでよく与党・政府側の意見としてあるんですけれども、卸売市場の取扱数量というのが減つていく、確かにそうなんです、厳密に発表すれば確かに減つていくんですよ。その主要な原因は何かというと、本来は、大正時代の中央卸売市場法では生鮮食料品だったんですね。戦後は結局焼酎野原になりました、かまぼこ屋さんとかが復興しても流通ルートが確保できなかったで、冷凍加工品類がどつと中央卸売市場の取扱品の中に一定の割合を占めるようになった。それが、元の当たり前の所在地に帰つていつている分が卸売市場の取扱数量の基本的な変化の一番大きな要素なんです。

それ以外のことは二つの要素があると思ひます。景気の低迷による結局買い控えですね。これとも一つは、共働きしないと本当に、昔の平和な時代の共働きと今の共働きは違います、形態が違います。ですから、生産様式が変わると社会様式が変わる、そうすると生活様式も変わる、労働様式も変わつてしまつという原則の中で、かなり調理という食文化、これを楽しまながら家庭で調理するというのがない人のために、今、総菜というのは西日本から東日本に総菜ブームがどおつと押し寄せて、スーパーなど見ますと総菜コーナーが今から十年前の二倍、三倍、四倍と並んでいて、老人世帯向けだ、子供が二人いる人向けだというようなやつで、サラダから何から全部そろつていく時代ですよ。

これはこれで、やつぱり国民の労働環境の中での食生活を保障するという意味では、これは卸売市場で加工してないからそこが問題じゃないで、卸売市場でも加工しながら、そういう緊急的

な食生活に依存せざるを得ない人たちがどう考えるかというのは、これは一つの問題として、卸売市場の欠陥とか欠点とか取扱量とか減つていくとか、そういう問題に収束していくのは現状の回復からずれた問題の意識だというふうには私は思ひつていますので、卸売市場はこれからも、みんながやつぱりそれなりに家庭での食生活に文化を取り入れられるような状況をどうつくるかということが国会の中で議論されなければ、どこで議論するんでしようかと私は思ひつてます。

ですから、卸売市場の生鮮食料品を中心とした流通の役割というのは守つていくべきだということに思ひますし、ごめんなさい、もう一つ。

開設区域の問題というのは、今の問題で十分解決できるんです、今のやり方。地域経済という考え方です。中央卸売市場は、そこで、流通でふんだんにあるものは困つているところにお互いキャッチボールする仕組みが卸売市場のネットワークなんです。これ、開設区域いじらないとできない問題じゃないです。今までもやつてきたし、これまでそうやってやつてきています。ただ、どうしてもこれでお金もうけたいという人は不自由でしょうね。そういう問題だと思ひます。

時間がないのでここまでにします。以上です。

○参考人(三國英實君) 私は、最初の問題は、多面的な流通という言葉を使つていられるんですよ。だから、例えば朝市とか、それから直売市とかネット販売とか、最近ではドラッグストアまで生鮮食品を置くようになって、非常に流通が単位化しています。それは状況がそういうふうにしていっているんだと思ひます。そういう流通が単位化する中で、卸売市場はそれと役割がなくなつたんじゃないで、卸売市場は独自の役割があるということ

を強調したいんですよ。それは、やつぱり何だかんだ言つても、やつぱり沿岸漁民が魚を捕つて頑張つてきた。あと、家族営業的な農家が青果物の生産を担つていられるわけですよ。だから、そういう多数の生産者と多数

の需要者をつなぐ役割として卸売市場があるということも言いましたけれども、特に卸売市場は、中央市場あるいは地方卸売市場も含めて、そこで頑張っておられる卸業者、仲卸業者といったら決して大企業じゃないですね、中小企業がほとんどそれを担っているわけです。

だから、日本のその卸売市場を担っている中小業者がまた産地の生産者、消費地の消費者、あるいは小売商をつなぐ役割は厳然として今卸売市場が果たしているというふうに思うので、あと価格形成の役割はさつきから出ているとおりですけど、そういうふうには思っています。

それと、食生活の問題ですが、生鮮食品の消費が減ったという問題ですね、これをどう見るかという点なんですけど、私は、やっぱりいろいろあるけれども、全体として、今、パート労働者が四割を超えるような状況になっています。平均収入が二百万円以下の方がもう労働者の中の大部分を占めるようになってきました。そうすると、家計支出の中でどうしても家賃とか教育費とか私的な部分がない部分が引かれていくわけね。そうしますと、どうしてもやっぱり切り詰めるのは食費になるわけですよ。食費を切り詰めるということになりますと、どうしても多少品質が下がって安いの、あるいは外食産業でも安く食事をできるようにするところをやったり利用せざるを得ないというこの貧困に伴う食生活の変化ということが、やっぱり生鮮食品を、魚でも果物でも野菜でも自分で買ってきて、家族で、それを料理して家庭団らんして食べるという、そういうやっぱり労働者の労働環境とか生活環境がらっと今変わってきていますから、その根本にはやっぱり、さっきも話に出た貧困化という、格差と貧困という問題が私はあるんじゃないかというふうに考えています。

○参考人(磯村信夫君) 卸売市場のプラットフォームは、やはり商流と物流と、それから情報と決済と分けてそれぞれ別々でも使えるようにするということが必要だということにまず思っています。

ですから、当然、ICT等が発達してきましたら、産地の品質評価というののもそれなりにきちっとPC上でもって、ネット上でもってできるわけでありまして、そして画像も大変すばらしいものでできていきますので、前日、もう出荷のタイミングのところでもって先に売る、あるいはもう場合によっては商物分離をする。現に、農林水産省傘下ではありませんけれども、オークネット、中古車オークションのところが花を扱ってありまして、これは前日、産地でもって出荷物、出荷が、荷割りができた段階でそのものを情報にてもう既に販売をしております。で、こちらの方に来まして、佐川さんがそれぞれ小分けして配達までして幾らと、こういうような形でもってやっておりますが、そういうようなことは当然にしていくべきだというふうに思っています。

また、同様に、仲卸さんの販売につきましてもまさにそういうふうで、仲卸さんが、場合によりましてはBツリーCというふうなことも当然に考えられるわけでありまして、あるいはBツリーBでもそうでありまして、お総菜に一步近くパッケージ化をする、花の場合には既に店に売られるような形でパッケージ化、花束化をしたりアレンジ化をしたりして、そのところでもってお届けするということのようなことの業務はしていかないと、それぞれ女性軍もお忙しいですから、また孤食でもありますので、その辺はやはりきちんとしていくべきだろうと思います。

卸売市場は今まで商流も物流も情報も決済も一緒に非常にスピーディーにやってまいりましたので、そのところは卸売市場というプラットフォームを個別でもお使いたいただきながら、やはりきちんとして皆さん方に卸売市場を利用していただくべきだというふうに思っています。

○横山信一君 ありがとうございます。

時間が参りましたので、終わらせていただきます。

○徳永エリ君 国民民主党・新緑風会の徳永エリでございます。

磯村参考人、そして菅原参考人、三國参考人、今日はそれぞれのお立場で貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

現政権になってから、官邸主導、そして規制改革推進会議の提言で、農業、それから林業、今度水産業、さらにはこの市場法の改正と様々な改革が行われてきたわけでありまして、

よく意欲と能力のあるという言葉が使われるんですけど、今回の場合は資力と能力があるということ、お金がなければ開設できないということ、なんですけれども、属性も問わないという話でありまして、そこで皆さんにお伺いしたいんですけど、開設者となる者に求められる資質、それから市場運営に携わる際の要件、これについてどのようにお考えか、それぞれお伺いしたいと思えます。

○参考人(菅原邦昭君) 卸売市場の開設者の役割という点であれしたいと思いますが、卸売市場というのは地域経済政策に密接に関わって存在してきた制度なんです。先ほど言いましたが、国、家経済にでなくて、それぞれの地域の実情、なぜかといったら、家賃も違うし、食料品の値段も違います。それぞれの地域で公正な価格を形成するということが一つあります。それは、地域住民のために責任を持つんですね、地方自治体や公共団体が、そういう面が一つ。

それともう一つ、責任を持つことが実は一番重大なこと、これは公共じゃなければ絶対できない問題があります。それは、地域の経済政策と卸売市場制度というのは密接に関連しているからなんです。

これは、私たち、先生方にも御協力いただいていろいろ調べました。仙台の中央卸売市場、水産物部で約六百億、年間、魚を扱っています。この六百億というのは、産直でやっちゃえば、食べられて終わりなんですよ。ところが、これは、卸売市場は個人消費者にお売りする場所ではありません。皆さん、地域で活躍する地域活動家、地域経済活動家に販売されて、そこで付加価値を付けられるんです。

付加価値付けるためには雇用が必要なんです。一番高いのはホテル、旅館ですね。一人当たり一万数千円いただきますが、そこで一人当たり水産物、例えば言えば千円だとすると、付加価値何十倍ですか。そのために雇用が生まれるわけですよ。つまり、水産物も青果物も、卸売市場から外に出ると、地域の雇用を生むんです。これが非常に大事なんです、中央卸売市場の開設区域には自治体が責任を持つとなっているんです。

ところが、先ほど言いました、国家経済に関与できる人たちが今度は資力とあれば、開設者にも入るし、価格の決定権は握るし、流通経路決定権だつてその人に行く仕組みですよ、これは。これになったら地域経済はお手上げで、地域経済の雇用が圧倒的に、こんなこと許していいんですかというのが私の皆様へのお願いなんです。誰が見ても明らかじゃないですか、これは。

ところが、周辺の議論ばかりしているんですけど、コンピュータがどうした、ああした、こうしたと。それはもちろんそういうのは活用したらいいんですよ。そのこととこの地域経済政策に地方自治体が責任を持つからこそ開設者をやっているんです。このところを曖昧にしている、このまま時間切れですなどというところは絶対ないように心よりお願い申し上げて、回答に代えます。

○参考人(三國英實君) 民設民営市場というのは、今、地方卸売市場の場合はほとんどなんですね。だからといって、勝手にやっていたいということじゃなくて、卸売市場整備計画、整備方針というのがあるって、国で立てた整備計画がベースになるんですけど、その後、都道府県でまた都道府県の整備計画、整備方針を立てるわけですよ。そこで一定の機能、役割がそれぞれの開設者に求められるわけだから、今、民設民営の地方卸売市場でも、えらい機能してちゃんと運営しているところはあります。

だから、そういうやっぱり管理というか、市場

の配置計画とか、そういうのがバックにあるから地方の民設民営市場もきちんと機能しているんだと思うんです。ところが、その管理が、制度がなくなると、それはもう、さつきから話あるように、こういう資本が入ってくるか分かりませんよね。

もう一つ問題は、中央卸売市場にしても、開設者が民間でもなれるということなんです。だから、さつき言ったように、僕は量販店がなるといふのはちょっとすぐは考えられないんですけど、やるとすれば、どこかの開設自治体が、もう今取扱量が減ってきて転送に依存しなきゃいけないとか、こうやって利益が減っている、それで市場の使用料が地方自治体に入らないわけですね。それで、地方自治体が一般会計から市場会計に負担する割合が非常に高まっているんです。これ以上行ったらもう経営が公設市場としては成り立たないということになると、もうこれはどこかに売って、買ってもらうしかないということになると、それこそ具体的にどこが入るかということのはちよつと予見ができませんけれども、必ずしも量販店だけじゃなくて、総合商社とかそういう大規模な流通資本がそこを買収するという可能性はあるんじゃないかと思ひます。

○参考人(磯村信夫君) 開設者は、まず差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止等、取引についてフェアな取引をきちとできるところ、そして、もしそれがフェアでないとしたときに、一定のペナルティーを与えるだけの強い力の持つているところがどうしても必要だというふうに思ひます。それから、どうしても設備を更新をしなければなりません。鮮度保持のために低温のそれぞれの施設、あるいは物流も多いですから自動のもの、そして情報ももちろんスピーディーにやらなければなりませんからＩＣ等のネットワークほか、幾つもの幾つもお金の掛かる、当たり前ですけれども、ことをしなければならぬ。それを踏襲してくださるのか、あるいは家賃できちと取るのか。家賃で仮に取ったときには、中の業者が時代

に合せてこの卸売市場を活性化できるというような形のテナント業者、これは卸にしても仲卸にしてもそうですが、そういうようなものじゃないといけないというふうに思ひます。

今、やもしますと、仲卸さんが三〇％近く赤字のところがありますが、これは数の問題なのか、あるいはそれを一つ利権になつてしまつて努力を怠つてしまつたのか、私はちよつと分かりませんが、少なくともそのこと自体がずっと続いていくということ自体は、やっぱり市場は活性化できませんので、市場は期待されていますから、それぞれ期待に応じてきちつとやれば必ず商いが成り立つて市場が活性化されるはずなので、そのことを指導、経営指導まで含めてできる強い力というのが必要だろつというふうに思ひつています。

○徳永エリ君 菅原参考人が手を挙げておられしたので、まだおつしやり足りないことがおありのようですから、どうぞ。

○参考人(菅原邦昭君) 今お話にあつた問題でいいますと、まず、開設者が今全国で市場が重荷になつていくと、財政的にね、私、これよく聞きます。この市場見直しのときにもよく聞くし、先生がおつしやつていことはまさにそのとおりで、先生、私と、今から話すこと、同じことを申し上げるつもりでいたんだと思ひます。

中身ちよつと広げてみますと、一つの市場、東北の市場の一つの、この一般会計から市場会計にという問題が出てきますと、その中で意外と皆さん知らないのは、市場の開設者は、市役所から市場の中に役所の方々はみんなスタッフを置きま

す。そこに係る役所のいろんな経費、それは全部市場の家賃収入とかなつてとで賄われている、市場会計の中から支払われているという現実が皆さん共有でできているでしようかということなんです。そして、役所の人たちはみんな退職金の分もそこで積立てさせられているんです。

こういう会計上にあつて、だから市場は金掛かるから手放したいんだという話を、その部分は

隠しておきながら助長するというやり方は、是非、もう既に何年も私これ意見書として国にも出してあります。もうそろそろそれを日の目に出して、もつと深刻に議論するべきだと思ひます。それがバーター取引のようにして、だから開設者を認定制に変えるみたいにやられたらとつてもたまらないというのが私のあれだし。

もう一つは、築地市場のおかみさんたち、この方がやつていられる築地市場というのは、東京も大阪も京都も、地方経済があるんです。なぜなら、あそこへ寄り集まつて、ああ、寄り集まつて失礼だけれども、あそこへみんな買い出しに来てい

る方々、そしてそこに売つていられる方々、みんな東京の地域経済を担つていられる方々、みんなあなたたちですか。ほとんどが違います。ですから、築地の女将さん会の方が移転の問題だけ

じゃなくてこの問題反対しているというのは、東京にも地域経済があることの立派な証明だと私は思ひます。

以上です。済みません。

○徳永エリ君 ありがとうございます。大変参考になりました。知らないことを教えていただきまして、ありがとうございます。

それから、この改正案の第一条、「目的」のところに、「生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もつて国民生活の安定に資することを目的とする。」というふうになつてい

るわけでありまして。適正、そして円滑な取引ができれば国民生活の安定に資するんでしうけれども、そこに今大変に不安があるわけですね。

卸、仲卸、そして中小の小売店あるいは飲食店、消費者というふうになるわけですが、この

○参考人(三國英實君) やはり、先ほどから出てきているように、第三者販売というのは、もうその卸売市場の仲卸あるいは買参人に関係なく、直接その卸が、これはもう開設区域なくりましたから、卸売業者は全国どこかのスーパーでも取引できるといふふうになるわけですね。そうすると、やっぱり地元にとつては、あるいは地域にとつては、それから置いてきばりにされちゃうという可能性が非常に強いんじゃないかというふうに思ひます。まあ一例を挙げれば。そういうことです。

○徳永エリ君 それでは、続いて同じ質問ですけども、磯村参考人、いかがでしょうか。

○参考人(磯村信夫君) いろんなケースがあると思ひますが、花の場合には小売店が圧倒的に強いので、要するに、小売が強い、小売の数が多いということ、卸売市場として機能するのにやっぱり最高なんですね。それから、生産者もそんなに大面積を作つていられるわけではありませんが、また同じものをいっぱいいろんなところが作つてい

わけではありませんが、見るものゆえに。よつて、卸売市場の機能というのはきちつとできますので、花の場合にはそんなに問題ない。

しかし、食べるものについては、やっぱり懸念の一つあることは事実です。それをどうするかということなんですけど、やっぱり文化圏ごとに少なくとも残れるような一つの施策というのはどうしても必要ですね。そうじゃないと、食文化って違ひますからね。というふうに思ひつています。

○徳永エリ君 生鮮食料品が市場に集まつてくるからこそ、そこから、例えば仲卸さんなんかは、目利きというんですか、もう何十年も同じものを見ていられるわけですから、いいものを選ぶ目があるわけですね。これは、飲食店なんかは非常にこだわりがあつて、この仲卸からしか買わないという人もいられるわけですね。

そういう人たちが市場の中からはなくなつたらこれどうなるんだろつというふうに思ひます。菅原さんに最後、もう時間がないので、その点を伺つて終わりたいと思ひます。

○参考人(菅原邦昭君) 食文化という点で一番、もう日本最高峰、全国の中央卸売市場、それぞれの地域の食文化、物と一緒に食文化が集まってくるところが中央市場だという点は、時間があつたらまた別個に話したいと思ひます。

そして、これが、先ほど言ひましたように卸売市場制度というのはネットワークになつています。トツプにいろのが築地の皆さんなんです。ですから、全国の食文化の情報を、それこそ卸売市場ができてから約百年、そしてその前からの食文化、これらが結集したやつがトツプに集まつてくるので、商材にしても食のそれぞれの料理の文化にしても築地がトツプだというのは、そして、これは卸売市場制度が支えてきたからで、それは地域経済の中で生まれた食文化なんです。大企業がどこかで効率的においしいものちよこちよこつと作つたからこれ売れるぞつてやつてあるんじゃないんです。地域に密着しながらやつてきた、アグリカルチャーのカルチャーのことです。食文化というのは、そこからやつぱり脈々と積み上がつてきた。これを一気に潰そうとしてるんですよ、今。

そして、外国に売れてお金持ちに買つてもらえそうなものだけ売ればいいんだ、あとは国民はみんな輸入物食えと、こんなばかんなことを私は絶対許しては駄目だと思ひます。

ごめんなさい、以上です。

○徳永エリ君 ありがとうございます。
まずまず心配が深まりました。やつぱりこの卸売市場法の改悪は大変に問題があるということに改めて皆さんの御意見から分かりました。

どうもありがとうございます。
○小川勝也君 立憲民主党・民友会の小川勝也でございます。

私も菅原参考人とはほぼ同意見でございまして、考え方を少し整理してから質問をさせていただきたいと思ひます。

元々、もう釈迦に説法ですけども、これは廃止を提言にして、そこから加工されて法律案が作

られました。自由民主党、与党の方でも相当巻き返したというふう聞いておりましたので相当期待をしておりましたけれども、いわゆる規制改革会議や未来投資会議の方々も納得しない法律案になりませんので、どこかからくりが隠れていてというのが我々の考え方でありまして、斜めから透かしていろいろ読みましたところ、いろんな心配が重なつてまいりました。

まず、今までの体制の中でもつとつと工夫の余地を広げるということであれば、認可制を要する必要はないんですね。認可制から認定制にするということとは、何かからくりがある。それは、将来的に国の関与をどんどん下げていくということ、非認可の市場がないとすれば非認定の市場が新しく誕生するということでありまして、そのことを前提に本会議でも質問をさせていただいたところであります。

三國先生から先ほど、量販店がすぐさま非認定の物流センターに手を出すとは限らないけれども、将来は分らないと。私もすぐということはないかと思ひますけれども、まずこのままでいくと、荷物が減つていきます。小売店はどんどん減つていきます。インターネット取引もどんどん増えていきます。先ほど確認があつたように家庭での食事の在り方も変わつてくると。公設の中央、地方卸売市場はますます厳しくなつていきますので、民間になつたり、そしてその先に非認定にチャレンジする事業者が出てこないとは限らないというのが私の立場であります。

まず、菅原参考人にお伺いをしたいんですが、資料の中にそれを相当見越した洞察力が鋭い情報に蓄積されているんですね。なぜここまで情報を集められたのか。そして、東北というふうにおっしゃいましたけれども、全国の仲間は同じ危機感を共有しておられるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○参考人(菅原邦昭君) なぜということになりまして、私は、ちよつと変な話になりますが、卸売市場制度を実際に中心になつてつくられた大正時

代の大野勇先生、この方の資料を全部受け取られて戦後、食糧難のときに卸売市場制度と仲卸制度の大事さを訴えた日経新聞元記者の大柳正さん、そして、その方から全部資料を受け取つて、つまり大正時代の資料を受け取つた梓谷光晴先生、この方、亡くなられましたけれども、この方から直弟子として、私、この三十年間、実は十数年ちよつと前に亡くなりましたけれども、この方から教えを受けていました。この教えで見ますと、なぜここまで見れるかじゃなくて、この教えから見ると、つまり地域経済のために卸売市場制度はあるんだと。暴動を起こさなければならぬに公正な価格形成と同時に買える、お金がないと買えませんよ、そういう良法をつくつたんですよ、あの

大正時代に。
この視点から見ますと、今回のやつは、ああ、そうか、これを国民のための制度から、集荷、物流センターに、誰のための、はい、多国籍資本と量販店のための集荷、物流センターで、T P Pのこれは露払いなんだなということがはつきり見えますし、イコール、かぎ括弧付けますよ、このタイトルには「それでも税金投与付き」。誰のためのあれなのか、引き続き税金をあれするため、今回は卸売市場の改正とやつていただけで、これは、だつて卸売市場の特徴である取引規制が全部外されて、あとは開設者、誰入つてもいいよ、あと手続の問題しか残っていないんですよ、条文。これは何かといひましたら、もうそのネーミング、多国籍資本のための集荷、物流センター「引き続き税金投与付き」そのものだというふうには私思ひます。

以上です。
○小川勝也君 三國先生が、豊洲市場と築地市場はどこの違うのかと、これは建築ジャーナルという本に寄稿されておりました。これは川田委員から見せていただきました。

実は、築地市場の移転問題から豊洲の市場の設計図が書かれたのは今からずつとかなり前でありまして。しかし、この設計図、図面から、まさに

今菅原参考人が言われた物流センターだということもろくろく破されてるわけでありまして。今回の卸売市場法の改正と、それを見越して豊洲市場が建築のために設計されたのではないかとこの点で、短く解説をいただければと思ひます。

○参考人(三國英實君) 二〇〇四年に卸売市場法が改定されて、あのときの法律改正の中で、これからはもう卸売市場つくらなくてもいいと。要するに、公益的な中央市場と、あと、さつきから話ある、もう営業が厳しいような中央卸売市場は地方卸売市場に転換しないといふ。その地方の中央卸売市場が転換するためいろいろ四つの条件があつて、それは使えるときか、その中に、さつきからある一般会計から市場会計に入れる率が高いのもその条件の一つだ。ですから、さつきお話ししましたように、もうピーク、八五年ぐらいが大整備計画に基づいてどんどんどんどん中央市場が地方市場に転換してきているんですよ。

それが二〇〇四年の頃、ちよつと築地市場の豊洲移転というのが非常に具体化してきている。そして、その後、二〇〇七年ぐらいに汚染問題がはつきりして、もちろん、ああいう土壌汚染のところに移転するのは反対だということでもやられる。私は、その二〇〇四、五年から出た基本構想から、これは単なる卸売市場じゃなく、まさに集配センターを造るものでないかということをやつと見ていたんですよ。

というのは、その頃の文章にはもう、特に首都圏の、東京都の市場じゃないですよ、これからの豊洲新市場は首都圏の基幹市場でハブ市場機能を果たす。ハブ機能というのは分かりますかね。要するに、ハブ空港みたいなもので、一旦来たものをまたほかの地域に分荷するような、そういう市場にすると。あと、輸入基地にするとか、そういういろいろな点があつて。

あと、さつきお話ししたように、要するに、築地はやつぱり物流というか転配送センターにするための施設が少ないとか、荷さばき場が少ないと

か、加工、パッケージ施設が少ない、だから移転するんだということなんですね。

ただ、やっぱり、確かに物流という点から見たら、あるいは集配センター機能を持たせようと思つたら築地市場は対応できないんですけど、僕は、築地市場の役割は、今でも四百八十くらいの例えは魚でいうと扱っているわけですよ。そして、あと建値市場なんです。建値市場って分かりますかね。そこで建てた相場がほかの市場の参考になる、そういう市場の役割があるんですよ。あと、さつきから出ているように仲卸の目利き力とか、もうあと最近では築地市場の建築文化価値まで言われているんです。あと、場内に、何ですか、魚がし横丁というのが百軒くらいあります。その周辺に四百軒の場外市場がある。それが一体となつて築地市場の文化なり形成しているわけですね。だから、それが本場に東京都にとつてはこれ貴重な財産じゃないかというふうに思うんだけれども、何でそれを簡単に潰してしまうのかと非常に疑問に思うんですよ。

しかも、さつきも話したように、築地市場の場合、確かに築地市場も売上げ減っていますけれども、例えば塩干物とか冷凍魚とか、そういうの比率は確かに減つておるけれども、生鮮魚介類、生鮮魚介類って分かれますよね、鮮魚だけじゃないですよ、活魚もあるし、貝類もあるし、海藻類もありますからね。そういう生鮮物だけ見たら、むしろ築地市場は取扱割合有率伸ばしているんですよ。だから、そういう非常に貴重な役割を持っているのが築地市場ですから、これは単なる物流センターにしちゃいかぬじゃないかなというふうに思っています。

以上です。
○小川勝也君 この先生の文章には、築地はやはり仲卸文化で、特にマグロ屋さんが大物業会といましてこれ花形なんですよけれども、私も三十年ほど前にこの仲卸の皆さんにいろいろ教えていただきました。間口が狭くなつて、マグロを仲卸さんのお店で解体できなくなっていると、これが豊

洲の設計図だそうであります。そして、それに比べて大きくなったのがスパー向けの荷さばき場、これが大きくなつてきているということでありまして、今の法改正を見越して設計をされたということがもうありだというふうに思っています。

そして、磯村参考人にもお伺いをしたいと思ひます。法改正の間に、役職柄、いろいろと呼ばれて御意見を述べられたかと思ひます。

私事ですけれども、一九八九年の大田花きが誕生したときにもお邪魔をさせていただいて、最新の施設も見させていただいたところであります。花卉を扱っているということで特殊性があります。そして、首都圏であるということで特殊性がありますけれども、この廃止の議論から、公的関与が薄くなつていくのではないかと、地方自治体から民設になるのではないかと、そして、もつともと荷が少なくなつていくのではないかとということと同時に、衆議院から参議院へと懸念が示される議論がこまめに広がつてまいりました。

当初とちよつと違つたなとか、こんなはずじゃなかったなという思いがありましたら、お聞かせいただければと思います。

○参考人(磯村信夫君) 卸売市場行政あるいは方針についてのことです。

国の関与あるいは地方自治体の関与が何かなくなつていくように思ひます。そこが心配のところですよ。一方、今まで変わる必要のないものもあるれば、この法律があつて、むしろその産地やら買手にコスト増だとか、あるいは鮮度の問題で大変だつたとか、例えばそういうものもあります。例えば商物分離始めですね。幾つかそういう、法規制で実情に合わなくなつてきているものもあります。

そういうようなものがきちつと今度できて、説明さえすればみんなに御理解いただいて、それはそうだなというふうに見えるものは、そういう取引ができるということは大変良いこと、自由度が高まつて良いことだというふうにも思ひます。

○小川勝也君 私も、想像力を強くして、国の関与が明らかに少なくなつていく、それから廃止を迫られて今回の改正になつていく、五年後の見直しには廃止まで行くのではないかとというふうに心配をしておられる方もいます。それから、地方自治体が開設しづらくなつて、民間の方が助け船を持つてきてくれれば、これがチャンスだと思つて手放してしまう地方自治体もあるのではないかとこのように懸念をいたします。

菅原参考人にお伺いをいたしますけれども、その先に、民設の事業者が認定事業者を外れば、まさにいわゆる縛るものが何もなくなるわけですね。冒頭お示しいただいた百年前の問屋の再現であり、私は信じたくありませんけれども、何たら会議の中には、その問屋になつてその利益を取りたいんだと思つてこの提言をされた方がいないとも限らないと思つてこの審議に参加をしております。その懸念について、菅原参考人からお聞かせいただきたいと思います。

○参考人(菅原邦昭君) こういう場ですので個々の企業名は挙げませんが、確かにそういう動きが、既にこの提言が出る以前から動きが出ていたということは知つておりますが、これは後で、別室で個別に、ここだけの話でお話しさせていただきます。

あと、それともう一つは、地域経済は地方自治体の最大の仕事ですよ。やはり、この間、話題になつた悲惨なあの結愛ちゃん事件見たつて、根つこは貧困なわけですよ。これが地域経済として、あと地域の社会福祉政策としてやられていれば何とかなつた問題なんですよ。この地域経済は地方自治体の最大の仕事ですよ。そして、それをバックアップするのが国の役割のはずです。

ところが、今回、開設者を民営化できるよ、事実上ですね、こうなつてしまえば、開設者というものは市場の中の決まり事、決定権を持つています。何かといつたら、業務規則、業務規程というものを作ります。これは今までは市議会で作つていました。今度は、民間の株式会社がつたとき

は取締役会で決めることになります。これが公共の制度でいいんですかということなんです。もつと言へば、地域経済政策を民間にアウトソーシングする時代にもなつてしまつたんでしょかというところにこれは直結する。だとしたら、地方行政そのものもどこかの会社にアウトソーシングするんですか、これから。もつと言へば、政府の各部署、これはアウトソーシングいいね、なるほど、アメリカでは傭兵制度というのがありまして、国を守るというのが株式会社アウトソーシングされているということと全く同じ流れが、今の多国籍資本に侵されている国家経済主義の一番の問題点だと私は思ひます。

○小川勝也君 三人の参考人の皆様には、本場のために御意見をいただいて、ありがとうございます。

本会議でも申し述べましたけれども、日本全国どこに住んでも、暮らしていても、公平公正なルールの下によつて適正な価格で安心、安全な食料を手に入られるというのは国民の権利です。それをしっかりと守ることこそが国の役割だと申し上げて、終わらせていただきます。

○紙智子君 日本共産党の紙智子でございます。今日は、三人の参考人の皆さん、本場にそれぞれ貴重な、そして非常に深い話をいただいたので、ありがとうございます。

それで、卸売市場が生鮮食料品の需要調整と価格形成で大きな役割を果たしているというのは言うまでもないわけなんですけれども、そのために公的な関与があつたということは非常に大事なことで、たと思ひます。

今回の卸売市場法の改正は、認可制から認定制ということと変わるところが大きなポイントなんですけれども、この許認可を受けない卸売市場をつくるのが可能になるという説明を受けたわけですね。ということは、認定卸売市場とそれから認定を受けていない認定外の卸売市場が共存するということが生まれるんじゃないかと。

それがどういふ影響があるのか、実は午前中の政府質疑の中でもお聞きしたんです。そしたら、答弁は、認定を受けない卸売市場を国は指導監督はするのといったら、これはすることにないわけですね。認定を受けた卸売市場にじゃ影響が出るんじゃないのかというふうに聞いたら、調査はしていないということだったんですね。

やっぱり認定を受けた卸売市場と受けていない卸売市場が共存する状態についてどのようにお考えになるかということ、三國参考人、磯村参考人、菅原参考人、三人それぞれからお聞きしたいと思ひます。

○参考人(三國英實君) なかなか難しい問題ですけれども、要するに今の認定を受ける卸売市場は、少なくとも今度の改正案に示しているような国の基本方針を守り、幾つかの取引条件も守らなきゃいけないというのがありますよね。ですから、それ自体を、さつきもお話ししたように、裏付ける状況が全部ないわけですから、実際やれなくなつた場合は認定されない卸売市場と競争せざるを得なくなる可能性も出てくるわけですね。そうしますと、ますます、認定卸売市場として細かく決めてあるけれども、それが実態として意味なくなるといふ可能性はあるんじゃないかと思ひます。

だから、要するに、今度の改定案でも、中央卸売市場あるいは地方卸売市場は認定にするんだと、だからそのほかの市場は、まあその言葉は使っちゃいかぬということを書いてありますよね、中央卸売市場とか地方卸売市場。だけど、卸売市場という表現はもう自由に使えるということなんですから、そこがやっぱり非常に大きな問題じゃないかというふうに思ひます。

○参考人(磯村信夫君) まず、卸売市場は、差別的取扱ひの禁止、受託拒否で、そして価格の出し方というのは、売るときに天候、作るに天候ですから、価値プラスそのときの価値、需給バランス、これが中心になります。よって、足りないもの

は、必要としていて足りないものは、この値段で買参人にどうしようか、また、余っているものは、というのは大体が要らないものですね。これはこの値段でどうしようか、こちらの方は量を多く、こういうふうになります。

しかし、認定されていないところはほとんど問屋と同じ商いなので、この実勢、時価がどうしようとも、この人はどうしても五十円じゃなくて三十円というふうに言つたら、じゃ、腹切つて三十円で抑えます、その代わり、この人が余り気にしていないものだから分らないものでもつていただく、こういうような形でこの買手に気に入ってもらふようにしていきます。

なので、当初はこの人は確かに良いかも知れません。ただ、集荷をするときにお金を使わないといかないでしょうね。品ぞろえというのも、多分長い間掛けてくると、まあ長い間つてそんな長い間じゃないですが、農家が安心して出荷できない、あるいは言われなくても出荷できる、これが卸売市場です。片つ方の方は問屋がしていますから、悪いけれどもいつばい取れちゃつたんで出してい、あるいは、こんな珍しいものがあるんだけれども出していい、こういうような調子で一声掛けないと出荷するというのは問屋ですから難しくなりやすいですね。

その意味で、品ぞろえができなくなつていく可能性があるので、長期的には戦えると思ひます。短期的にはなかなか戦うのが、やっぱり買手は都合のいい方に言うでしょうから、なかなか難しく、その局面ではやっぱり卸売市場は競争に、取引に負けてしまふ。

だから、どうしてもこの産地側の理解というのが卸売市場にとつてとても必要になりますよね。多分そこをどう、宣伝と言つたら語弊がありますが、けど、産地に御理解いただいて、きちつと産地の味方のためのところだということを言うかということだろうと思ひます。

○参考人(菅原邦昭君) 認定市場、認可市場、それがどういふ関係をこれから生み出してくるのか

という御質問だと思います。私は、個別のケースを挙げると切りがないし、それなりにそれは議論はできるんですけども、原則的にはそれはこの改正卸売市場法の懷の中に入つてしまふ議論になつていふと思ひます。

それで、私が言いたいのは、認定も何も受けられない卸売市場が逆に、今までの習慣の中で売買の仕方が公正なやり方をやつていふところを、民間に委託した卸売市場が逆に、簡単に言うところの慣習を無視した多国籍資本、利益効率型の運営を先ほどする危険性があると言ひました。それをやることによつて、そつち側が今までの習慣を崩壊させられてしまふという危険の方に私は焦点を当てて、この本体をそうさせてはいけないという議論に絞るべきだと、大変僭越ながら自分ではそう思ひます。

各論は別です。今大道の部分が間違つたやり方をされているので、この部分をやっぱり本格的に問いたさしていくべきだといふふうに思ひますし、築地さんの移転の問題も、実は卸売市場制度全体のトップランナーですよ。そこを、全体を今回のTTP型に切り替えるためには、石原元都知事の時代からもうたくらんでいたんじゃないかと言われたら反論は非開きたいぐらいなんです。そういう問題なので、是非やっぱり築地の問題も頑張つていただきたいなと思ひつていふところで

○紙智子君 今築地が言つてみれば流れのトップランナーじゃないかという話があつたんですけども、この築地市場の豊洲移転というのは、市場関係者だけじゃなくて、汚染された地域に市場を移すといふことは、これ食の安全といふ意味でも非常に大きい国民的な関心になつていふふうに思ひます。

ですから、市場法の質疑をするに際して、やっぱり築地市場の豊洲移転問題を横に置いていいのかというふうに思ひます。けれども、今回のこの市場法の改正と築地の問題をどういふふうに整理して考えればいいのかといふところもちよつと

少し三國先生の方にお聞きしたいと思ひますけれども。

○参考人(三國英實君) その辺は今日話できなかったところで、触れようと思つていたんですけども、先ほども官邸主導型の農政というのがありましたよね。やっぱり今度、衆議院の参考人の意見聞いても、なぜこの今度の改定案が必要なのかといふその必要性についても、四人の参考人の方も余りそれは分らないかといふか、必要ないといふような御意見だつたと思ひます、送られた議事録を読みますとね。

やっぱり今まで慎重だつたと思ひます、農林水産省自体が。だから、第十次卸売市場整備方針で、第九次で中央拠点市場構想といふのを立てたんです。第十次は、このいただいた資料にも入つていふんですけど、検討委員会といふのを半年くらい掛けて議論して、その中央拠点市場といふのは現実性がないといふことで削除したんですよ。だから、そのくらいやっぱり農水省はこの検討会、研究会をやることによつて、この市場改正については慎重な対応をしていると思ひます。それで、なぜこのことを言うかといふと、その第九次卸売市場整備方針で中央拠点市場ができたものだから、当時の石原知事は、あのときは民主党の力も大きかつたので、現在地再整備が移転かといふことで議論して、そのための委員会をやつていたんです。私も参考人招致でそこには呼ばれていません。第九次で中央拠点市場が出たといふことで、もうそれが移転が決められてきたといふことはあるわけですね。

だから、その辺は、質問とちよつとずれたかもしれせんけれども、要するに、築地市場を豊洲に移転するといふ問題は、築地市場の価値といふのを考えたら、一旦更地にしちゃつたら、元は築地を生かすといふ意見だつたけど、今、最近是小池知事も築地は生かすなんて全然言わなくなつていふ思ひます。豊洲移転しか言われないけど、一旦もう更地にして、オリンピックのための駐車場にす

るという、一旦潰しちゃったらもう全然復活の可能性ありません、四年後なんといったってね。

だから、やっぱり、一つは安全性の問題、あと、単なる物流センターになるという二点で、私はやっぱり移動すべきでないという意見を持つてゐるんです。そういうことで。

○紙智子君 ありがとうございます。

ちよつと時間が足りなくなってきたので、もう一つお聞きしたいんですけども、取引規制について、第三者販売の禁止、直荷引き禁止、商物一致、これが自由化されると。政府は、受託拒否などは残しているからこの三つを自由化しても問題ないというふうに言うわけですね。私、現状でも仲卸さんの経営というのは非常に大変になってゐるというふうに聞いていて、まずは経営が困難になってゐる原因を明らかにすることが第一であつて、その分析の上に立つて市場法の改正になるんじゃないかというふうに思ふんです。

そこで、仲卸の皆さんの経営の現状、そして、市場法の改正が現在抱えている課題を解決することになるのかということを二点、菅原参考人に、ちよつと時間があれなので、お聞きしたいと思ひます。

○参考人(菅原邦昭君) 分かりました。

まず、仲卸の経営状況というのは、先ほどからほかの委員の方からも出てゐるように、それほど良い状況ではありません。ただ、それは各社ごとに見れば、それなりに成績を出している、かなり厳しい、三年間、ちよつと落ち込んでゐるよというところなんかもあります。

その根本的な問題は何かというと、仲卸は今もまだ現行卸売市場法でやつてゐまして、競りで、高いやり出すというんですが、高い価格を出して、そして商品を手に入れる競争なんですよ。よく、荷受けさんがいて、仲卸がいて、お互いが対峙して価格が決まるという。いや、卸さんは並べらるんです。そして、仲卸と買参人という方々が競ひ合つて高値を付けるのが価格形成ですよ。それが価格形成なんです。大概の卸売市

場の開設者が作つた市場の御案内だと、物流センターのようにパンフレットができていますけど、ここが全く決定的に間違つてゐるんです。

そして、もう一つは、その価格形成をきつとやつぱりしていくということ。これが何で大事なのか。これ、国民の価格つり上げをされるような被害を防ぐということが一つ大事ですが、先ほど

もちよつと言いましたけど、生産体制の安全を確保するのに、卸売市場が日々、これは数量が多過ぎて需要が小さかつたから価格下がつたよという、これは需要の方に追い付いてゐないから価格上がったよという情報を毎日発表してゐるのではありませんか。これは、生産者が生産にコストを掛けます。もちろん銀行からお金を借りたりしてやります。これが、日々の価格が伝わるから、あつ、これはそろそろこつちは手を引いてこつちの方の栽培に変えた方がいいだろうという判断の情報を流してゐるんですよ。

これは、食料安全保障で流通だけやつたつて、生産する人の方が、生産体が破壊されてしまえば、皆さんよく御存じのように、で過ぎのときにみんな顔を真っ青にしてサンマにガソリン掛けてわざわざ焼いたり、土の中にわざわざブルドーザー呼んで野菜埋めたりしてゐる姿見るでしょう。需要に追い付かないときは、こんな失礼なこと言つちゃあれませんが、誰がやつても農林水産経営は、生産者の経営は成り立ちます。ところが、危機、生産体制の危機というのは、需要を上回つてしまつた。

ですから、毎日出しているというのは、早めに手を打たないと間に合なくなるでしょう。植え替へるにしたらつて、すぐ今日やつてばつと変わるわけじゃないですよ。だから、時間が掛かるから、日々価格を出して、それで赤信号を出したり黄色信号を出したり青信号を出しているのが公正な価格形成のもう一つの一面なんです。

だから、消費者のためだけじゃないんです。だから、何度も言ひますけれども、地域住民、つまり全国の地域住民の食料安全保障体制、その中

に、国連の条約の中に入つてゐる食料生産の安全保障、もつと言へば、これ国連では人間の安全保障と言つてゐますよね。こういうレベルでの捉え方というのが本場に必要だと、静かにまとめて終わります。

以上です。

例えば、大手量販店、大手スーパーなどが、三國先生の指摘にありましたように、中央卸売市場や地方の卸売市場、金掛けて集配センターを造る必要ないから、ここへ入り込んでいつて集配センター機能を持たして、集出荷を集中していくんじゃないか、ブランド囲みをするんじゃないかという御懸念もあつたわけですが、その中で、これともう一つは、現在の法律では卸売業者の純資産の基準額が定められていたんです。これは恐らく基準を下回る卸売業者にはその許可を与えない。したがつて、卸売業を行うために一定な安定した資力の維持が求められたというように認識をいたしております。

○紙智子君 ありがとうございます。

本場に貴重な意見を基にしてこの後の質疑に生かしたいと思ひます。ありがとうございます。

○儀間光男君 日本維新の会の儀間でござい

ます。

今日たゞいまは、三名の先生方の深い研究あるいは成果の部分をいろいろお教えいただきましてありがとうございます。深く感謝を申し上げます。ただ、ここで、これだけの講話をいただいて、先生方の全能を引き出して質問するなんていうことはできる話じゃないし、おがましいことですから、少しずれながら、三名の先生方に基本的な統一の見解を求めてみたいと、こういうふうに思ひますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

しかし、今回の改正を見ると、卸売業者の純資金額についての規定はないんですね。これは一体どうしたことなのか。これはやつぱり市場、卸売を形成しているのは、卸売と仲卸と買参人がおつて、共同に刺激合つて価格決定して、全国に大体同じような品物、同じような価格のサンプルを送つてきたという機能があるわけですが、こうなると、誰でも、資力はそんなになくても誰でもやつていけるといふようなことになりやせぬかという心配があつてならないんです。それぞれ先生方、現場におられるし、三國先生、研究者の視点から、こういうことはどういふことになるのか、現況と見通しを教へていただければと思ひます。磯村先生から。

第一には、今回の法案の改正を見ると、大きな改正だと思ふんですね。これは思い切つた大きな改正だと思つて、これうかつかりしておくと、うと、後々ひどい目に遭うんじゃないかといううな思ひもいたします。また、現行法案を基礎にしたという、菅原先生がおつしやつていた、一九二三年、大正十二年頃でしょうか、ということでもとめて法案が流れてきたという歴史的背景もありましたが、そこで、捉えてみて一番心配なのは、第三者への販売禁止、これは、ちよつと歴史を振り返ると、江戸、明治、あの辺は問屋行政が経済の中心を成してゐて、問屋の出荷調整でもつて価格決定されて、あるいは悪い問屋になるという、蔵出ししないでつと置いておつて高いものを出すから、農民一揆なんていうことが起つたわけですね。そういう事実があつて、改正で今日あると思うんですが、こういうのを見ると、何かまた問屋行政を呼び込むのかなという感じがしないでもないんですね。

例え、大手量販店、大手スーパーなどが、三國先生の指摘にありましたように、中央卸売市場や地方の卸売市場、金掛けて集配センターを造る必要ないから、ここへ入り込んでいつて集配センター機能を持たして、集出荷を集中していくんじゃないか、ブランド囲みをするんじゃないかという御懸念もあつたわけですが、その中で、これともう一つは、現在の法律では卸売業者の純資産の基準額が定められていたんです。これは恐らく基準を下回る卸売業者にはその許可を与えない。したがつて、卸売業を行うために一定な安定した資力の維持が求められたというように認識をいたしております。

○参考人(磯村信夫君) まず第三者販売ですけれども、現実に行われてゐるのを見ますと、転送だとか、それから先ほどちよつと触れましたが、仲卸さんが品目別あるいは魚種別などになつていて、卸す先の業態別になつてゐない。今、業態別が強いので、結局、卸が別会社をつくつて第三者販売しなければならぬ、こういうような実態が浮かび上がつてきます。

ですから、私といたしましては、この第三者販売、これは、卸が直接、買参権のないところに売

るわけで、よつぱりの理由があるはずなので、その辺を精査してもらつて、それもオープンにして

もらつて、もしそれが、仲卸始め小売が、本当に自分たちの被害が商売モラルの上でもあるようだとすれば、その卸はしばみですから、まず、なぜそうなのか、そして実態を、これ市場流通の一つなので、浮かび上がらせて見せるべきだということに思います。

もう一回繰り返しますが、今のところ、私が知っている限りの第三者販売というのは、同業者間の転送とかあるいはその仲卸さんの業態が、時代とともに残念ながら追い付いていない、あるいは得意とするのがそういうような業態じゃなかったためにそのような形になっているということです。

次に、純資産ですけれども、これ大変大きな問題だろうというふうに思っております。開設区域あるいはこれから認定されます開設者にその辺のところをきつとやりませんと、地方卸売市場になりまして、結局、委託品の場合に、お預かりしている、販売したお金というのは荷主さんのお金ですから、それが他に流用されて倒産するということもあるわけでありますよね。ですから、純資産というのはとても大切です。とりわけ、買付けの自由化もあるわけですから、本来の仕事に關係のないところに資金が流用されて、そして、具合が悪くなつたら預かり物がお返しできないというふうなことがありますので、これからの各開設区域、あるいは、これが、農林水産省が直接それぞれのところで認定するんであればその認定、その中で純資産のところはきつとうたつてもらわないと。

卸売市場は、先ほどからお話ししていますとおり、商流と物流と、それから資金流、決済と情報、この四つの流通をしておりますので、ここが肝腎なところなので、これができないといけません。おっしゃるとおりだと思います。

○参考人(菅原邦昭君) それでは、今のに関連して申し上げます。

第三者販売を説明するのに、この一年ほど農水省の特に限られた人たちは、転送も第三者販売だ

と申しております。これは全く誤りです。転送というのは今までもありましたけど、これは市場間の需給調整機能なんです。うち方では、それが、おたくではいっばいだぶついているけど、うち方に足りないんだということをお互いに融通し合う、こんなことは地域経済同士では当たり前のことです。

しかし、これも厳密に言えば、買参権がないところで売っているんだから転送だろうとやっていますけれども、これは何かと何かを混同するような考え方で、これは大きな間違いです。これは需給調整機能として今までは認められていたものなんでしょう。これと同じように、仲卸の直荷引きというの、価格と品質で、需要側から来ているものを探そうと思つても卸の方で準備できないといふときにほかの市場から手に入れるんであつて、これも需給調整機能なんです、価格や品質についてのね。

やっぱりその問題を混同して、だから第三者販売って今やられているけど、表に出して認めたらいんじやないかという議論に使いたがるのが今の流れなので、これは、こういう議論はもうやめましよう、真剣に、卸売市場法の解説は農水省さん作つて持っていますから、なくなつたつて、この間聞いたら言われましたけれども、どこかと同じですよ、そこに書いてありますよ、きつと。

転送と直荷引きは需給調整機能としては当然だと。自分の地域だけ入つていれればいんだじやなくて、ほかで困つていれればそちらにも回しますよというのを築地さんが一番やつていらつしやるわけですよ。そういうことを全く知らないで議論するべきではないし、白紙からやるべきだと思います。

それともう一つ付け加えますと、今回の卸売市場法は改正案だとなつていますね。これ、野球規則に変わりました。野球規則で、ルールが全部白紙になりましたというのと同じなんです。それで、残つたのは総務関係、球団のフロントで、銀

行振り込みは何日にしますとか、そういうやつだけが残つて、卸売市場は変わつていないんだと言っているのと全く同じなんです。これは、あとは皆さんの良識に任せると言っている。これって何て言うと思います、世間では。私たちのところでは、言葉が汚いんで、ベテンと言います。全くそういうことなんです、これは。

私は、こういうことについては、もう審議よりも前に、もう一度今の市場の取引原則を勉強するところからは是非国会議員の皆さんにも政府の皆さんにもスタートしていただきたい。お願いしたいと思ひます。

○参考人(三國英實君) 第三者販売、直荷引き、商物分離、これは今でも例外規定というのはあるんです、ちゃんと現行法にもね。それは、やむを得ないときはそれはやつてもいいという条項もありますからね。ただ、今度の場合、制限された条項も全部なくなりますから、自由にやれるという可能性が非常に強まるというのが一番心配な点です。

それから、中央卸売市場のあれですか。(発言する者あり) いやいや、卸売業者の資産のことですか。あれは今度は、御存じだと思つて、中央卸売市場に限らず、地方卸売市場も、卸売業者の認可、認定はもう農林水産大臣じゃなくなりましたからね、特に地方卸売市場も。地方卸売市場の卸売業者は農水相の認可が要らないんですよ。認定も要らない、認可も要らない、そういうふうになりました。それじゃどこでやるんだということであれば、公設卸売市場がその自治体で条例か何か作つてやりなさいというのが今度の法改正なんです。

だから、国は全く卸売業者の、何というか、資産とか資格とか、そういうものにはもう関与しないというふうになつたということです。

○機関光男君 ありがとうございます。

時間がないので、最後の質問にしたいんですが、昨年から今年にかけて、昨年八法案、今年九法案ありました。昨年は種子法の廃止法案、機械

の廃止法案などありました。一連のこの昨年から今年にかけての農林水産から出てくる閣法などを見てみると、まさに市場主義中心で、市場中心で、いわゆる競争力、農業の競争力促進法案などがあつたが、そういう法案による一部農林水産業の改革といひながら、私に言わせると、どうもこれは商業ベース、競争力を商業ベースに乗せた、市場ベースに乗せたものだと思つてしようがないんですね。言うなれば、いわゆる経済産業省マターの法律がそろつてきているというように感じてならないんです。今回のこれも特に危機感を感じます。そういう意味で、このとおりいくと、農林水産省存在ののかなという心配もいふまでもない、真剣に。

ですから、そういうことについて少し御見解いただければと思います。

○委員長(岩井茂樹君) お三方でしようか。

それでは、菅原参考人からお願いいたします。

○参考人(菅原邦昭君) それじゃ、まず一つは、商業ベースになつたのが農林水産関係九法案だという話をしていますが、これはやっぱり地域経済の商業ベースには全くなつていませんので。明確にこれを規定しますと、いわゆる新自由主義という言葉がありますね、これは今、限りなく資本原理主義になつています。つまり、多国籍集団の人たちが、自分たちがいいようにグローバル全体をいじれるようにするという流れの中にあるのが農林水産関係九法案だし、一年前の種子法の廃止ですね。これだと思ひます。

だから、地域経済からその地域経済の資源、いわゆる原資たるものから全部取り上げられる流れにあるというふうになつてくるべきであつて、そういう意味では商業ベースに変更じゃないんです。多国籍資本に貢献する形に変更されているというふうには私は取るべきだということに思ひます。

そして、あともう一つは、この商業ベース商業ベースというふうな言うことであつても商業が活性化するかのように受け取られること、これは全

くの誤解で、大手多国籍資本以外は競争相手がなくなつて、やがては、数十年前、日本に規制緩和が入る前にイギリスでその被害が出て、シャッター通り、商店街空洞化……

○委員長(岩井茂樹君) 誠に恐縮ですが、時間が参りましたので、簡潔に。済みません。あとお二方いらつしやるので。

○参考人(菅原邦昭君) はい、分かりました。そういうことですね、私は警戒すべきだと思います。

○委員長(岩井茂樹君) 済みません、よろしいですか。

○参考人(三國英實君) 今度の法律が出る過程は、まさにあの規制改革推進会議が契機になつてやつてきていますよね。今までは少なくとも卸売市場法を改定する場合は、必ず事前に農水省では研究会、半年から一年掛けてやつて、その成果を基にしてやつていくんです。今度の第十次の場合も、このいただいた資料の最後に出ていますけれども、検討会の議論で、それを踏まえてさつき言った中央拠点市場を削除するという、だから本当に慎重なことをやつていくんです。

あともう一つ言えば、第何次卸売市場整備方針とか整備計画、これを立てるに当たつてもやつぱり研究会を持つていくわけですから、そして、それを今度、必ず食料・農業・農村審議会の方にちゃんと報告してやつぱり認めてもらうという、そういうきちんとした、何といひますかね、過程を踏んでいくわけですよ。余りにも拙速でありまして、今度の場合はね。だから、私はここに書いておきましたけれども、是非、参議院では慎重審議していただいて、これ一旦廃案にして、そして食料・農業・農村審議会にこれ再検討してもらつたらどうですかという提案なんです。

そういうことで是非お願いします。
○参考人(磯村信夫君) まず、今度のところは自由度が高くて、マイナスかというふうに言うとか、確かに少しリスクがあるようにも思いますが、けれども、現行で特例特例で例外規定でもつて来ており

ますこと、これが余りにも多過ぎる。よつて、この例外規定ばかりでもつてやつていたら、一体全体これはどうなるんでしょうか。

例えば、商物分離でもコンピュータを使う、それどういうことですか、Eメールでもいいというふうな、こんな商物分離でないじゃないですか。もう既に違うところで実態動いているわけですから、これはきちつといういろいろ精査していただいて、当たり前に世の中の動きとともに認めていただく、こういうようなものがたくさんあります。

それから、市場についても、例えば青森の弘果さんなんかはいい例ですけども、産地市場として、もちろん地元で農産物がなくなるときには消費市場としてですが、産地市場として大変すばらしい働きをしていらつしやいます。それぞれ市場というのは多様化してしまつて、いろいろな形があつて、僕は弘果さんなんかは、御自分でですけども開設者になられて、中央卸売市場になつていた。だから、いろいろなケースがあるので、それをどのような形でどういうふうなやつて運用したらいいかどうかというのを……

○委員長(岩井茂樹君) そろそろおまとめください。
○参考人(磯村信夫君) あつ、済みません。これはお国がきちつと方針を示していただいてやつぱりやるべきだというふうな思っています。これで、リスクはありますけれども、自由度が増して卸売市場が活性化させてみせるというような意気込みで、私は一卸としてあります。

以上です。
○磯間光男君 どうもありがとうございます。時間超過済みませんでした。
○森ゆうこ君 希望の会、自由党の森ゆうこでございます。

今日は、三人の参考人の先生方、本当にありがとうございます。やはり、きちんと法律の制定過程の歴史を学ば

なければいけないというふうに思いましたし、この間、言及もございましたけれども、やはり去年の種子法廃止、この教訓にやつぱり学ばなければいけないと私は思っているんです。

与党の先生方からも去年の種子法の廃止のときには、これが与党の中での法案の検討のときに十分されるちよつと余裕がなかったと。同じような問題意識を持つていらつしやる先生方が大勢いらつしやつて、種子法が廃止されてからいろいろな専門誌に寄稿されたりしていらつしやる方もいますけれども、私はこれだけ、そもそも米騒動から始まつて、本心に崇高な政治のまさしく果たすべきその理念を果たすためにきちんと元の法律が制定され、そして慎重な検討を重ねられて今日あつて、しかもその果たす公的な価格、公正な価格の、何と言つたらいいんでしょうかね、制定とか、そういう重要な、国民にとつては極めて重要な機能を現在においても果たしているわけですから、やはり、私も今日午前中、大臣にこの法律案の資料を見せながら、先ほどの何%というような話がありましたけれども、見れば一目瞭然で、もうほぼ廃止に近いんですよ、重要な部分が。だからこれ、廃止法案と言つてもいいのかもしれないなと。

で、私、別にそれが現時点の要請に合つて、自由度を増して、結果として国民のほとんどに利益をもたらす、地域経済が活性化する、みんながよくなるという法律案であれば、そう確信できるものであれば余りこんなことも言わないんですが、でも、この間出されてきた法律は、その制定の歴史も踏まえ、現時点において果たしているその法律の機能、効果、それも丁寧に検証もせず、ただ今だけ、金だけ、自分だけという、規制改革推進会議とか、まあ大体同じメンバーですけど、未来投資会議とか、そういうところからもう押し付けられて、あつという間に、立法事実があつたのかどうか分からない、その検討の過程が極めて不透明な形で出されているということに非常に危機感を持つております。

そこで、今日も午前中に質問したんですが、どれだけ関係者の、あるいは専門家のお話を聞かれてこの法案の提出に至つたのか、延べ二千三百人、昨年お聞きになったということですけども、ただ、先ほど来出ていますこの検討会議は招集されていないんですね。それだけのよう形で今、本日のような極めて我々がきちつと聞いておくべきだし、農水省もきちつとお聞きすべき御意見はつかりだつたと思うんですが、それぞれ三人の方はどんな形で農水省に対してこの問題について意見を述べられましたでしょうか、過去一年間。

○参考人(三國英實君) 今回のこの会議に当たつて、事務局から非常に膨大な資料をお送りいただいたんですけども、とても期間が短くて全部読めないんですけれども、ヒアリングはそれぞれやつていくと思うんです。ただ、ヒアリングというのは聞くだけですから、そこで審議するということがないと思うんですよ、きちつとね。

だから、先ほどもお話ししましたように、少なくとも、これだけの大きな改革をやるのであれば一年ぐらい掛けてやつぱりきちんと研究会なり検討会を設けて審議すべきだと、そのくらい大きな問題だと私は思っているんです。それを、意見聞いたというだけで通すというのはやつぱり問題であるというふうに思います。

○参考人(磯村信夫君) 自由度が本当に高まつて、例えば開設区域がなくなるだとか、あるいは部類が、もう青果、水産、花、そういうようなものがなくなるだとか、買参人というような物の考え方ではなくて、買い出し人、こゝまで、仲卸まで含めてそれぞれ差別的な取扱いをしないだとか、あるいは卸と仲卸が、それぞれ卸と仲卸、兄弟ですけれども、卸から仲卸が買うだとか、これが並列化するだとか、幾つか、長い間やつてきた慣習とは若干違つたような形だと思いますけれども、しかし、これは実態を踏まえればそういうような形になつていって、今度のできていく法律を読めば、こういうような形でこう使うと、我々、今ま

でどおりの形の良いと、そして今まで障害になつてゐるところがこういけるというのが私自身は実は分かります。

同じ市場の中で、確かに今後、卸売の業務、卸売市場としての業務がありますけれども、今、消費者は、更にもっと付加価値が高い、あるいは食事、あるいは花だつたらもう花束、こういうようなところまで同じ場内の消費地でいたいといううな、ここまでする、卸売を通じた卸売市場の仕事だというふうにしたら、当然、今の法案はやっぱり正しいんだらうなというふうに思います。

あとは、きちつと正しくチェックをしていただけるかどうかという、このチェックのところにやっぱり懸かっているんだらうというふうに思います。

○参考人(菅原邦昭君) まず、私がこの問題にどういうふうな政府から意見聞かれたか。シャットアウトを受けております。そして、うち方の全国団体を通じて、私は、会報も作り、通そうとしたけど、こういうこと余り書かないでくれと。そして、陰では、あの人は偏った人だ、場合によつてはレッド色だというような形で言われていますが、私は無色透明と言いたいです。そういう初々しさなくなつていきますから、無色であることは間違ひありません。

それで、そういうことが、やっぱり何だかんだで、大まかにはこれは全体の自由度を増すからいいんだとかいう言い方でやっていますけど、誰の自由度が増すかなんですよ。これはちょうど、誰のための働かせ方改革なんですかという質問がありましたけれども、あれと同じで、今回の場合は誰のための改革なんですかということでは、先ほども言いましたから繰り返しますが、私は、この問題は曖昧にしてはいけないと思います。私は、そういうことで、いろいろ意見は出しましたけれども、シャットアウトに遭つています。

最後に一つだけ。現在の卸売市場法の解説書というのは、昭和四十六年の法改正のときに農水省自身が作つたんです。今日、私が言ったことのほ

とんでは、農水省の「卸売市場法の解説」という当時の市場課長が編さんした本に全部書いていることです。これが今シャットアウトになつてゐるんですよ。だって、改正法を、変えるんだつたら、今の法の意義をきちんと述べるの当たり前です。どこに問題があるか、これは語るなつてわけです。これというのは、本当に片手落ちの、採決ありきの流れでないかなというふうに私は思います。

以上です。

○森ゆう二君 済みません、私、今日、声がひどくて。市場で競りやつてゐるわけじゃないんですけど、新潟県知事選挙でちよつと頑張つてゐたものですから。

今、菅原参考人がおっしゃるとおりで、やっぱり、現在のこの法律の機能、そして価値をまず認める。そこは大切にしながらも、きちつと現代に合うように、だからこういう改正をしようという説明ならいいんですが、説明が全然説明になつていないもので、それでやはり納得できないといううか、いろいろな懸念があると。

例えば、今、磯村参考人は、私はこれをこう使うとこううまくいくというのがイメージできますとおっしゃつたんですが、ただ、問題は例えばチェック機能であるとおっしゃつた。実際、認可ではなくなり、そういう部分がまず根本的に後退するわけですよ。

今日も質問したんですけど、午前中、その上で、じゃ、どう監督するのか、市場開設者は。それが条文に、監督権と言つたらいいんじゃないか、そういうことが書いていない、ストレートには書いていないと私は思つてゐるんですけど、これも、このチェック機能がないと、やはり、これまでは市場の持つてゐた公正な価格形成機能とかそういうのが果たしてゐないんじゃないかなと、ただの問屋になつちゃうというふうになると思ふんですが、そのチェック機能がこの新しい改正案にはあるとお思ひでしょうか。

○参考人(磯村信夫君) 具体的には栃木の小山市

の例がありまして、今、公設から中古車センターの運営会社がそのところの開設者になつて回しております。そういうようなことなので、将来どういうふうになるかどうか我々も不安で、小山市にきちつとそれはチェックしてもらわなければ困りますというふうに言つておりますが、しかし、中古車会社なので、それは極力従来どおりやりますというふうにしかな今のところ言葉をいただいております。

いろいろなことが民間化されますとなつてきますけれども、今のところは順当にありますが、それが来年もそのような形でつて今までのどおりの形でフェアな取引で繰り返されるか、できるかどうかというのは、まだ私も大変不安なところがあります。議会に通告さす首長さんがそういうような形でもつて民間にどんと下ろす、そういうようなことが今後とも出てくる可能性がありますので、それはとても不安であります。ですから、やっぱりお国が地方自治体に対して、少なくともチェックの機能は入れていただくような形をしないといけないと思ひます。開設者にならなくてもです。

○森ゆう二君 例えば、立法院としては、こういう賛成の立場の方であつても、やはりチェック機能がないんじゃないかという御指摘があれば、これを修正をしていくというのが立法院の役割であると思ふんですよ。賛成の参考人であつてもこういう御意見があると。いや、それだけみんな、反対の人ならなおのこと、ここが一番重要なわけですから、米騒動が元々にあつて、公正な価格取引、生産者も消費者もきちつと守るという、もうそういう歴史がある法律であるということから考えても、やはりこういう賛成者からもこのような懸念が示されるということがあつてはならないというふうな思ふんですよ。三國先生、いかがでしょうか。元々の認可が……(発言する者あり)

○委員長(岩井茂樹君) 委員長の指示を得て御発言願ひます。

○参考人(三國英貴君) ああ、済みません。いろいろ今度差別的取扱ひ禁止なんかも入ってくるから心配要らないんだという議論はありますけれども、それをチェックしたりするそういう規定がないということはさつきも言つたんですけど、例えば第三者販売、直荷引き、商物分離なんかどうするかという場合は、今の法律ではちゃんと中央卸売市場の中に取引委員会というのを設置して、そして関係業者、学識経験者も入れてそこでちゃんと審議しなさいと、そういうことがちゃんとあるわけですよ。そういうものが今度の場合はないということで、そういう、何というか、歯止め策といつたかね、そういうものがほとんどない状況がやはり一番大きな問題じゃないかというふうに思ひます。

○森ゆう二君 もう時間ですが、結局、種子法にこだわりますが、去年種子法の審議、そのための調査をしてみて、別にあれ知財を守るための法律ではないんです、ストレートに。ところが、あの種子法があつたことで、結局、日本全国長いですから、もう先ほど菅原参考人おっしゃつたように、全く地域違うわけですよ。それぞれ地域の域の中でしっかりと自治体が、きちつと種子、原産種まで含めきちつと守つて、そしてしっかりと作物が育てられていくという、で、結果的に農業の知的財産が守られていたと、そこまでの影響が現行の法律にはあるんだということをもちきつと受け止めなければいけないということをお願いして、質問を終わります。

○委員長(岩井茂樹君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の皆様一言御礼を申し上げます。本日は、長時間にわたり御出席をいただきまして、貴重な御意見を賜ることができました。委員会を代表いたしまして厚く御礼を申し上げます。本日はこれにて散会いたします。(拍手)

午後三時五十九分散会

六月八日本委員会に左の案件が付託された。

一、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の
一部を改正する法律案

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の
一部を改正する法律案

(卸売市場法の一部改正)

第一条 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

目次を次のように改める。

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 卸売市場に関する基本方針(第三条)
- 第三章 中央卸売市場(第四条・第十二条)
- 第四章 地方卸売市場(第十三条・第十五条)
- 第五章 雑則(第十六条・第十七条)
- 第六章 罰則(第十八条・第十九条)

第一条中「の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定めて、卸売市場の整備を促進し、及び」を「が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)において生鮮食品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、」に、「もつて」を「もつて」に改める。
第二条第二項中「であつて」を「であつて」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。

4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

第二条に次の一項を加える。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸売を受けた生鮮食品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第三章を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章第一節から第三節まで及び同章第四節の節名を削る。

第四十八条第一項を次のように改める。

中央卸売市場の開設者は、毎年、農林水産省令で定めるところにより、当該中央卸売市場の運営の状況を農林水産大臣に報告しなければならない。

第四十八条第二項中「開設者」を「農林水産大

臣に、「卸売業者若しくは仲卸業者を「中央卸売市場の開設者」に、「その職員を「当該職員」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又ははを削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又ははを削り、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

(中央卸売市場の認定)

第四条 卸売市場(その施設の規模が一定の規模以上であることその他の農林水産省令で定める基準に該当するものに限る。)であつて、第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、農林水産大臣の認定を受けて、中央卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定を受けようとする開設者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書(以下この条において「申請書」という。)を農林水産大臣に提出して、同項の認定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を添付しなければならない。

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場に

三三二
において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)が当該卸売市場における業務に関し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項と内容とするものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をいう。以下この項において同じ。)を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に関し、同表の

下欄に掲げる事項を内容とするものであること。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の収受に関する条件を含む。）を公表すること。
五 受託拒否の禁止	卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒まないこと。
六 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
七 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の収受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴

いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な

取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

六 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。）に関し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所
二 中央卸売市場の名称
三 中央卸売市場の位置及び取扱品目
七 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（次格事由）

第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。

一 法人でない者
二 その法人又はその業務を行う役員がこの法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくつた日から二年を経過しないもの

三 第十一条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替へて準用する第十一条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない法人

四 第十一条第一項の規定による前条第一項の認定の取消し又は第十四条において読み替へて準用する第十一条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三

十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつていない法人
（変更の認定）

第六条 中央卸売市場の開設者は、第四条第二項各号に掲げる事項又は業務規程の変更（農林水産省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の変更の認定を受けなければならない。

2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。

（中央卸売市場の休止及び廃止）

第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

（認定の失効）

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

2 中央卸売市場の開設者は、当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定を受けようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により第四
条第一項の認定がその効力を失ったときは、
遅滞なく、その旨を公示するものとする。

(指導及び助言)

第九条 農林水産大臣は、中央卸売市場の開
設者に対し、中央卸売市場の業務の適正かつ健
全な運営を確保するために必要な指導及び助
言を行うものとする。

(措置命令)

第十条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務
の適正かつ健全な運営を確保するために必要
があると認めるときは、その開設者に対し、
必要な措置をとるべき旨を命ずることができ
る。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次
の各号のいずれかに該当するときは、当該中
央卸売市場に係る第四條第一項の認定を取り
消すことができる。

一 当該中央卸売市場が、第四條第一項の農
林水産省令で定める基準に該当しないこと
となつたとき。

二 当該中央卸売市場が、第四條第五項各号
に掲げる要件を欠くに至つたとき。

三 その開設者が、第五條第一号、第二号又
は第四号に該当するに至つたとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場につい
て不正の手段により第四條第一項の認定
(第六條第一項の変更の認定を含む。)又は
第十三條第一項の認定(第十四條において
読み替へて準用する第六條第一項の変更の
認定を含む。)を受けたことが判明したと
き。

五 その開設者が、次條第一項若しくは第二
項(これらの規定を第十四條において読み
替へて準用する場合を含む。)の規定による
報告をせず、若しくは資料を提出せず、若
しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資
料を提出し、又は同項(第十四條において

読み替へて準用する場合を含む。)の規定に
よる検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した
とき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五
條第二号の政令で定める法律若しくはこれら
の法律に基づく命令又はこれらに基づく処
分に違反したとき。

2 農林水産大臣は、前項の規定により認定を
取り消したときは、遅滞なく、その旨を公示
するものとする。

第四十九條から第五十一條まで、第三章第五
節、第四章第一節及び第二節、同章第三節の節
名並びに第六十七條及び第六十八條を削る。

第四章中第六十九條を第十五條とし、同條の
前に次の二條を加える。

(地方卸売市場の認定)

第十三條 卸売市場であつて、第五項各号に掲
げる要件に適合しているものは、当該卸売市
場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都
道府県知事」という。)の認定を受けて、地方
卸売市場と称することができる。

2 その開設する卸売市場について前項の認定
を受けようとする開設者は、農林水産省令で
定めるところにより、次に掲げる事項を記載
した申請書(以下この条において「申請書」と
いう。)を都道府県知事に提出して、同項の認
定の申請をしなければならない。

一 開設者の名称及び住所並びにその代表者
の氏名

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目と
の取扱いの数量及び金額に関する事項

五 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

六 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確
保に関する事項

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る業務規程を添

付しなければならない。
4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなけ
ればならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務
に關し遵守すべき事項

5 都道府県知事は、第一項の認定の申請が
あつた場合において、当該申請に係る卸売市
場について次に掲げる要件に適合すると認め
るときは、当該認定をするものとする。

一 申請書及び業務規程の内容が、基本方針
に照らし適切であること。

二 申請書及び業務規程の内容が、法令に違
反しないこと。

三 業務規程に定められている前項第一号に
掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とし
るものであること。

イ 開設者は、当該卸売市場の業務の運営
に關し、取引参加者に対して、不当に差
別的な取扱いをしないこと。

ロ 開設者は、当該卸売市場において取引
扱う生鮮食料品等について、農林水産省
令で定めるところにより、卸売の数量及

び価格その他の農林水産省令で定める事
項を公表すること。

ハ 開設者は、業務規程に定められている
遵守事項(前項第二号に掲げる事項をい
う。以下この項において同じ。)を取引参
加者に遵守させるため、これに必要な限
度において、取引参加者に対し、指導及
び助言、報告及び検査、是正の求めその
他の措置をとることができること。

四 業務規程に前項第一号に掲げる事項とし
て次に掲げる方法が定められていることも
に、当該方法が農林水産省令で定めるとこ
ろにより公表されていること。

イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとの
せり売又は入札の方法、相対による取引
の方法その他の売買取引の方法

ロ 取引参加者が売買取引を行う場合にお
ける支払期日、支払方法その他の決済の
方法

五 業務規程に定められている遵守事項が、
次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の
下欄に掲げる事項を内容とするものである
こと。

一 売買取引の原則	取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。
二 差別的取扱いの禁止	卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対し て、不当に差別的な取扱いをしないこと。
三 売買取引の方法	卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定めら れた方法により、卸売をすること。
四 売買取引の条件の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取 扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受 に關する条件を含む。)を公表すること。
五 決済の確保	(一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に 定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事 業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、 当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するため

六 売買取引の結果等の公表	に必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。
六 売買取引の結果等の公表	卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果（売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。）その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。

六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。

イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。

ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。

ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。

七 開設者が、取引参加者に遵守事項を遵守させるために必要な体制を有すること。

八 当該卸売市場が、生鮮食料品等の円滑な取引を確保するために必要な施設を有すること。

九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。

六 都道府県知事は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場（次項及び第十八条第一号を除き、以下「地方卸売市場」という。）に關し、次に掲げる事項を公示するものとする。

一 開設者の名称及び住所

二 地方卸売市場の名称

三 地方卸売市場の位置及び取扱品目

七 第一項の認定を受けた卸売市場でないもの

は、地方卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。

（準用）

第十四条 第五条から第十条まで、第十一条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六條第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八條第一項第二号及び第十四条第一項と、第十三条第一項とあるのは「第四条第一項」と、第十一條第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。

第五章及び第七十二条から第七十五条までを第六項中第七十六條を第十七條とし、同條の前に次の一條を加える。

（助成）

第十六條 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に關する法律第五條第一項の認定を受けたものが同法第六條第二項に規定する認定計画（次

項において「認定計画」という。）に従つて当該中央卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、予算の範囲内において、当該施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができる。

2 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に關する法律第五條第一項の認定を受けたものが認定計画に従つて当該中央卸売市場又は地方卸売市場の施設の整備を行う場合には、当該開設者に対し、必要な助言、指導、資金の融通のあつせんその他の援助を行うように努めるものとする。

第六章を第五章とする。

第七十七條から第七十九條までを削る。

第八十條中「二」を「いづれかに」に改め、同條第二号を削り、同條第一号中「第四十八條第二項又は第六十六條第一項」を「第十二條第一項若しくは第二項（これらの規定を第十四條において読み替へて準用する場合を含む。）」に改め、「又は」の下に「同項（第十四條において読み替へて準用する場合を含む。）の規定による」を加へ、同号を同條第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第四條第七項又は第十三條第七項の規定に違反して、中央卸売市場若しくは地方卸売市場又はこれらに紛らわしい名称を稱した者

第七章中第八十條を第十八條とする。

第八十一條中「第七十七條から前条まで」を「前条に、〔各本條の罰金刑〕を〔同條の刑〕に改め、同條を第十九條とする。

第八十二條及び第八十三條を削る。

第七章を第六章とする。

（食品流通構造改善促進法の一部改正）

第二條 食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九號）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

食品等の流通の合理化及び取引の適正化

に關する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一條―第三條）

第二章 食品等の流通の合理化のための措置

第一節 食品等の流通の合理化に關する基本方針（第四條）

第二節 食品等流通合理化計画（第五條・第六條）

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務（第七條・第八條）

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務（第九條―第十二條）

第三款 雑則（第十三條―第十五條）

第四節 食品等流通合理化促進機構（第十六條―第二十六條）

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

（第二十七條―第二十九條）

第四章 雑則（第三十條・第三十一條）

第五章 罰則（第三十二條―第三十四條）

附則

第二章を削る。

第一章を次のように改める。

第一章 総則

（目的）

第一條 この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずるとともに、食品等の取引の適正化を図るため、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もつて農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に

資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、昭和三十五年法律第百四十五号、第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水産物(前号に掲げるものを除く。)

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの(第一号に掲げるものを除く。)であつて、農林水産省令で定めるもの

2 この法律において「食品等の流通」とは、食品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過程をいう。

3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために、食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措置をいう。

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるようにするために、食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

(留意事項)

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下「食品等流通事業者」という。)が、多様化する需要に即して、創意工夫を発揮して事業活動を積極的に行うことができるように

すること。

二 食品等流通事業者の行う事業活動が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものとなるようにすること。

2 食品等の取引の適正化のための施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

一 食品等の多くが短期間で品質が低下しやすい性質を有することから、その取引の当事者間の取引上の地位に格差が生ずる場合があるため、その取引の適正化を図る必要性が高いこと。

二 食品等の取引が適正かつ安定的に行われることにより、農林漁業者及び一般消費者の利益に資するものとなるようにすること。

第二十五条中「前二条を「前条」に、「各本条」を「同条」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条中「二」を「いずれかに」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第十九条」を「第二十四条」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第十八条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二十三条を第三十二条とする。

第四章中第二十二條を第三十条とし、同条の次に次の一条を加える。

(農林水産省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章の章名中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等の流通の合理化のための措置」に改める。

第二十一条中「協議しなければならない」を

「協議するものとする」に改め、同条第一号中「第十三条第一項、第十四条第一項又は第十五条第一項」を「第十八条第一項、第十九条第一項又は第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第三号中「第十七条」を「第二十二條」に改め、第三章中同条を第二十六条とする。

第二十条第一項中「機構」を「促進機構」に、「第十一條第一項の指定(以下この条において「指定」という。)」を「指定」に改め、同項第一号中「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。

第二十條第一項第三号中「この章」を「この節」に改め、同項第四号中「第十四條第一項」を「第十九條第一項」に改め、同条第二項中「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条を第二十五条とする。

第十九條中「第十二條各号」を「第十七條各号」に、「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十四条とする。

第十八條第一項中「第十二條各号」を「第十七條各号」に、「機構」を「促進機構」に、「その職員」を「当該職員」に改め、同条第二項中「職員」を「当該職員」に改め、同条を第二十三条とする。

第十七條中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十二條とする。

第十六條中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十一條とする。

第十五條中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第二十條とする。

第十四條第一項中「機構」は、第十二條第一号」を「促進機構は、第十七條第一号」に、「当該業務を「債務保証業務」に改め、同条を第十九條とする。

第十三條第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第十八條とする。

第十二條中「機構」を「促進機構」に改め、同条第一号中「構造改善事業(以下この条を「食品等流通合理化事業(次号)に、「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条を同条第二号とし、同条の次に次の一号を加える。

三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

第十二條第六号から第九号までを削り、同条第十号中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に改め、同条を同条第四号とし、同条第十一号を同条第五号とし、同条を第十七條とする。

第十一條第一項中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に、「食品流通構造改善促進機構(以下「機構」を「食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定(第二十五条において「指定」という。)」に、「機構」を「促進機構」に、「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条第三項中「機構」を「促進機構」に改め、同条第四項中「前項の」の下に「規定による」を加え、「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条を第十六條とし、第三章中同条の前に次の三節及び節名を加える。

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 食品等の流通の合理化を図る事業(以下「食品等流通合理化事業」という。)を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に

関する事項

イ 食品等の流通の効率化に関する措置
ロ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置
ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置
ニ 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置

ホ イから二までに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置
二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関し必要な事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 食品等流通合理化計画

(計画の認定)

第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独で又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画(以下「食品等流通合理化計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 食品等流通合理化事業の目標
二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期
三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度

3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
一 基本方針に照らし適切なものであること。
二 当該食品等流通合理化事業が確実に実施されると見込まれるものであること。

三 当該食品等流通合理化事業の実施が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与するものであること。

4 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を当該申請に係る食品等流通合理化計画の対象となる事業を所管する大臣(次項において「事業所管大臣」という。)に通知するものとする。

5 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べるることができる。

(計画の変更等)

第六条 食品等流通合理化計画につき前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る食品等流通合理化計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画(前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

る。

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

(資金の貸付け)

第七條 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一条に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの(他の金融機関が融通することとを困難とするものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。
一 中小企業者(公庫法第二条第三号に規定

する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。)その償還期限が十年を超える資金

二 農林漁業者又はその組織する法人(これらの者の出資又は拠出に係る法人を含む。)であつて農林水産省令・財務省令で定めるもの。これらの者が資本市場から調達することが困難な資金

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三條、第五十八條、第五十九條第一項、第六十四條第一項第四号、第七十三條第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一條第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)第七條第一項に規定する業務
第十二條第一項	掲げる業務	掲げる業務及び食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第三十一條第二項第一号ロ及び第四十一條第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七條第一項に規定する業務
第五十三條	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号
	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号
	同項第五号	食品等流通法第七條第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号

第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、食品等流通法
第六十四条第一項	又は別表第二二号に掲げる業務	若しくは別表第二二号に掲げる業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業務
第四号	同項第五号	食品等流通法第七条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び食品等流通法第七条第一項
別表第二第九号	又は別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務	若しくは別表第一一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業務

(債務の保証)

第八条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、認定事業者(中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。)が認定計画に従つて海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。)を行うことができる。

2 前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う食品等流通合理化事業支援業務

(出資等)

第九条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「支援機構」という。)は、株式会社農林

漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号。第十二条において「支援機構法」という。)第二十一条第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

一 支援対象認定事業者(認定事業者のうち第十一条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。以下この条において同じ。)に対する出資

二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体(以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。))のうち第十一条第一項の規定により支援の対象となつたものをいう。次号及び第八号において同じ。)に対する出資

三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第三百三十一条に規定する基金をいう。))の拠出

四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け

五 支援対象認定事業者が発行する有価証券(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。))及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得

六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得

七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置

九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣

十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言

十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査

十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動(次条第一項において「食品等流通合理化事業等」という。))を推進するために必要な調査及び情報の提供

十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務(食品等流通合理化事業等支援基準)

第十條 農林水産大臣は、支援機構が食品等流通合理化事業等の支援(前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」という。))の対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たつて従うべき基準(以下「食品等流通合理化事業等支援基準」という。))を定めるものとする。

2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じて農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。))の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(支援決定)

第十一條 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行うおとすときは、食品等流通合理化事業等支援基準に従つて、その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。

2 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べるものことができる。

(支援機構法の適用)

第十二條 第九条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六條第一項第六号、第十五條第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一条第一項第十六号、第二十四條、第二十五条第一項及び第二項、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十九條第一項、第三

項及び第五項、第四十条、第四十六条、第四十七條並びに第四十八條第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

る支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五条第二項の規定は、適用しない。

第六条第一項第六号	業務	業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)第九条各号に掲げる業務
第十五条第一項第一号	第三十一条第一項第八号	第二十一条第一項第八号及び食品等流通法第九条第八号
第十五条第一項第二号	内容	内容並びに食品等流通合理化事業等支援(食品等流通法第十条第一項に規定する食品等流通合理化事業等支援をいう。以下この号及び第二十七条において同じ。)の対象となる認定事業者(食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者をいう。第二十四条第一項第二号及び第四十条において同じ。)又は食品等流通合理化事業支援団体(食品等流通法第九条第二号に規定する食品等流通合理化事業支援団体をいう。第四十条において同じ。)及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容
第十五条第三項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに食品等流通法第九条第一号に規定する支援対象認定事業者(以下「支援対象認定事業者」という。)及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体(以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。)
第二十一条第一項第十六号	前各号	前各号及び食品等流通法第九条各号
第二十四条第一項	前条第一項	前条第一項又は食品等流通法第十一条第一項

第二十四条第一項第一号	とき	とき又は支援対象認定事業者が食品等流通合理化事業(食品等流通法第四条第二項第一号に規定する食品等流通合理化事業をいう。第二十七条及び第四十条において同じ。)を行わないとき
第二十四条第一項第二号	とき	とき又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体が認定事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき
第二十四条第一項第三号及び第二項並びに第二十五条第一項及び第二項	又は支援対象事業活動支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十六条	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象認定事業者及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第二十七条	寄与する事業	寄与する事業及び食品等流通合理化事業等支援その他の食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業
第三十四条	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十七条	業務	業務及び食品等流通法第九条各号に掲げる業務
第三十九条第一項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第二項	この法律	この法律又は食品等流通法
第三十九条第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体
第四十条	、対象事業活動 対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体、対象事業活動及び食品等流通合理化事業
	対象事業活動支援団体	対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体

第四十六条	第三十九条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項
第四十七条	第三十九条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十八条第五号	第二十五条第一項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第二十五条第一項
第四十八条第九号	第三十四条第二項	食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十四条第二項

第三款 雑則

(資金の確保)

第十三条 国は、認定計画に従つて行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告)

第十五条 農林水産大臣は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の実施状況について報告を求めることができる。

第四節 食品等流通合理化促進機構

第三章を第二章とし、同章の次に次の一章を加える。

第三章 食品等の取引の適正化のための措置

(食品等流通調査)

第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。

2 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)

第四十六条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。

(食品等流通調査に基づく措置)

第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等流通調査の結果に基づき、食品等流通事業者に対する指導及び助言、食品等の流通に関する施策の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に

関し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。

本則に次の一条を加える。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反し、農林水産大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 一次条並びに附則第五条、第八条、第九条及び第三十二条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る。)並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(卸売市場に関する基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前において、第一条の規定による改正後の卸売市場法(以下「新卸売市場法」という。)第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。

(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)

第三条 その開設する卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものをいう。次項から第四項までにおいて同じ。)について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者(新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。)は、第三号施行日前において、新卸売市場法第四条第一項から第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合において、第三号施行日前においても、新卸売市場法第四条第五項及び第五条(一次条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項の認定を受けたものとみなす。

3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条第四項までの規定の例により、その申請をすることができる。

4 前項の申請に係る卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事は、当該申請があつた場合においては、第三号施行日前においても、新卸売市場法第十三条第五項及び新卸売市場法第十四条において準用する新卸売市場法第五条(一次条の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の例により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第一条の規定による改正前の卸売市場法(次条において「旧卸売市場法」という。)第二条第三項に規定する中央卸売市場(次項において「旧中央卸売市場」という。)又は同条第四項に規定す

る地方卸売市場（次項において「旧地方卸売市場」という。）に係る第一項又は第三項の申請については、新卸売市場法第四條第二項又は第十三條第二項の規定にかかわらず、卸売市場（新卸売市場法第二條第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。）の施設に関する事項その他の農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。

6 附則第一條第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、新卸売市場法第四條第七項又は第十三條第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央卸売市場又は地方卸売市場と称することができ

る。

（卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置）

第四條 新卸売市場法第五條（第三号及び第四号に係る部分に限る。）（新卸売市場法第十四條において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧卸売市場法第四十九條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により旧卸売市場法第八條の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五條第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五條の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一條第一項の規定により新卸売市場法第四條第一項の認定を取り消され、又は新卸売市場法第十四條において読み替えて準用する新卸売市場法第十一條第一項の規定により新卸売市場法第十三條第一項の認定を取り消されたものとみなす。

（食品等の流通の合理化に関する基本方針に関する経過措置）

第五條 農林水産大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第二條の規定による改正後の食品等の流通の合理化及

び取引の適正化に関する法律（以下「新食品等流通法」という。）第四條の規定の例により、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた食品等の流通の合理化に関する基本方針は、施行日において新食品等流通法第四條の規定により定められたものとみなす。

（株式会社日本政策金融公庫の貸付金等に関する経過措置）

第六條 第二條の規定による改正前の食品流通構造改善促進法（以下「旧構造改善法」という。）第六條第一項の規定により施行日前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金並びに当該貸付金に係る旧構造改善法第五條第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十條の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

（食品流通構造改善促進機構に関する経過措置）

第七條 この法律の施行の際現に旧構造改善法第十一條第一項の規定による指定を受けている同項に規定する機構（以下「旧機構」という。）は、施行日において新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七條各号に掲げる業務のほか、旧構造改善法第十二條第一号に係る部分に限る。）の規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務（以下この項及び附則第二十八條において「旧債務保証業務等」という。）を行うものとする。この場合において、旧債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

3 前項の債務保証契約に係る旧構造改善法第五

條第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十條の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

第八條 旧機構は、施行日までに、新食品等流通法第十九條の規定の例により、業務規程の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた業務規程は、施行日において新食品等流通法第十九條第一項の認可を受けたものとみなす。

第九條 旧機構は、施行日までに、新食品等流通法第二十條第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新食品等流通法第二十條第一項の認可を受けたものとみなす。

第十條 農林水産大臣は、旧機構が附則第八條第一項又は前条第一項の規定に違反したときは、附則第七條第一項の規定により受けたものとみなされた新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を取り消すことができる。

（検討）

第十一條 政府は、この法律（附則第一條第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。附則第三十一條において同じ。）の施行後五年を目途として、食品等（新食品等流通法第二條第一項に規定する食品等という。以下この条において同じ。）の生産、流通及び消費の動向及び実態を踏まえ、農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する食品等の流通構造の実現の観点から、新卸売市場法及び新

食品等流通法の規定についてそれぞれ検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。

（租税特別措置法の一部改正）

第十二條 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。
第三十四條の二第二項第十三号八及び第六十五條の四第一項第十三号八を削る。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第十三條 前条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第三十四條の二（第二項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に行う同条第一項に規定する土地等の譲渡について適用し、個人が施行日以前に行った前条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第三十四條の二第一項に規定する土地等の譲渡については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五條の四（第一項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二條第八号に規定する人格のない社団等を含む。）以下この項において同じ。）が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人が施行日以前に行った旧租税特別措置法第六十五條の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 新租税特別措置法第六十八條の七十五（新租税特別措置法第六十五條の四第一項第十三号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人（法人税法第二條第二十二号の六の七に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）又は当該連結親法人による連結完全支配関係（法人税法第二條第二十二号の七の七に規定する連結完全支配関係をいう。以下この項において同じ。）にある連結子法人（法人税法第二條第二十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項にお

いて同じ。が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に行った旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する

土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第八十五号を次のように改める。

八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定

(一) 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条第一項(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可	許可件数	一件につき九万円
(二) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)附則第三条第二項前段(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)の認定	認定件数	一件につき一万五千元

第十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

八十五 中央卸売市場の認定

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項(中央卸売市場の認定)の中央卸売市場の認定	認定件数	一件につき一万五千元
---	------	------------

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可」を「第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出」に改める。
別表第三の七の二十の項の次に次のように加える。

七の二十一 都道府県知事

卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。

十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(地価税法の一部改正)

第十七条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十二号中「第二条第四項(定義)」を「第十三条第六項(地方卸売市場の認定)」に改める。

(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の

再配置の促進に関する法律の一部改正)

第十八条 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。
目次及び第五章の章名中「卸売市場法等」を「地方住宅供給公社法」に改める。

第四十条から第四十六条までを次のように改める。

第四十条から第四十六条まで 削除
第四十七条の見出しを削る。

(中心市街地の活性化に関する法律の一部改正)

第十九条 中心市街地の活性化に関する法律(平成十年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の見出しを「(食品等流通合理化促進機構の業務の特例)」に改め、同条中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同条第一号中「以下この条」を「次号」に改め、同条第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同条第三号とする。

第五十五条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の適用)」に改め、同条中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法第十三条第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十八条第一項」に、「以下」を「平成十年法律第九十二号以下」に、「第十四条第一項」を「第十九条第一項」に、「第十二条第一号」を「第十七条第一号」に、「第十八条第一項、第十九条及び第二十

第一項第一号」を「第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に、「この章」を「この節」に、「とする」を「と」、同法第三十二条第二号中「第二十三条第一項」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項」と、同条第三号中「第二十四条」とあるのは「中心市街地活性化法第五十五条の規定により読み替えて適用する第二十四条」とするに改める。

(中小企業等経営強化法の一部改正)

第二十条 中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)」を「食品等(食品等流通合理化促進法)」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同条を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同条を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第
---------	-------------	---

第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二條第一項各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業等経営強化法第二十二條第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業等経営強化法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二条第三号	第二十四条	中小企業等経営強化法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

〔食料・農業・農村基本法の一部改正〕

第二十一条 食料・農業・農村基本法（平成十一年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正）

第二十二條 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第二條第十七号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号イ中「食品（食品流通構造改善促進法）を「食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）」に、「食品等」を「食品等」に改める。

〔第二十一条に改める。〕
第二十条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法第十一條第一項」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下「流通業務総合効率化促進法」という。）第二十條第一項第一号に掲げる業務
---------	-------------	--

第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び流通業務総合効率化促進法第二十條第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は流通業務総合効率化促進法第二十條第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは流通業務総合効率化促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	流通業務総合効率化促進法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十三條第一項
第三十二条第三号	第二十四条	流通業務総合効率化促進法第二十二條第二項の規定により読み替えて適用する第二十四條

第二十一条中、「特定認定総合効率化事業を」「特定認定総合効率化計画に記載された事業（以下「特定認定総合効率化事業」という。）」に改める。

（中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律の一部改正）

第二十三條 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二條の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通構造改善促進機構」に改める。

〔食品等流通合理化促進機構〕に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品（食品流通構造改善促進法）を「食品等（食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律）」に、「食品等」を「食品等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号。以下「地域産業資源活用事業促進法」という。）第十二條第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二條第一項第一号に掲げる業務

第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務又は地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節若しくは地域産業資源活用事業促進法
第三十二条第二号	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	地域産業資源活用事業促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)
第二十四条 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第二十條の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品を」を「食品等を」に改め、「から第四号まで」を削り、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。第二十条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務

第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域経済牽引事業促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)
第二十五条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十條の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食品(食品

流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品を」を「食品等を」に、「以下「食品製造業者等」を「次号において「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)第十條第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十條第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十條第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
第三十二条第二号	第二十三条第一項	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十條第二項の規定により読

第三十二条第三号	第二十四条	み替えて適用する第二十三条第一項 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条
----------	-------	---

(米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正)
第二十六条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。
第十一条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下この項」を「次号」に、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)以下「利用促進法」という。第十一条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは利用促進法
第三十二条第二号	第二十三条第一項	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	利用促進法第十一条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)
第二十七条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条の見出しを「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品」を「食品等」に、「以下この項」を「次号」に改め、同項第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第十八条第一項	前条第一号に掲げる業務	前条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)第十五条第一項第一号に掲げる業務
第十九条第一項	第十七条第一号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項第一号に掲げる業務
第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号	第十七条各号に掲げる業務	第十七条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項各号に掲げる業務
第二十五条第一項第三号	この節	この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
第三十二条第二号	第二十三条第一項	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項
第三十二条第三号	第二十四条	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条

(中心市街地の活性化に関する法律等の一部改正に伴う経過措置)

第二十八條 附則第七條第一項の規定により新食品等流通法第十六條第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七條各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る当該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七條第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

一 附則第十九條の規定による改正前の中心市街地の活性化に関する法律第五十四條(第一号に係る部分に限る。) 同号

二 附則第二十條の規定による改正前の中小企業等経営強化法第二十二條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

三 附則第二十二條の規定による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第二十條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

四 附則第二十三條の規定による改正前の中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

五 附則第二十四條の規定による改正前の地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

六 附則第二十五條の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

七 附則第二十六條の規定による改正前の米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十一

條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号
八 前條の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号

(中小企業等経営強化法の一部改正に伴う調整規定)

第二十九條 施行日が産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第 号)の施行の日前である場合には、附則第二十二條中「第二十二條」とあるのは「第二十條」と、「第二十二條第一項第一号」とあるのは「第二十二條第一項第一号」と、「第二十二條第一項各号」とあるのは「第二十條第一項各号」と、「第二十二條第二項」とあるのは「第二十條第二項」と、前條第二号中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十條第一項」とする。

2 前項の場合において、産業競争力強化法等の一部を改正する法律第三條のうち中小企業等経営強化法第二十二條第二項の表第十三條第一項の項及び第十四條第一項の項の改正規定中「第十三條第一項の項及び第十四條第一項の項」とあるのは「第十八條第一項の項及び第十九條第一項の項」と、同表第十八條第一項、第十九條及び第二十條第一項第一号の項の改正規定中「第十八條第一項、第十九條及び第二十條第一項第一号の項」とあるのは「第二十三條第一項、第二十四條及び第二十五條第一項第一号の項」と、同表第二十二條第一項第四号の項、第二十一條第一号の項、第二十三條第一号の項及び第二十三條第二号の項の改正規定中「第二十二條第一項第一号の項及び第二十三條第二号の項」とあるのは「第三十二條第二号の項及び第三十二條第三号の項」とする。

(農林水産省設置法の一部改正)
第三十條 農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項第八号中「卸売市場の整備及び」を削り、「監督」の下に「その他卸売市場」を加える。

(罰則に関する経過措置)

第三十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

平成三十年七月九日印刷

平成三十年七月十日發行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K